

平成27年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	8	火	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情 ・議員派遣の件 		
	9	水	休 会			
	10	木	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4人） 		
	11	金	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会		
	12	土	休 会			
	13	日	休 会			
	14	月	常任委員会			
	15	火	常任委員会			
	16	水	休 会			
	17	木	休 会			
	18	金	休 会			
	19	土	休 会			
	20	日	休 会			
	21	月	休 会			敬老の日
	22	火	休 会			国民の休日
	23	水	休 会			秋分の日
	24	木	休 会			
	25	金	休 会			
	26	土	休 会			
	27	日	休 会			
	28	月	休 会			
	29	火	休 会			
	30	水	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			

月	日	曜	日	程	備	考
10.	1	木	休	会		
	2	金	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 陳情審査報告 ・ 所管事務調査報告 ・ 議員派遣の件 ・ 継続審査, 調査 ・ 閉会 		

平成27年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成27年 9月 8日

閉会 平成27年10月 2日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案56	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（平成27年度さつま町一般会計補正予算（第2号））	27.09.08	27.09.08	承認	—
60	平成27年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	〃	〃	原案可決	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	
57	さつま町個人情報保護条例の一部改正について	〃	27.10.02	原案可決	総務厚生
58	さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
59	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
61	平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	2 常任委
62	平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	総務厚生
63	平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	総務厚生
64	さつま町営住宅等条例の一部改正について	27.10.02	〃	〃	—
65	平成27年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	〃	—
陳情7	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書	〃	〃	一部採択	文教経済
発委2	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書	〃	〃	原案可決	文教経済
報告7	平成26年度さつま町一般会計継続費の精算報告について	〃	〃	報告済	—
報告8	平成26年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	報告済	—
報告9	平成26年度資金不足比率の報告について	〃	〃	報告済	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
	閉会中の継続審査・調査について	27. 10. 02	27. 10. 02	決 定	

平成27年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月8日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（平成27年度 さつま町一般会計補正予算（第2号））	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第60号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について	10
（提案理由説明）	
議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について	10
（提案理由説明）	
議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	10
（提案理由説明）	
議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	10
（提案理由説明）	
議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	10
（提案理由説明）	
議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	10
（提案理由説明）	
陳情について	12
議員派遣の件	12
散 会	13

○9月10日（第2日）

一般質問表	15
会議を開催した年月日及び場所	17
出欠席議員氏名	17

出席事務局職員	17
出席説明員氏名	17
本日の会議に付した事件	18
開 議	19
一 般 質 問	19
森山 大議員	19
「さつま町総合振興計画（第2次）」と「さつま町人口ビジョン・総合戦略」について	
川口 憲男議員	26
学校再編後の跡地対策について	
交流人口200万人の目標達成について	
上久保 澄雄議員	36
公民会無線設備の更新について	
道路行政の推進について	
川内川治水対策について	
岩元 涼一議員	47
原発の避難計画について	
プレミアム商品券について	
放置車両について	
散 会	56
○9月11日（第3日）	
会議を開催した年月日及び場所	57
出欠席議員氏名	57
出席事務局職員	57
出席説明員氏名	57
本日の会議に付した事件	58
議案付託表	59
開 議	60
議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について	60
（総括質疑・委員会付託）	
議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について	60
（総括質疑・委員会付託）	
議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	60
（総括質疑・委員会付託）	
議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	60
（質疑・委員会付託）	
議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	68
（質疑・委員会付託）	
議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	68
（質疑・委員会付託）	

散 会	6 9
○10月2日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	7 1
出欠席議員氏名	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員氏名	7 1
本日の会議に付した事件	7 2
開 議	7 3
議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について	7 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について	7 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	7 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算(第4号)	7 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	7 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	7 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	7 9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第65号 平成27年度さつま町一般会計補正予算(第5号)	8 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について	8 8
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	8 8
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について	8 8
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	8 8
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
報告第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	8 8
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
陳情第 7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため の、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	9 2
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため	

の、2016年度政府予算に係る意見書（案）の提出について ……	93
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第 7号 平成26年度さつま町一般会計継続費の精算報告について ……	94
（内容説明・質疑）	
報告第 8号 平成26年度健全化判断比率の報告について ……	94
（内容説明・質疑）	
報告第 9号 平成26年度資金不足比率の報告について ……	94
（内容説明・質疑）	
所管事務調査報告の件 ……	95
（委員長報告・質疑）	
議員派遣の件 ……	98
（決定）	
閉会中の継続審査・調査について ……	98
（決定）	
閉 会 ……	98

平成27年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

平成27年9月8日

平成27年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成27年9月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
4番	桑園 憲一 議員	5番	森山 大 議員
6番	東 哲雄 議員	7番	岩元 涼一 議員
8番	新改 幸一 議員	9番	木下 賢治 議員
10番	川口 憲男 議員	11番	米丸 文武 議員
12番	新改 秀作 議員	13番	岸良 光廣 議員
14番	上久保 澄雄 議員	15番	柏木 幸平 議員
16番	舟倉 武則 議員		

欠席議員(1名)

3番 宮之脇 尚美 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副町長	紺屋 一幸 君
教育 長	東 修一 君	総務課長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	財産管理課長	小永田 浩 君
町民環境課長	三腰 善行 君	福祉課長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課長	中村 慎一 君	健康増進課長	四位 良和 君
農政課長	上野 俊市 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽有 郁夫 君	建設課長	三浦 広幸 君
水道課長	岩元 義治 君	消防 長	若松 良尚 君
教育総務課長	角 茂樹 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）
（平成27年度さつま町一般会計補正予算（第2号））
- 第 6 議案第60号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 8 議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第10 議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 陳情について
- 第14 議員派遣の件

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成27年第3回さつま町議会定例会を開会します。

3番、宮之脇尚美議員から、本日の会議に欠席する旨、また、教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、平八重光輝議員及び2番、木下敬子議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から10月2日までの25日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月2日までの25日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、お手元に配付してありますので、口頭報告は省略します。監査委員から例月出納検査及び平成27年度備品監査結果報告等がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。これで「諸般の報告」を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で、7月17日の川内川改修促進期成会、ほか、2期成会によります九州地方整備局

の合同要望会に関する事項と、8月7日の地方創生に係る県内市町村長意見交換会につきまして、補足して御報告をいたします。

まず、7月17日に行われました川内川改修促進期成会ほか、2期成会によります九州地方整備局合同要望会についてであります。

昨年8月の広島市における土砂災害など、全国的にみると、毎年のように大規模な自然災害が発生いたしておりますが、本町を貫流する川内川におきましては、梅雨期の集中豪雨あるいは、この台風時期の豪雨のたびに各地において浸水被害を引き起こしてきたことから、防災・減災対策の強化を求める住民の声も、その大きさを増しており、川内川下流域におきましても、より一層の治水安全度の向上が求められてきております。

また、川内川流域の活力ある発展には、治水のみならず、潤いと安らぎのある快適な水辺空間の整備が必要不可欠でありまして、治水安全度の向上と快適な河川空間を実現する環境整備の両立が求められるようになっておりますことから、川内川流域の市町及び県が結束をいたしまして、九州地方整備局河川部長を初め、河川調査官、河川情報管理官等に直接面談をいたしまして、治水安全度のさらなる向上へ向けた要望活動を行ってきたところであります。

本町におきましては、激特の工事も終わっておるところでございますが、鶴田ダムの再開発事業の関係が、あとしばらく続きますので、これらの早期完成、そして、内水対策としての排水機場の早期整備及び排水ポンプ車の追加配備、宮之城屋地、虎居地区、時吉地区及び県立公園周辺の環境整備の早期実施など、具体的な要望を行ったところであります。

次に、8月7日に開催をされました地方創生に係る県内市町村長意見交換会についてであります。

まち・ひと・しごと創生の実現に向けてのテーマで地方版総合戦略並びに人口ビジョンの策定等について、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び県との共催により実施されたものであります。県市町村課からは地方創生について、知事は、「地域と一体となって10年先、20年先を見据えたプロジェクトを発掘することが重要であると訴えている。県としましても地域の関係者と連携を図りながら、実効性のある計画を策定してほしい」とのことでもございました。

また、今年度、国のまち・ひと・しごと創生基本方針におきましては、依然として、人口減少に歯どめがかかっていない、一方、地域経済は有効求人倍率あるいはこの賃金、就業数が上昇するなど、雇用面で改善はしてきておるけれども、消費の回復が大都市圏に比べおけている。そのため、1つ目には生産性を高めるなどの稼ぐ力を引き出す。2つ目に、意欲向上や目標達成のための刺激策としての地域の総合力を引き出す。3つ目には、民間の創意工夫などのみんなの知恵を引き出す。こういったことなどの方針が示されたところであります。意見交換の中では、私も来年度からの新型交付金に関する地方負担と国の財源の捻出について質問をいたしました。本年度は、地方創生のスタートであったために10分の10の交付率であったが、今後は地方交付税による財政措置も勘案をし、2分の1を基本としていきたい。

また、国の財源措置は、内閣官房から、関係省庁に財源の捻出等をお願いをするもので、この制度を恒久的なものとして措置をしていきたいとの回答でもございました。そのほか、ほかの団体からも、さまざまな御意見等が出されたところであります。本町におきましては、国、県等からの情報収集に努めながら、12月を目標とします総合戦略の策定に向けて、精力的に取り組みを進めてまいります。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第56号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第56号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは平成27年度さつま町一般会計補正予算（第2号）について、台風15号によります町道等の倒木による通行支障を解消する。あるいは、停電解消をするための伐採処理等に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めます。内容につきましては、企画財政課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第56号専決第5号」でございます。一般会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は8月25日の台風15号による被害対応に係る経費の補正に緊急を要したため、同日付で専決処分をさせていただいたものであります。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○川口 憲男議員

今度の台風災害によって組まれたわけですが、町長にお伺いいたしますが、こういう対策で専決でされたということは、非常に町民にとってもいいことだろうと思うのですが、このほかに今後、これに出てこなかったところに、相当まだ残りが出ていると思うんですが、これでしえなかった災害箇所についてどういうふうな対処をされていくのか、あるいはどこまで町の費用で見ているものなのか、そこら辺をお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほど、専決部分についての説明をさせていただきましたが、とにかく町道の通行に支障がある。そしてまた、そういった倒木によって停電を起こしておりますので、早く通電もして住民生活に支障がないようにということで、そういった電線の切断箇所、ほとんど道路沿いのところを中心にしております。

それからまた、公営住宅に住んでいらっしゃる方、生活に非常に支障が出てまいります。雨漏りとかそういうことありますので、そういった対応。それから学校の関係ですね。やっぱり、授業が、もう2学期が始まっておりますので、学校の授業に差し支えないような校庭の植木等の倒木というのが、あるいは枝が落ちたりとかですね、そういう処理が非常に緊急を要したというようなことで、こういう処理をさせていただいたところであります。児童遊園地もありますけども。そういうことで。

これ以外も、この後の3号補正、あるいは、また4号補正、段階的にこの調査をして、中身をもっと調査をせんにやいかんなどということがあります。これから、設計委託をして、これから工事

費の積算がわかるというものもありますので、まだ、これから、3号も出てます。今から説明しますけれども。それから4号、恐らくまた、最終日の10月2日ですか、その中にまた、御提案して御審議をいただくこともあろうかと思っておりますので。都合、専決まで含めると4回の補正をやって、早急な復旧に努めていきたいと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

昨日まで、相当、日にちも経過しているんですけど、町長の答弁のとおり、3、4、補正が今からも出てくると、それで対応していかれるということなんですが。特に、高齢化を迎えて、例えば倒木した根っこも、もう処分もできないんだというような町民の方々がたくさんいらっしゃいます。また、町長が以前、何らかの挨拶の中で、里山の活用策といいますか、整備ができていなかった点もこういうところにあるんじゃないかということで、非常に、その山自体も倒木とか、いろんな支障が出ているように感じます。

きのうも、遠くを回ったんですけども、町道の側溝を、もう我々ではどうしても上げきれないということで、今朝ほど、建設課のほうにも要請をしたわけですけど、今の風倒木等の対応が、さっき町長の話にありましたように通れるようにしていくんだと、その次に、いろんなところの整備を、作業班等でやっていくということなんですけども。

やはり、今、高齢化を迎えて、今度の台風を見てみますと、町民が非常に苦慮しているところは、たくさんあると思います。やっぱり、そういうところに町としても目を向けていただきまして、こういう補正、あるいは専決は、あとないんでしょうけども、補正の対応のところでもう少し、じっくり町内を見渡してもらって対策を講じていただけるような方向性をとっていただきたいと要望しておきます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

災害復旧関係で、お聞きいたしますけれども、今回の災害につきまして、それぞれ、災害復旧で各業者、頑張ってもらっているわけですが、ずっと見ていきますと、国道沿い、県道沿い、町道、農道関係、含めて、この災害復旧をされているわけですが、この関係で、管内の業者は全て協力というか、町からのお願いしたことは、そういう災害復旧に向けての協力をいただいたものか。Aクラス、Bクラス、Cクラス、それぞれランクがあると思うんですけども、その仕事の割り振りってというのはどんなふうにされたものかをお聞きをしたいと思います。

○建設課長（三浦 広幸君）

今の、新改議員の御質問に建設課として対応している範囲でお答えをしたいと思います。

今回の場合は、非常に大きいということで、台風の前から、建設業組合、それから建友会のほうに体制を整えるようお願いしまして、25日台風直後から、朝からだったんですけど、今、三十何社いらっしゃると思うんですけど、建設業組合、それから建友会、皆さん全員、お願いして、今の現在では、交通開放の風倒木の伐採が終わりまして、あとの処理に入っております、今、5地区に分けて、例えば、旧宮之城が2地区、あるいは旧鶴田が1地区、旧薩摩が1地区とかです、そういう体制で全員、フル活動をしていらっしゃる状況で。

今、建友会とか入っているんですけども、実質的に機能されていらっしゃる方が1社ございまして、そこの方につきましては、そういう人材がない、機械がないということで、そこについてはできないということで。あと、1社につきましては、建友会をもう脱退されたというようなことをお聞きしておりますが、正式にはどうかわかりませんが、そこにつきましても、直接、加勢していただくように建設課のほうからお願いをしております。

なお、町内の建設業者のAクラス、Bクラスにつきましては、国道、県道の維持管理業務を担っておりますし、そちらは大幹線である国道267、328、504、それから主要県道、そこから辺がどうしても優先されますので、そちらのほうを優先していただきながら、並行して、今、Aクラス、Bクラス、Cクラス、Dクラス、それから、それ以外の方も御協力いただき、フル活動をしている状況でございます。

以上です。

○米丸 文武議員

専決ということでございまして、緊急のインフラの、生活道等の通行の確保とかいろんな形の中で、質問がありました建設業の方々も、本当に、積極的に朝から、いろんな災害の風倒木等の除去に御協力いただきおりましたことに、私どもも町民として非常にありがたく感じておるところでございますけれども。

災害の関係で、専決ということで、とりあえずの町民の生活を行き来できたりするような、そういうような形の中での補正が上がってきておるわけですが、私は、今回の災害のことで、停電が1週間近く続いた場所がありまして、町水が行ってないところの水道の問題ですとか、それから、電話が回線が繋がらずに、いろんな不便な状況があったり、そういうような方が、高齢者の家庭の中で、いろんな不便がなされておりましたけれども、そういうことに対しまして、町の行政防災無線のほうについてもこれが聞こえない、色んな状況で、大変不安な時間を過ごされておりましたが。これに対しまして、この間、全協のときも出ましたけれども、町は今どういう状況にあるのかな、電気の回復状況はどうなのかな、あとどれぐらいかかるのかなというようなことで、大変不安に思っておられました。

そういうような状況に対して、今後はどのようにその対応をされていく考えなのかなというのが、本当に高齢者、独居、また老夫婦というような、そういう家庭の皆さんが不安を持っておられました。これに対する対応っていうのはしっかりと、私はしていただきたいと思うんですが。この補正に、専決には、直接金額的には関係ないんですが、その対応の仕方についてお伺いしたいと思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

今回の台風被害というのは、例年の被害と違って、電気が数日間も停電が続くというようなことがございまして、それが非常に心配なところで、ほとんど、今が電氣化の文化と申しましうか、電氣を通じた生活がほとんどでありますので、もう何日も来ないとなると、非常に日常生活に大きな支障が出るというようなことでございます。特にまた、一方では、水道のほうも電氣がないと、また、出ないということもありましたので、そういう最も大事なものが2つもないというのは大変なことだということで。電氣のほうは、早目に九電さんに対応していただくように、私どものほうからもしょっちゅう連携をとってお願いをしておりましたけども。これだけ、広範囲にわたっての停電でありまして、その復旧作業というのが、一挙には進まなかったようでございます。

そういうことで、そういった状況報告というのを、私どもも、あれを直さんにやいかんなあちゅうんですけども、そういうのの連携体制に対して、やっぱり九電さんともホットラインを設けて、そういう連携をとっていく必要があるかなと思っているところであります。

所長さんの方にも連絡をとって、それなりの体制もやっていただきました。しかし、もっと状況が適時適切に入って、町民の皆さん方に、その都度、お知らせをして安心感を与える。どの程度なったら通電が可能ですよとか、その辺の状況がわかれば、ある程度、落ち着かれるんでしょうけども、その辺が、なかなか広報が徹底をしていなかったということもあります。

防災行政無線も、公民会長さんを通じてやっぱり、地域によっては各戸に流れるということですから。公民会長のところにいわれる電気が来ないもんですから、結果的に通じなかったということになっておりますので、この辺は、周知徹底のあり方というのは、やっぱり広報車を以て、そういうようなところを走らせるとか、その辺のひとつの教訓を考えておるところであります。

そして、また、九電さんとか、あるいはNTTそういったところとの、日ごろのホットラインをぴしゃっととり合う、このことが大事かと思っておりますので、その辺は、今後、そういう関係の機関と十分協議をしまいたいと思うところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

今回の補正は、台風被害による必要最低限の生活を守るための専決と思っておりますが、この台風被害に対する町長の1つのお考えをお尋ねいたしますが、先ほど、風倒木の話も出ました。きれいな山だったものが折れたり、根こそぎ抜けたりして、非常に大変な被害になっております。

もう1つが竹林であります。竹のまちを称して、竹を売り出しておりますが、今回の国の創生事業においても、竹の事業をされております。そういう中で、場所によっては非常な被害を受けております。私も二、三お尋ねしたら、もう我々の年代、年ではこれを元に返すのはできないと、ほっとこうと、できないというようなお話をされる方もいらっしゃいます。

これまでのきれいな竹林を取り戻すには、個人の力ではとてもじゃないけどできないというようなお話もたくさんされております。そういう中で個人の補償というのはできないかもしれませんが、できれば、間伐とか除伐等に出されておりました補助金をふやしていただいて、元のきれいな竹林に、あるいは山林に戻すようなことはできないものか。このまま、ほっておくと、大変な荒れ放題の山、竹林がどんどん増えていくような気がいたしますので、その辺を今後の対策として、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、里山に限らず上のほうまで、相当、大きな木まで折れたり、あるいは根ごとやしとか、そういうようにひどい状況がございます。また、竹につきましても、竹林改良をして、余り風が通り過ぎて、かえって倒伏がひどいというところもあるようでありますし、密集をしたところは、本当に立ち入りもできないぐらいの状況になっておりますので、この辺は非常に里山の景観を保持する、あるいは今おっしゃったとおり、せつかくこうして、竹林改良をして、竹の町としての再興をしていこうと取り組んでいる中で、やる気をなくされるわけでありまして、これについては、今、チップに持っていく、そういう改良をして、その上乘せをしておりますけども。これを、今度の台風対策の処理として、木もなんでしょうけど、やっぱり考えていかにやいかんというふうに思っております。

具体的に、どのような形で整備をしていくかというのは、これから詰めをする必要がありますけれども、何らかの処理をしていかないと、本当、自分では恐らく、元気な人はいいいんでしょうけども。高齢者の皆さん方っていうのは、自分で入って行っていくのは、なかなか難しいでしょうから。持ち主の方がどこかの専門の業者に、あるいはそういうところをお願いした場合に、幾らか助成をすとか、そういうことも今の竹林改良の整備とは別に考えるのか、この中でやっていただくのか、もうちょっと検討させていただきたい。その辺は前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって「議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」は承認されました。

△日程第6「議案第60号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第6「議案第60号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第60号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。これは、先の議案第56号と同じく台風15号災害に関連しての公園費に要する経費及び農業農村施設費、教職員住宅管理費、中学校管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億7,495万5,000円とするものであります。

台風15号関連だけではございませんけれども、主にそういったものも入っておりますので、御理解いただきたいと思っております。内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第60号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第60号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第7「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第8「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第10「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第11「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から、日程第12「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」まで、以上の議案6件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第57号から59号まで、及び議案第61号から議案第63号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、社会保障番号制度、いわゆるマイナンバー制度であります。この施行に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」であります。

これは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組合法に規定する年金に関する規定が、厚生年金保険法に一元化される。ことしの10月から、こういった公務員の共済についても、厚生年金に一元化されるということになったわけですが、こういったことに伴いまして本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

これは、先ほどの、議案第57号と同じく、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、道路橋梁費に要する経費及び畜産業費、保育所運営費、児童福祉費、並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億949万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,444万7,000円とするものであります。

次に、「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、保険給付費、諸支出金及び保険事業費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,885万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,971万1,000円とするものであります。

最後に、「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、包括的支援事業、任意事業費に要する経費及び徴収費、繰り出し金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,164万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,102万9,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

提案理由の説明中でありますが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね、10時35分とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時34分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町民環境課長（三腰 善行君）

先ほどの説明で附則の説明を漏らしておりましたので失礼いたしました。追加して説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、議案第63号でございます。「平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま、議題となっております各議案に対する総括質疑は、9月11日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第13「陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「陳情について」であります。本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第14「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定しました。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月10日は午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

散会時刻 午前11時04分

平成27年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

平成27年9月10日

平成27年第3回定例会一般質問
平成27年9月10日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(5) 森山 大	<p>1 「さつま町総合振興計画（第2次）」と「さつま町人口ビジョン・総合戦略」について</p> <p>(1) 「さつま町総合振興計画（第2次）」の策定状況と町長の政策理念の反映について伺う。</p> <p>(2) 「さつま町人口ビジョン・総合戦略」の策定状況と町長の地方創生に対する基本的な考えを伺う。</p> <p>(3) 両計画の整合性について伺う。</p> <p>(4) 「さつま町振興計画審議会」と「総合戦略策定委員会（有識者会議）」の意見の調整について伺う。</p> <p>(5) 人口減・子育て支援策、地方創生についての課題について伺う。</p>
2	(10) 川口 憲男	<p>1 学校再編後の跡地対策について</p> <p>(1) 地域の拠り所でもある小学校が、来年3月に一部閉校となる。閉校後の跡地活用策に対する地域との話し合いが必要と考えるが、現在の状況等について伺う。</p> <p>2 交流人口200万人の目標達成について</p> <p>(1) 本年も学校、団体などスポーツ合宿が誘致されたが、多くは民間団体が奮闘されているので、町としても交流人口の増加を図る観点から強化合宿地として、町有グラウンドの整備を進め、有効的に活用する考えはないか伺う。</p>

順番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
3	(14) 上久保 澄雄	<p>1 公民会無線設備の更新について</p> <p>(1) 「周波数再編アクションプラン」の策定等に伴い、現行の公民会無線放送制度における影響と町としての対策をどう捉えているのか伺う。</p> <p>2 道路行政の推進について</p> <p>(1) 町道の整備要望に対する対応状況と道路行政推進に対する基本姿勢について伺う。</p> <p>3 川内川治水対策について</p> <p>(1) 18 災河川激甚災害対策特別緊急事業実施後における要整備箇所の現状と今後の整備見込みについて伺う。</p> <p>(2) 具体的な内水排水対策について伺う。</p>
4	(7) 岩元 涼一	<p>1 原発の避難計画について</p> <p>(1) 川内原発の不測事態に備えて避難計画が策定されているが、その後の状況変化によっては見直しを行なうなどの対応が必要になってくる。策定後の期間と事象を考慮した場合、実効性のあるものとなっているか伺う。</p> <p>2 プレミアム商品券について</p> <p>(1) 経済対策の一環として本町でも取り組みがなされてきたが、これまで実施されてきたプレミアム商品券の発行が町内経済へもたらした効果をどのように分析されているか伺う。</p> <p>3 放置車両について</p> <p>(1) 国道504号線沿いの路側帯に放置されている車両がある。地元から撤去要望がなされているが、依然として放置されたままである。関係機関と協議して早急に撤去すべきではないか伺う。</p>

平成27年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成27年9月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
4番	桑園 憲一 議員	5番	森山 大 議員
6番	東 哲雄 議員	7番	岩元 涼一 議員
8番	新改 幸一 議員	9番	木下 賢治 議員
10番	川口 憲男 議員	11番	米丸 文武 議員
12番	新改 秀作 議員	13番	岸良 光廣 議員
14番	上久保 澄雄 議員	15番	柏木 幸平 議員
16番	舟倉 武則 議員		

欠席議員(1名)

3番 宮之脇 尚美 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副町長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	財産管理課長	小永田 浩 君
町民環境課長	三腰 善行 君	福祉課長	鍛冶屋 勇二 君
健康増進課長	四位 良和 君	商工観光課長	羽有 郁夫 君
建設課長	三浦 広幸 君	教育総務課長	角 茂樹 君
学校教育課長	佐々木 好彦 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただ今から平成27年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

3番、宮之脇尚美議員から、本日の会議に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせします。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、5番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。通告にしたがい質問をいたします。

その前に8月25日未明に襲来しました台風15号で本町におきましては、建物の被害、農作物の被害、倒木や停電等大きな被害が発生しましたが、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を願っております。

それでは、通告にしたがい1回目の質問をいたします。

さつま町総合振興計画（第2次）とさつま町人口ビジョン・総合戦略についてお伺いをします。

1点目、総合振興計画については、現在さつま町総合振興計画の第2次の作成に入っておりますが、その策定状況と町長の政策理念等については、どのように計画に反映される考えなのかお伺いをします。

2点目、さつま町人口ビジョン・総合戦略、これについては、総合ビジョンと総合戦略を策定しなさいと総務省が言ったわけで、安倍内閣の大きな1つの戦略として、地方創生の一環として各地方においても、人口ビジョン・総合戦略の策定に入っておりますが、先日骨子なるものが提示されて示されましたけれども、どのような日程、形で策定されていくのか、また町長はこの総務省が進める地方創生については、どのような基本的な考えをお持ちなのかお伺いをします。

3点目、さつま町の総合振興計画は計画10カ年、基本構想10カ年、基本計画5カ年間の町の重要な政策の基本的な方向を定め、地域づくり、まちづくりを進める1番根幹となる政策である。

また、人口ビジョン・総合戦略の地方創生も、今後5カ年取り組むべき大事なさつま町の計画であるとするれば、人口減対策であったり、農業、教育、子育て支援、産業振興であったりいろんな密接な関係があるわけで、内容的には多分同じことを言わないといけないようなことになると思うんだけど、だから両計画の整合性をどのようにとろうとされているのかお伺いをします。

4点目、両計画の策定に当たって、振興計画においては、振興計画審議会、人口ビジョン・総合戦略においては、総合戦略策定委員会を設置して、それぞれ意見を伺って、それを計画に反映されるということで進められておりますが、両委員会に重なって委員になっていらっしゃる方もありますが、どのような意見が出されて、その意見はどのように反映されてきたのか、その点についてお伺いをします。

5点目の地方創生についての課題について何うが、これまで小泉元総理のときから始まった地方分権とか、まだ前はふるさと創生1億円事業とか、いろいろ地方を活性化するいろんな施策と

か考え方がいろいろ言われてきているけれども、結局、首都圏一極集中が全然止まらないという意味で、今、地方創生という言葉が出てきているけれども、非常にいろんな課題をはらんでいるというふうに私は考えます。

そういう意味で、人口減とか子育て支援とか地方創生について、課題について町長はどういうふうにお考えなのかお伺いをします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。森山大議員のほうから、さつま町の振興計画の第2次と、さつま町人口ビジョン・総合戦略についての御質問5点ほどいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず初めに、総合振興計画の策定状況と町長の政策理念の反映についてであります。

総合振興計画の策定状況につきましては、昨年度から町民アンケートの実施あるいはこの町民ワークショップの開催をいたしておりますし、役場内部におきましても係長職の策定部会を初め、課長、係長を除いた全ての職員が参画をするということで、ワーキンググループによります検討を進めてきているところでございます。なお、今回の基本構想では、ひと・まち・自然をキーワードにいたしまして、私が述べておりますキャッチフレーズである、夢と希望の持てる元気な町、並びにこのさつま町らしさを表すようなものについて、総合的に検討しながら計画に反映できるようにこの、指示をいたしているところでございます。

次に2番目の、総合戦略策定の基本的な考え方でございます。

過去の計画づくりというのは、基本的には人口が増加をするということが、全ての前提になっておったわけでありまして、近年、人口減少社会を迎えておりまして、こういった人口減少を想定した社会というのは、今までかつてなかったことでございます。

今回の地方創生につきましては、根本的に人口問題でありまして、将来にわたって人口の減少をどう緩やかなものにしていくのか、あるいは人口減少の中で、どのような社会をつくっていくのか、これを町全体で考えまして、今できることを実行していくことというふうに認識をいたしているところでございます。

柱になりますのは、先日も御説明申し上げましたとおり、国が示しておりますとおり、この1つは若い人が安心して働ける雇用の確保というのが何より大事かと思っております。

そしてまた、2つ目には、移住、定住こういったことで地方への新しい人の流れをつくることだというふうに考えております。

それから3つ目は、若い世代のこの結婚、子育ての環境、これをやっぱりしっかりとつくり上げていくことが、これからの人口の減少の歯どめがかかるというふうに考えています。

4つ目は、時代にあった地域づくりということでございますので、やはりさつま町はさつま町ならではの特色がありますので、そういったことを視野に入れながら取り組んでいきたい、以上のこの4つのことが基本になるかと思っております。

また、地域の現状分析としまして、雇用を初めとします課題の把握とかあるいは、経済を牽引する業種の把握、こういった地域特性の分析、さらにはさつま町の自然、豊かな資源、あるいは昔から根差しております地域の文化、あるいはさつま町の観光、こういった地域資源というものをうまく活用するというを視野に入れながら進めていきたいと考えております。

続きまして、総合戦略策定にかかわりますこれまでの状況についてであります。

昨年の9月に人口減対策にこのプロジェクトの調整会議を設置をいたしたところであり、職員提案もしていただきながら、本年2月には私を本部長とします、まち・ひと・しごと創生本部会議を設置をいたしました。

3月におきましては、地方創生に即効性があり、また先駆けとなる形で交付金事業というのがございましたので、これを受けるべく国に申請をいたしまして、具体的にはプレミアムつきの商品券を発行いたしたところがございます。

そしてまた、今、先ほどありましたとおり、若い世代の子育ての環境を整備するという、保育料の軽減措置を図るために、こういった助成措置も取り組んだところがございます。

そして、7月におきましては、産業、金融、メディア等、いわゆる産学官金労言のこういった外部組織の有識者によります総合戦略策定委員会を組織をいたしまして、内部の専門部会とともに、総合戦略の策定に向けた取り組みを進めておるところでございます。

現在は、基本的な方向性を取りまとめましたので、総合戦略の骨子としまして、及びまた人口の現状をお示しをしまして、先般も全員協議会で御説明申し上げたとおりでございます。

今後におきましても、随時、議員の皆様方とか、あるいは各方面からの意見等も踏まえながら、素案、最終案をつくりまして、12月には人口ビジョンを含めたところの総合戦略を策定することにいたしておるところであります。

次に、3番目の両計画の整合性についてでございます。総合振興計画につきましては、町の最も上位の計画でありますので、この戦略プランにつきましても、当然向かうべき方向というのは同じであると、ベクトルは一緒であるというふうに考えております。

一方の総合戦略というのは、子育てとかあるいは仕事、定住、こういった分野におきまして、総合戦略についてであります。子育てあるいは仕事の関係、定住の関係こういった分野におきまして、成果指標という、いわゆるKPIというものを設定するというようになっておりますので、具体的な施策を展開する個別計画の位置づけになりますが、当然ながら総合振興計画における基本計画の方向性において、整合を図っていく必要があると考えております。

次に、4番目の振興計画の審議会と総合戦略の有識者会議の意見の調整でございます。あとからスタートいたしました総合戦略の有識者会議におきまして、総合振興計画の町民アンケートの結果とか、あるいは町民によりますまちづくりワークショップの結果を十分説明いたしてきたところがございます。

審議会と同じ資料を用いまして、共通認識のもとに有識者の御意見等をいただいているという状況でございます。また、審議会と有識者の意見等につきましてはそれぞれ計画をこれからつくり上げていく過程におきまして、反映をしていただきたいということでございまして、これからいよいよ本格的なそういった作業になるかと思っております。

最後に、地方創生についての本町の課題ということでございます。1番の課題というのはやはり若い人たちが外に出て、再びふるさとに帰ってくる率が少ないということではないかと思っております。そのためにはやはり地元で仕事を見つけられるという環境をつくり上げるということが、1番先決ではないかと思っております。その次に、定住、結婚、子育て、そういう流れをつくる、こういったことで総合戦略の素案に向けて、今準備を進めておるところであります。

地方創生につきましては、基本的に国と地方の全体で取り組んでいく課題でございますので、これからも人口そのものは日本全体でもう減っていくということには、しばらくは続くかと思っております。

そういうことで、今一生懸命取り組んでいる地方創生っていうのは、この効果っていうのはすぐ表れるものじゃない。やっぱ60年とか70年とかそういう後において、実を結ぶものだと考

えております。そういう段階で、日本の人口減少に歯どめがかかっていくのではないかと考えておまして、非常に長いスパンで考えていく取り組みでございます。

今やらなければ、さらにまた今おっしゃっておりますとおり、1億2,000万人が8,000万程度に減ってくんじゃないか。やがてはもう日本も減ぶんじゃないかというようなことまで危惧をされておりますので、何らか今の段階で手を打つ必要があるということで、国を挙げての取り組みになったところかと思っております。町としましても、一生懸命取り組みを進めてまいりたいと思うところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○森山 大議員

今、町長のほうからいろいろと答弁をいただきました。それでは私のほうから順次質問をさせていただきます。

今、町の振興計画については、総合戦略は示されたけれども、まだ、町の振興計画については策定中で示されていないんだけど、基本的なまず考え方として、いつごろ議会に素案を示す考えなのかお伺いをします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

総合振興計画の議会への素案の提示についてでございますけれども、一応、9月の下旬に第1回目の振興計画審議会におきまして、基本構想及び基本計画について提示をしたいというふうに考えているところでございます。初めての1回目ということで、内容については出すわけですが、そこで御意見をいただきながら整理をしていくということで、審議会のほうに諮問をするその段階の前ということで、最終的には年内に基本構想並びに基本計画を策定したいということでございますので、この人口ビジョンの流れとあわせて、議会のほうには説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。まず1回目については9月の下旬ということで考えているところでございます。

○森山 大議員

1点だけ、正式に議案として何月議会に予定をされておられるんですか。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

当初のスケジュールからいきますと、12月議会に基本構想の上程をしていきたいということで、作業を進めているところでございます。

○森山 大議員

それについては、了解をいたします。

町長は、この振興計画の中で特にこれとこれは重点的にしたいとか、前の計画では重点プロジェクトというような形で、特に重点的にすべき政策というのを明示してあったんだけど、次の計画においても、やっぱりそういうようなことを計画の中に盛り込む考えがあるのかどうかお伺いをします。

○町長（日高 政勝君）

プロジェクトを重点的に上げてきたわけでありましてけれども、今あの将来像とかいろいろ検討を進めておりますけれども、基本目標というのを5点ほど一応考えているところでございます。

特にこのプロジェクトということもありますが、特に基本目標を定めて、それに基づいて具体的な基本計画を定めていきたい、そのような考えをもっているところであります。

○森山 大議員

5点ほど考えていると、基本目標としているということでございました。了解いたします。

先ほど言いましたように、さつま町の総合計画の骨子ということで、先日議会のほうにも骨子

が配付されましたけれども、人口ビジョン、これについては人口の基礎データは示されているけれども、人口問題研究所の推計はあるけれども、この総合戦略を踏まえてさつま町の人口をどうしたいと、どれぐらいには推計よりもこうしたいというような、人口ビジョンについては策定されるのかどうかお伺いをします。

○町長（日高 政勝君）

基本的な部分になるんですね、この人口問題をいかに今2万二、三千人の人口がありますので、1番基本になるのはこの戦略プランというのは人口ですので、人口についてはやはりしっかりと目標を据えて取りかかると、それをもっていろんな施策が出てくるわけでありますので、やはり目標を何人ということを決める必要があるかと思っております。

例えば合計特殊出生率というのは、今さつま町の場合1.七、八ぐらいありますので、例えばこれをどのぐらいまでもっていくとか、総人口を大体これまで、これはそこまで踏み込む必要があるかと思っているところであります。

○森山 大議員

この件については、町長、策定をされる考えはあるのかないのか。ないわけですか。

○町長（日高 政勝君）

策定をする必要はあると今申し上げたところでございます。

○森山 大議員

策定をするということでございますので、質問いたします。

長島町のものを先般、議員研修会の中で配付をされて説明を受けましたけれども、長島町はいろんな総合戦略を通じて、こういう形で人口を推計値よりも少しでも上げたいというような考え方のプランになっていますが、我が町ではそのあたりは、どのようなふうな人口ビジョンになるのかどうか、今その考えがまとまっておればお聞かせをいただきたい。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

現在、先般の全員協議会のほうで骨子案を出したところでございますけれども、素案に向けまして、この人口ビジョンのほうも整理をしていくということで、今ありましたように、目標数値というものを明記をしていきたいというふうに考えているところでございます。

国が示しておりますのは、2040年、60年の目標という形になっておりますけれども、2040年でいけば1万五千ちょっとという人口となっておりますが、この人口減少について、どれだけ緩やかなものにするかということで、今素案の中でいろんな施策について検討を進めているところでございますので、そういった重要な施策を整理をしながら、目標の数値といったものを素案の中で明記をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ですから、まだ今の時点で何人ということとは言えませんけれども、やはりそういった穏やかに緩やかな減少にしていくという目標をもって、いろんな施策の整理をしていくということで考えているところでございます。

以上です。

○森山 大議員

人口ビジョンは、非常に難しいと、例えば長島町のこれを見ても、非常に予測よりも高い目標を持ってビジョンを策定されておりますけれども、本当に達成できるのかどうかというのは、非常に難しいものがあるんじゃないかというふうに思います。

例えば長島町では、ブリ奨学金とか、子宝祝い金というような具体的な政策を入れて、これでふやすんだというような計画、戦略になっていますけれども、さつま町のこの今総合戦略を見ると、従来の計画、従来の政策がほとんどで、人口増につながるのかそれに直結するような何か目

新しい政策というのが、なかなか見受けられないような気がするんだけど、そこいらは町長はどうお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

一応まだ素案の段階ですから、私もこれから具体的にそれこそこういった目標が達成できるような、相当なあれを出していかなと難しいんじゃないかなと思っておりますので、通常の今までしたことに加えて、やっぱりそういう特筆すべきようなそういう施策というのを打ち出していく必要があるかと思ってるところです。

○森山 大議員

次に、整合性についての中で、両審議会の中で、委員の重複もあるんだけど、全く共通した同じ思いの意見がどのようなものがあつたものなのか。また、逆に全く見方、考え方が違うような独自のとか、そういう意見とか案というものがあつたものかどうか、お伺いをします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

策定委員会のほうの有識者会議につきましては、今2回開催しておりますけれども、専門部会との合同会議ということで、骨子案の柱的などところについて、いろんな幅広い御意見いただいたところでございます。

基本的に、総合戦略の策定委員会の中で出されました意見としては、やはり先ほど説明がありましたように、雇用の関係でありますとか、子育て、それから産業振興、これらにつきましては、全て総合計画でも同じテーマを持ちながら考えているところでございますので、内容についてはいろいろと重なる部分があるかと思っておりますけれども、総合戦略で1番言われましたのは、国も言っておりますけれども、やはり町としてのオリジナリティーがほしいと、インパクト、先般もありましたけれどもそういったものがほしいといったような意見、それから農業関係も踏まえまして、高校とかそういったところの連携とか、こういったもの等も出されているようであります。

それから、まず農業分野におきますと、いろんな作物があるけれども、もう少し付加価値を高めて販売戦略的なものを進めるべきではないかとか、そういったような御意見が出てきておりますので、さまざま出ておりますが、今までの総合振興計画の審議会の中でもいろんな意見が出されておまして同様の話が出ております。

振興計画におきましては、方向性を定めていく計画でございまして、具体的に事業名を個々出していく分ではございませんが、総合戦略におきましては、やはり先ほどありますように、目標数値といったものをきちっと定めていくというところがございまして、総合戦略においてはそういった具体的なものを、今素案に向けて精査しているところでございます。

そういうことで、今度策定委員会のほうも有識者会議のほうに素案のほう少し進めた段階で御意見をいただきたいということで、そこで出されました意見は、また総合振興計画審議会のほうの分にも反映してくるといふふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森山 大議員

このさつま町のこの2つの審議会、委員会につきまして、2つほど質問をしたいと思います。

1点は、このメンバーにされたのは、何か考えがあつたことなのか。対外的な有識者は余りされなかったわけけれども、やはり内側からの視点もだけど、対外的な視点とか都会から見た視点とか考え方、意見というのを取り入れる考えはなかつたのか。

2点目は、2つの審議会でも委員も重なったりもしているし、せっかくの同じ思いのさつま町をどう活性化するかという両方ともそういう意味の会だから、両方の合同会議でもして、もっと

活発にいろんな意見を交換するというようなことも考えられないのかお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

委員のメンバーでございますけれども、総合振興計画については、それぞれ条例で委員のメンバーってというのはある程度定められておりますので、そういった方々の団体の代表の皆さんとかお願いをしているところです。

今回の総合戦略のメンバーについては、先ほどからあります、いろんな各界、各層の皆さんから幅広く意見を聞くということですので、そこを重点におきながらメンバーをお願いしたところでございます。

もちろん外部的な、外から見たさつま町という見方も当然と入れていくべきであるとしておりますので、そういう方々の意見を入れるために、こういった方々もお願いをしたところでございます。

おっしゃるとおり、審議の検討の段階で、やはり総合振興計画と先ほどから出ておりますとおり、この戦略プランも大体方向性っていうのは一緒ですので、合同会議を必要な時期はしてもいいのかなと思っております。その辺はまた今後具体的なほうに日程調整ができるようであれば、そのような機会を設けていきたいと思っております。

○森山 大議員

最後になりますけれども、いろいろ質疑をしてきましたけれども、先日、さつま町総合戦略の骨子を説明されたときも、町長は非常に厳しいと、難しい問題であるというような認識を示されました。私もこうして質問をしていますが、非常に難しい大変な問題であるというふうに考えます。

骨子を見ましても、新規事業もあまりないようですし、なるほどこれならうまくいくというすばらしいアイデアや政策も見当たらないし、従来の考えや政策を引き継いだものがほとんどであり、執行部の苦悩がわかるような気もいたします。

国は計画をつくれと言いますが、こうすれば必ずうまくいくという決め手もなく、計画はできても、本当に実行できるのか、効果は上がるのか、予算は幾ら必要なのかと考えると不安な気持ちになります。

国は今、地方創生と言っていますが、以前ふるさと創生という言葉もありました。また、この前までは、地方分権、地方分権と盛んに言っていましたが、今はほとんど聞かれません。どうもこれらは地方に対するイメージ優先の選挙目当ての政策ではと勘ぐりたくなります。

このような中、全国知事会も昨年7月に少子化非常事態宣言を発していますし、経団連も本年7月に、人口減少への対応は待たないとして提言も行っています。経団連は、若者が安心して結婚できる環境をつくり出し、子育て世代を暖かく見守り、手を差し伸べる社会を構築し、若い世代が結婚、妊娠、出産、子育てに対して前向きに考えられる社会を実現することが必要であると言っています。

地方創生にしても、人口減対策にしても、子育て支援にしても国の根幹をなす大事な大きな問題であり、国が主体的に取り組む問題であると考えます。

例えば、今保育料にしても市町村が上乘せをして軽減をしています。子供の医療費にしても、市町村の政策として無料化を多くの市町村で実施しています。また保育所、学童保育にしても、延長保育にしても、まだまだ十分ではありません。これらは多くの子育て中のお母さん方に聞くと、必ず要望として出てくる話です。これらを市町村の判断ではなく、国の政策として国の子育て支援の重要政策としてできないのでしょうか。

また、地方に働く場をとるのであれば、地方に企業や工場を移転するような政策を国が進め

るべきです。例えば地方に移転すれば、補助金や税制で優遇するというような制度をもっと強力に進めるべきです。

このようなことから、町長に提言として申し上げますが、人口減対策、子育て支援策、地方創生にしても、先ほど申し上げましたように、もっと国の責任でやってほしということを、町村会を通じてでもいいですし、町長が直接代議士の先生方に対して要請していただきたいと考えるのですが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

今回の地方創生の関係につきましては、本当あの全国を挙げて、ただ地方の問題に捉えないことで、国全体にかかわることでもありますので、先ほど極端なことを申し上げましたけども、このままの推移でいくと日本の国はなくなっていくんじゃないかというぐらいに危機感が非常にあるわけです。

したがって、今回そういう形に国も腰を上げたと思っております。いわゆる増田ショックというのがあって、今の1,700ぐらいある市町村の数が896まで減りますよと、そういうショッキングな発表があってから、国もこれじゃいかんということになって、こういう形ができたことは、ある意味ではいいことだったなあと思っております。

したがって、このことの課題については、もう国、地方もやっぱり一体となって取り組んでいかないと、ほんとに日本の社会というのは、もう今までのシステムががらりと変わって、ほんとに大変な時代になるのかなと思っておりますので、やっぱり若い人たちは頑張って子供が生まれる、そういう社会をつくり上げていかなことには、これはもう社会のシステムがほんとに崩れていくと思っておりますので、これはほんとに真剣にこれからも対応していきたいと思っております。また、そういったことについては同じ気持ちでありますので、国に対してはいろんな機会にまた強く町村会等も通じながら、要請をしていきたいと思っております。

○森山 大議員

今、町長も力強い決意がありましたので、ぜひその方向で行動していただきますよう要請いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、森山大議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

それでは、2番目の私のほうから質問をいたします。

さきに通告しました、1番目に学校再編後の跡地対策について。2番目に交流人口200万人の目標達成についてでございます。

まず、学校再編後の跡地対策について、質問をいたします。

地域のよりどころでもある小学校が、来年3月には一部閉校となる。これまで地域に親しまれ、学校とともに歴史を築いてきた地域は、一抹の寂しさを感じていらっしゃるようです。

しかしながら、これも時代の流れと一言で済みますのか、今後のこの地域のあり方、進む道は行政としても跡地活用対策の提案や、十分な話し合いをすべきと考えております。残り半年となった今、町の取り組みの状況、またその地域への思いはどうか、町長に伺いたいと思います。

次に、2番目の交流人口200万人の目標達成について。

ことしも、学校団体とスポーツ合宿がたくさんありました。それには多くの民間団体が自主的に奮闘されている姿が目に見えます。これまでさつま町は、水泳のまち、吹奏楽のまちとか、ほ

かに陸上、ラグビー、野球と多彩にわたり進められてきたが、まちを挙げて行政が大きく取り組むスポーツ誘致には見えない、まちが掲げる交流人口200万人を達成するには、地域の運動場や施設の有効活用が大きいのではないかと考えます。いまだ活用策が可能な運動場、施設があるグラウンド整備や情報の発信等、行政自ら取り組む姿勢はどうか。また、年次大会の開催と、外部からの大会誘致に、行政としての支援対策の考えがあるのか。町長の考えをお伺いします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから2項目にわたりましたの御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、学校再編後の跡地対策についてでございます。先ほどの森山議員の質問にもございましたように、今日の社会というのは、非常に人口が減っていく、その減り方も著しいということ、先ほども議論があったところでもありますけれども、本当に人口減少社会のひずみというのを、ひしひしと感じております。

地域のシンボルであり、最も身近な小学校がなくなるということについては、ほんとにこういう時期にめぐりあわせたことも1つはあれなんですけれども、ほんとに為政者として、断腸の思いそのものであります。

御承知のとおり、第1次の学校再編計画につきましては、昨年6月議会におきまして、関係条例を可決いただきまして、現在該当校を中心に再編準備委員会を設置いたしまして、協議を重ねていただいております。来年4月からの再編開校ということに向けた準備を鋭意進めているところでございます。

御質問にありますように、この再編準備とあわせまして、閉校後の跡地活用に関しましても、本年度の私の施政方針でも申し述べましたように、本年1月に設置をいたしました本町全課長をメンバーとします、跡地等利用検討委員会を設置をいたしまして、会議を重ねております。また、幹事会という下部組織も設けておりますが、そういったことも開催しながら、この跡地活用に関する方向性、そういうことを定めるための協議を重ねているところでございます。

現在、該当となります区の公民館におかれましては、当面この閉校記念行事とかあるいは来年の閉校記念式典をどうするかと、これに精力的に取り組んでいただいております。地域と学校が一体となったこの話し合いが重ねられまして、決定した事項については実行に移されておりますが、この跡地活用に関しましてもいろいろと話題となりまして、鋭意検討も行われていると聞いているところでございます。

町といたしましては、この跡地等利用検討委員会を中心に、その下部組織としての再編対象地域の窓口担当職員を中心とする幹事会におきまして、御指摘の地域の意見、あるいは話し合いについての状況把握に努めております。

そしてまた町のホームページにおきましても、より多くの方々から広く跡地活用のためのアイデアを募集するためのページを立ち上げておるところであります。来年の4月以降には、文部科学省が開設をいたします閉校施設の有効活用募集ページ、これへも登録をしていきます。さらには関東さつま会とか関西さつま会あるいは県の関係機関との協議を含めまして、積極的な情報発信に努めて、地域の意向等を踏まえて有効活用に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、交流人口200万人の目標達成ということでございます。もっと整備を進めて有効的に

活用をする考えはないかということであります。

さつま町では、平成18年3月に策定をいたしました、さつま町総合振興計画の基本計画を踏まえまして、交流人口200万人を目標に、観光特産品協会などと連携をしながら、各種イベントあるいは観光宣伝、コンベンションタウンさつま推進協議会を中心に、年間を通してスポーツ合宿、あるいは大会の受け入れを行ってきているところであります。

交流人口の推移を見ますと、入場者数がカウントできる施設の入場者のみの計上ではありますが、平成24年度が約123万4,000人余り、25年度が127万7,000人余り、平成26年度は約126万8,000人余りということございまして、これ以外に当然カウント困難な施設も含めると、まだこれ以上の大きな数字になるものと考えております。

スポーツコンベンション関連の合宿等におきましては、現在のかぐや姫グラウンド、ここが非常に芝グラウンドが同じゾーンに3つあるということで、非常に人気を博しております。県外からもたくさんおいでいただいております。そのほかに宮之城運動公園のグラウンド、薩摩総合運動公園のグラウンド、こういった町民スポーツの施設、あるいはスポーツの種目によっては、IGRの京セラ、日本特殊陶業の宮之城工場の施設を利用されておるところであります。現在のところ、大会、イベント等の重複を除けば、グラウンドに関しての不足というものはないものと認識をいたしているところです。

町有グラウンドの整備につきましては、かぐや姫グラウンドとか宮之城運動公園のグラウンド、これについては一定の施設規模を有しております。各種大会とかスポーツ合宿等が定着をしております。交流人口の増に寄与する施設を担っております。

薩摩の総合運動公園につきましては、ちょっとグラウンドの排水がちょっと悪いということありますので、今後施設利用に支障がないように維持管理に努めてまいりたいと思っております。

2020年には東京オリンピック、パラリンピックと鹿児島国体という大きなスポーツイベントが開催されますので、本町もオリンピック、パラリンピックの事前合宿地としまして、誘致をしようということで、県単位のそういった事前合宿の誘致推進本部の設立準備会に参加をいたしております。

国体については、御案内のとおり、少年男子ラグビー会場として決定をしておりますので、今後またいろんな施設整備とか維持管理こういったものにも詰めて、交流人口の増加に努めてまいりたいと思うところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○川口 憲男議員

2問いたしましたので、まず学校再編の跡地対策からちょっとお伺いいたしたいと思っております。

これまでの地域のよりどころとして、学校が大きな今後は空間となります。地域、行政、一体となった将来の道筋は、今なすべき課題であり、町長に再度施策を伺いますが、校区では先ほど町長が答弁されましたように、閉校行事とか閉校記念式典とかというお話は地域とか学校で話し合いがされておりますが、私が申し上げるその跡地の対策については非常に苦慮されております。こうした地域が抱える難問に、一緒に膝をつきあわせて取り組む体制が必要であると思っております。

先ほど答弁の中にもありましたように、課長会を中心とする跡地利用検討委員会、それから下部組織である職員を交えた、地域職員ですか、地域職員のところで聞き取りやいろいろ話し合いの状況の把握に努めていらっしゃるということですが、どういうふうにして学校の跡地を地域のよりどころとして活用されていくのか、そこあたりのところがちょっと見えてこない状況が今もあります。

今、先ほどの森山議員の質問にもありましたけれども、地方創生の議論もある中で、町民と一

体とした取り組みも進めるべきと私も感じております。再度町長にその施策があるのか考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

この跡地利用については、町の施設ということには変わらないわけですので、当然町と地域と一体となって進める、それは基本的なことです。その前段として、どういう活用の方法があるかということをお互いに模索をしつつあるということでもありますので、いずれかある程度の考え方というのがまとまる段階においては、お互いに話し合いをして1つの方向を目指していくということになろうかと思っていますところであります。

やはり、どこの学校も同じように同じような利用の仕方もあるんでしょうけども、地域によっては地域なりの特色のある使い方もあるかと思っておりますので、そこらはやっぱり地域の皆さん方とじっくりと話を決めていく、こういう基本的な姿勢にいたしてるところであります。

○川口 憲男議員

今答弁のとおりです。やっぱり地域、その地域その地域の特性があって、その地域でなければできないところがあるということで、地域一体と取り組む、この姿勢がほんとに大事だと思っています。この学校統廃合対象地域づくりは、同僚の議員の中からも、もう数年にわたっていろいろな質問が上がっております。それから、今度は新たな地域づくりはどうするのかということも23年、25年のころから質問がなされております。

また、私たち議会でもいろいろな委員会のほうでいろいろ研修に行きました。そして、やっぱり跡地活用をどうするのか、どうした方法がいいのかということで、委員長名で最終報告もいたし、提言もしたところがあります。さつま町でもこういうところが入り入れられるところは多分にあるんじゃないかと思っています。

先ほど町長が申されましたように、地域でやるには、限界とは申しませんが、非常に苦慮するところがある。先ほどの森山議員の質問と同様に、人口減が進む中で、高齢者だけでそういう地域を支えていけるのか、そういうところもあるんですけれども、そういうところに人口ビジョンを組んで、どうしていくかということも大事だと思います。

私たちが、研修視察した中では、NPO法人化されて、いろんなことの活用策をされたところが多々ありました。やっぱりそういうところもいち早く行政として動いていくことが、私は大事じゃないかと思っています。各地区、地域にマッチしたそういう活動政策を地域担当職員でもいいし、あるいは担当部署でそういうところを回って、一緒になって膝を詰め合わせて話し合いをされていく、それであれば半年前ですけれども、これからでも私は遅すぎるんじゃないかと思っています。

町長、再度お伺いいたしますが、そういう話し合いを地域に持っていかれるような、今の時点で考えをもっていかれるような考えがあるのか、再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この土地活用について、一朝一夕にこうしていきましょとそういう簡単なことでは私はないのかなと思っています。非常に学校の規模からいって、屋体の場合は地域の生涯スポーツとか、いろんな大きな集会のときに利用する機会がありますけれども、校舎のこの2階建てを一挙にこの全てを地域で使っていくということに、非常に難しい課題だなと思っています。

したがって、校舎の一部をあるいは例えば合宿所とか簡易宿泊とか、あるいはそういったいろんなデザイナーの皆さん方に貸すとか、いろんな方法が全国でもそういう例がありますので、それにあった形の研究っていうのはこれからしていく必要がありますけど、これはやっぱり、こと話し合いに行っても来年4月からすぐスタートできますよというところに、なかなか難しいな

というふうに考えております。

しかし、そういうことばかりでも言うておられませんので、やっぱり長い期間学校施設を何も使わずに放置ということになりますと、またいろんな問題が出てまいりますので、できるだけ早い機会にそういった地域の皆さん方が、これならよかろうという方向が見出せるように、お互いに意見も出し合いながら、やっていく必要があるかなと思っておりますので、その辺はまた議会の皆さん方もいろいろ所管事務調査でも報告をいただきます、そういったことも十分執行部としましても参考にさせていただきますけれども、いろんな御意見をお聞かせいただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○川口 憲男議員

町長の答弁の中に、多方面でいろんな問題がこれは活性化に対して、跡地の活性化のためにはいろんな問題があるんだと、一筋縄ではいかないいろんなことが問題があるんだと、ですから町長は早くそういう話し合いを進めていく、そこで解決するちゅんじゃなくして、いろんな方向性を見出すことが私は大事じゃないかと思っております。それが1年かかるかもしれないし、2年かかるかもしれませんが、やっぱり、その地域とこの地域はどういうふうにしていったほうがいいのか、あるいはその地域で活用策ができるのか、先ほど申し上げましたNPO法人等に募集を、先ほども答弁の中にありました、いろんなところに出向いてホームページですか、等の中にもこういうところを入れて希望者を募るとか、あるいは県人会のところに行ってもそういうところをして進めていくと、いろんな方向性があることは私も十分承知です。だから、来年の3月で跡地になるけれども、その後をどうするか、その3月からどうこうじゃなくして、いち早くそれを進めていくことを求めているわけです。そういうことによって地域の人たちもある程度の自分たちの地域に対しての、目標とかあるいはやり方とかいろんなことができてくると思います。

地域、地域によってはいろんな対策があると、施策があるということも知っています。感じております。学校ですから、2階をどうするか1階をどうするか、いろんなことが問題があります。やっぱりそこあたりを、行政なり我々も当然入っているいろんな意見を聞いてどうこうということをやっつかないかと思いません。そのための常任委員会研修です。こういうところではこうやっていましたと、私たちも100%これがいいということは申し上げてないですけども、こういうことも参考にされるべきということで申し上げているんですけども。それと学校跡地もちろんおっしゃいましたように、体育館の活用あるいは校舎の活用、運動場の活用、広さとか規模的にも相当無理があるところはあります。しかしそこをやっぱり何度かの話し合いで解決していくところは行政の力じゃないかと思っております。10年前の行政と今の行政は私は違うと思います。やっぱり行政も自らその地に行って、町民と一緒に話合いをするということが大事だと思います。

隣の伊佐市では、大口南中の活用策ということで、皆さん、町長もごらんになったと思うんですけども、南中の活用策で、3点ほどのワークショップを行って、半年ですけども、中学校が統合されて半年ですけども、そういう活用策は少しは目に見えてきたということをおっしゃっています。

やはり、何かをしないことには動かないことにはこういうことは始まらないかと思いません。いろんな問題点を一緒になって解決していく、いろんな問題をクリアしていく、そういう姿勢が行政にも私たちにも大事だと思っておりますが、再度お伺いいたします。町長、私はいつも言うんですけども、隼より始めよ、何でもかんでもやっぱり一たんそういう会合を開いていかなきゃならないと。先ほど地域担当職員の方々の話が出ましたけれども、地域担当職員がどこま

でそういうのをして、ただ聞き取りと方向性を聞くだけなのか、そこあたりも問題があると思いますので、もう少し町長部局のところで、そういうこの跡地対策ということはものすごく大事に町長も思っているんじゃないかと。どういうふうにして、そこあたりを今後、そこをもっていかれようとしているのか、また私が申しますように、まずそういう話を最初から初めていくという考えをお持ちなのかお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどからもう繰り返し申し上げているとおりでありますので、とにかくこの問題は地域と一体とやっぱ話し合いをしていかんとまとまらんとおもうところでもあります。お聞きですか。

（笑声）白紙の状態にどうしようかと行政が入っていったときに、お前たちやいけん考えちょっとよと、当然言われるわけですから、その辺のところはやっぱ行政としては、こんな使い方がありますよというのをさまざまな形で情報を収集しながら、そしてやっぱこの地域に合ったような形はこんなことはどうでしょうかねと提案をしながら、お互いに意見を述べ合ってまとめていく、そういうことが大事かとおもうので、今、先ほど申しましたとおり、1月から既に課長会とかあるいは幹事会である窓口担当職員、そういう方々を中心に具体的に話し合いをしているわけです。ホームページにも先ほどありましたとおり、全国に、ここの学校の施設はこれだけの規模があります、これだけの土地の運動場があります。体育館はこうです。そういう平面図も出しながら、今出しているんです。外から見て、こういう学校で環境の、位置も出していますので、こういうところならこういう使い方があるんじゃないかなということで、情報発信をしておりますので、そういうところからの、また場合によってはこういう使い方があるんじゃないかと、もっとこう使わしてほしいとか、それもありますので、そういうことも投げかけておりますので。この辺は当然おっしゃるとおり、もう地域と一体となってこれからはやっつけていきますので、それはもう全く変わりません。

○川口 憲男議員

その先ほど申し上げましたように、ホームページとかいろんなところでも情報発信をしてるんだと、こういう施設に対してこういうのがあるということ発信してるんだということがありました。どういうのがありましたかとそういうところまではちょっと今でも聞きませんが、やはり今最後に申されたように、やっぱり地域と一体となって話し合いといいますが、話し合いといえど何かの目的がありますけど、先ほど町長が申されたように、どうしたらいいのかどうすべきなのか、あるいはその進む道といいますが、そういうところがやっぱゼロの状態から導いていかないと、話し合いしていかないと、いきなりここはこうします、こうしますじゃ反論もあるし、いろんなところも出てくると思います。

なぜくどく申すかですが、町長、この跡地対策、同僚議員が質問した中でも、学校統合対象地域の地域づくりはということで質問した中でも、町長の答弁は各区の活性化計画にも支援を考えている。あるいは教育長の答弁は、答申に沿った意見で検討していくと、こういうことがなされています。これは5年、4年ぐらい前の答えなんですけど、そのところは今後のに生かされてるのかといえど、そうではないと私は確信をしてこういう質問をいたしました。

また、1番肝心にくどく申して大変町長も気分を害されてるんですが、求名の狩宿分校が、私が調べたの23年の2月に閉校されました。このときにも跡地活用が議論をされました。地域の方々がどうにかして残していきたいからということで私たちも地域の方々とも委員会で視察をした後、地域の意見も聞きました。しかし現在も旧態のままなんです。

先日台風の後にも私も行きました。そのときは、やっぱし地域の方々がチェーンソーを持っているような倒れてる木を切って維持活動、あるいは周りの草を切ったりというようなことで、それか

ら後も全然活動、活動ちゅ言うちやいかんですね、地域でどうにかしていこうちゅ当初の話だったんですけれども、どうしても地域の方々も高齢化が進み、あるいはいろんなことがあったりして前に進まない。旧態依然のままの状態が続いてるわけです。

やっぱし町長こういうところの跡地対策、ここを中心に跡地対策が今後来年3月、統合された後、いろんな学校がまた同じような目になっていくのか、やっぱしそういうことにならないように、私は跡地等利用検討委員会とか、あるいは庁舎内の会合とか、ひいては地域の方々へもそういうはんたちゃんないがよかちおもけとか、ないでこうしていかにやいかんちおもけとか、私は話し合いの解決をしていかなければならないと思っております。

廃校にするのか、もう潰してしまうか、何するのか、そこあたりを含めて町長、もう少し前向きに考えていただくような、今先ほど申されましたけれども、地域一体となった話し合いにもっていくということをおっしゃいましたけれども、より敏速にその行動ができないものか再度お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

閉校になって、すぐぴしゃっと地域の皆さんと話し合いがまとまって、こういう形にしていきましょうというのがあれば、ほんとにありがたいですよ。先ほどから申し上げますとおり、規模的に非常に大きいもんですから、部分的にはこういう使い方ができますよねということは、もう可能性はあるかと思うんですけども、全体的にはどういう使い方をしていくかというのが1つは鍵になるのかなと思っております。

そこを決め方には、なかなか短期間には進まないのかなと思っております。そこはおっしゃるとおり、地域に入って、お互いに意見をすり合わせながら、この地域にあった地域の活性化につながるような形をつくり上げていくということが、何より大事かと思っております。これはもう、これからも精力的に取り組んでいきたいと思うところです。

○川口 憲男議員

ですね、何とも言いようがないんですけども、ぜひ先ほど狩宿分校を申し上げましたけれども、やっぱしあんならないようにという言葉は悪いかもしれませんけれども、より話し合いを詰めて、やっぱしそれは1年計画でできるものじゃないということも私もわかってますけれども、やっぱし地域との意思疎通を図ったりして、そりゃやっぱ行政主導でしていかなきゃ、今地域の区長さんたち3年任期ですけれども、館長ですね、館長さんは3年任期ですけれども、集落会長にしましては1年交代ということもあれば、なかなか話が進んでいかない。誰がほんならリーダーシップをとっていくのだというような状況になっていくと思いますけれども、そこに地域づくり職員とかいろんなことの担当をおいてやっていくということですので、ぜひ努力していただきたいと要望しておきます。

次の、交流人口200万人の目標達成ですけれども、町長の申されましたように、町内は、いろんな合宿誘致もできとって満足できていると、十分だということはありません。

私もさほどそれに対して、問題を投げかけているわけじゃないんですけども、やはり町内見て回って、町の所有するグラウンド、あるいはいろんな施設とかいろいろあるんですけど、先ほどのこの学校統合にも加味しますけれども、やはりそういうところがまた増えてくる、そういうところをより強くスポーツ合宿やあるいはいろんな合宿していくことによって、そこあたりのこの200万人導入が交流人口が増えていくような可能性も持っております。もう1回、聞いて言っていきたいと思うんですが、かぐや姫グラウンドあるいは宮之城グラウンド、非常にグラウンド的にもよくできております。

私、先月ちょっと静岡から山梨に行ってそういうグラウンドを見てきたんですけれども、そう

いうところの中に、全く宮之城の総合グラウンドみたいなのところがありました。しかし、その周りにアンツーカーでジョギングコースあるいはサイクリングコースの施設をつくってありました。これは、予算的に私もびっくりするぐらいだったんですけども、いろんな企業と国のあれがありまして、6億ぐらいかけて施設をつくったということなんですけれども、うちにはちょっと難しい方向性かなと思うんですけども、やっぱり健康づくり推進のまちとして頑張っていくには、そういうサッカーグラウンドあるいはグラウンドゴルフを兼ねたグラウンド、宮之城グラウンドですね、その周辺にそういうジョギングコースもつくって行って、町民の人たちがそういうところで親しむ、そういうグラウンドが必要になってきてるんじゃないかと思えます。

といったところで、町内で宮之城グラウンド、かぐや姫グラウンド、それ以外にもこういう施設がたくさんあると思います。また活用策はたくさんあると思うんですけども、そういうところをもう少しこういうスポーツ合宿に活用できないのか、またやっていくべきじゃないのか、そこを町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

グラウンドそのものについては、町内、さつま町の規模においては、ある程度整っているんじゃないかなと思っております。総合グラウンドの周辺、下のほうにもグラウンドゴルフができるところもあります。あの周辺はジョギングもできるようなコースもしてありますけれども、そういうこととか、かぐや姫グラウンドもあそこに県立公園とあわせて3面も同じゾーンに芝があるというのはめったにないわけでありまして、それだけに利用者も多いわけでありまして。そのほか、日特さんとか京セラさんとかそういうところもお持ちでありますし、非常に整ったまちかなと思っているところであります。

今後やはり先ほどありますとおり、学校再編によっての校庭っていうのが、また新たに増えるということでもありますから、そういうこととまた校舎との地域によっては、それこそ連携をしたら、合宿のそういう場所にもなっていくんじゃないかと思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長答弁のとおり、1番、私がかぐや姫グラウンドとか宮之城グラウンドについては、より以上に推進をして今の状態でいけば、グラウンド的には申し分ないと思っております。

先般、B&Gグラウンド、薩摩グラウンドと申しましたけど、薩摩グラウンドがございまして。そのところにちょっと相談に行きまして、大会をしたいということで行ったんですけども、何せ町長の答弁にもありましたように排水とそのスポーツをするにはちょっと不都合ちゅうか、不都合じゃないんですけど、整備が必要ということがありました。そういうところが個別に申し上げにくいんですけども、1つはそういうグラウンドが災害対策の面で、あるいは何て言いますか、建物を建てんにゃいかんかったとかいろんなところとの兼用もあると思うんですが、やっぱりそういうところも兼ねて町としてそれを保有されてるのか、そういうところも出てくると思います。もう学校、今度再編後のその学校なんかでは、十分その可能性もたくさん出てくるんじゃないかと思えます。何て言いますか、仮宿舎を建てるにしたときに、その学校の敷地内に建てられるとか、あるいはグラウンドがあればそういうところできるとかいうところがあるんですけど、もう1回、再度担当課でもいいと思うんですけども、そういうところ見て回られて、実際に有効活用するにはどういうことがいいのか、そういうところも必要だと思っております。

町長のおっしゃった、答弁されました宮之城グラウンドあるいはかぐや姫グラウンド、いろんな京セラグラウンドとかいろいろありますけど、それ以外に町が保有するグラウンドの中で、どのような方向づけで維持管理をされていく考えなのかをちょっとお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

グラウンド的なところも、今町内には佐志の小学校の上のほうにグラウンドがありますし、また柏原小学校の隣にもグラウンドがあります。通常、なかなか排水の問題とかあるいはこの路面の問題とかいろいろありまして、グラウンドゴルフは利用されるかと思っておりますけれども、通常いろんなほかのスポーツに使うにはちょっと支障もあるようなところがありますが、そういったところについてはやはりもしもの場合非常にこういった気象条件も不穏な状況もありますので、場合によってはそういった災害対策用の応急住宅をつくらんにやいかん場合も出てくる可能性もなきにしもあらずですので、そういう土地がないとまた必要なグラウンドにつくらんにやいかんとかですね、そんなこと自体になりますので、そういうところはある程度の管理をしながら、緊急の場合の利用も当然考える必要があるかと思っております。

○川口 憲男議員

答弁のとおり、私もそのグラウンドにおいて、例えば先ほどお答えになりましたところで、いろいろあれが有ると思います。例えば災害避難所、避難所と言いますか、宿舎としての活用を加味したグラウンドの活用方策、そしてまた跡地、この3月に跡地活用として学校のグラウンドが残りますけどそういうところもあると。

私も見て回った地点で、こういうところはここが必要だねということを感じておりました。特に佐志中学校の跡地のグラウンド、今佐志区のほうで草を払ったりいろんなことを管理されてますけど、考え方によっちゃ私も災害時の宿舎等の建設がいち早くできるんじゃないかと、もちろん柏原グラウンドも私もそういうふうにしております。

18年の水害を見ましても、小学校の庭までは来ませんでしたけれども、校門のちょっと近くまで来たということであれば、避難所は小学校の体育館にもありますけども、位置の高いところの小学校のグラウンドにはそういう避難所の開設と、だから避難所とそういうグラウンドと併設、供用できるような施設もござります。そういう点の管理の仕方もあるかと思えます。

また、もう1つは個別に申し上げられましたから、ちょっと私調べたところで申し上げてみたいと思うんですが、旧求名小学校が新しくなりました、その跡地が平地になっております。そして体育館も2年ぐらい前ですか、解体されましてその広さも知っております。この前行ったときには、草ぼうぼうでしたけれども、ああいうところもそういう避難所で使えるのか、あるいはちょっと聞いた話なんで詳しくは調べていませんが、京セラホテルのほうが予備グラウンドがほしいちゅうような話も聞きましたけども、ちょっと整備をいたしますとそういう旧求名小学校の跡地はそういうところにもなるんじゃないかということにも感じた次第です。

それから、先ほど申し上げました4校の跡地ですか、平川小それから紫尾小学校、白男川小学校、泊野小、いろんな活用策があると思うんですけども、そういう災害用のところのグラウンド活用というところでいろんな話し合いが町長できてくるんじゃないかと思っております。

もう1点、やっぱし、うちの町がこの交流人口をいかにして上げていくかということになりますと、こういうようなスポーツ合宿の優先とかあるいは観光客をどうして招聘するか、そういうことが必要だと思います。

再度申し上げます、町長。関東、関西さつま会、あるいはホームページ等でいろんな情報発信をしていくということでした。もう少しポイントにおいて、こういうところも情報発信をして動員を図るという考え方を、その跡地対策にも申されましたけれども、こういうスポーツ交流人口の誘致対策で、さらなる飛躍をされる考え方はないものか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

交流人口の増大については、町の行政はもちろんでありますけど、例えば観光特産品協会も独

自でこのグラウンドゴルフをされたり、多くの皆さんがおいでいただいております。そのほかあの民主団体でもいろんな方々が、スポーツあるいは2輪、4輪とかそういったこと、あるいは須杭でもチャンピオンシップとかさまざまな取り組みをしていただいております。

そしてまた、地域活動としまして、郷土芸能とか近くまた彼岸花まつりとか金吾様踊りとかいろいろありますが、地域活性化のために取り組んでいただいて、そのおかげでかなりの皆さん方が、町外からもおいでいただいているということでもあります。

ことしも国民文化祭が11月1日、8日ありますので、それによってもかなりの県外からお客さんがおいでいただくというふうに期待をいたしておりますので、いろんなそういうことを情報発信をやっていくことが、また大事かと思っておりますので、役場のホームページ等を通じながら、町外のほうにはPRをしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、この前それこそ話にありましたように、この地方創生の企画財政課からの冊子をいただきました。この中にも、二、三拾ってみますと、跡地をシェアハウス化を行い、若者定住を狙う会議コンベンションの推進をしたらどうかとか、次に跡地を利用した地域活性化事業、部活動等の合宿施設として低料金で開放したらどうか、施設の維持管理を地域でいきがいを持って暮らす拠点にはとか、それから跡地活用で地域包括ケアな地域づくりはということの、これはちょっと前後しまして、跡地活用のところでございますけれど、やっぱりこういうふうにして学校の跡地を活用したそういうところも出てくるんじゃないかと思えます。そういうことによって、やっぱり活用策のところにも宿泊ができたり、いろんな施設との整合性があれば、やっぱり交流人口もふえてくるんじゃないかと思えます。

町長、最後に、ぜひこういう学校再編の活用対策、跡地対策、それからこういうスポーツ振興のところ、町の保有するグラウンドの有効活用に関して、町長部局、地域、そして町民の皆さんに、この学校統合後の跡地活用の有効策は、行政とその地域を巻き込んで一生懸命取り組んでいくんだと、1年後、期日は申されなくてもいいですけど、いち早くそれに取り組んで、その跡地活用をしていくと、そのことが交流人口200万人につながるような方向策を持っていくということを町長に約束していただきたいんですけども、できなければ、できないと言われればそれまでですけど、町長そういう意気込みでもいいですので、最後にお答えいただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

交流人口については、やっぱりこの定住を図っていく、先ほどの地方創生の1つでありますけれども、それと同時に交流人口によって町の活性化を図っていく、そういう面もあるかと思っておりますので、施設の整備と併せて、やはりたくさんの方々がつま町においでいただいて、交流によって非常にさつま町を御理解をいただく、それがきっかけになって、いいまちだなということで定住に結びついていく、そういう流れとしまして、可能性はなきにしもあらずだと思っておりますので、したがって交流人口をいかにふやしていくかということも、今後のまた大きな課題でありますし、施設の整備等についてはですね。ほんと温泉もありますし、学校のいわゆる廃校が出ますと温泉を活用した合宿の場所とか、いろいろ考え方がありわけです、地域によっては。そういうのは当然考えていく、もう視野に入っておりますので、そこはもう地元のほうはどういうふうに通意をされるかの問題だということに考えております。

○川口 憲男議員

視野に入ってるということで、それがいずれは決意につながってるんだらうと判断します。ぜひやっぱり先ほど申されたように、さつま町の中では施設的にも温泉もあるし何もあらず、非常

に住みやすいとか、いろいろ町の振興計画の中にもうたってありますけども、希望される場所は多いと思います。ただそこに、我々がどういうふうにして取り組んで、そしてまたおもてなしですか、していくかというところにきてるんじゃないかと思います。先ほど申しあげましたように、ぜひ町を挙げて、この学校跡地活用、あるいは200万人導入の努力をされるように、私たちが頑張りますので、行政自体もそこにもうちょっと努力をしていただきたいと要望しまして質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、川口憲男議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午前11時とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

3人目の質問に入る前に、執行部から訂正の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは先ほど1番目にありました、森山議員への答弁につきまして、訂正をさせていただきますと思います。

質問にありました、総合振興計画の基本目標数につきまして、5項目と答弁をいたしました、正しくは9項目でありました。5項目は総合戦略のほうでありましたので、総合振興計画の基本目標は9項目でありますので、答弁の訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（舟倉 武則議員）

次は、14番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

それでは、通告にしたがいまして3項目質問をさせていただきます。

まず、公民会の無線設備の更新についてであります。総務省においては電波資源の有効活用とそれから周波数の需要増へ対応するため、定期的に周波数再編アクションプランを策定をし、再編を進めようとしております。

その結果、平成26年10月の総務省の公表結果によりますと、平成19年以前に導入した公民会無線については、その大半が現在使用している周波数帯を平成34年12月から使用できなくなる、これはもう許可を出さないという意味もあるようです。

町内の区公民館あるいは公民会においては、ほとんどが無線化が行われておりまして、有効に活用がなされておりますが、また一方では、町からの防災行政無線の受発信も行っております。今や、私どもの生活から切り離せない重要な情報の伝達手段ともなっております。

早い時期、早期に導入をされた公民会等については、耐用年数等の関係もありますけれども、そろそろ更新時期もくるんじゃないだろうかと思われまますが、機器の内容からして、そんなに簡単に壊れるような機器でもないというふうに思います。

そこで、国が進めようとしております、今回の改正の内容、現段階における公民会、公民会の

無線施設の設置状況と、先ほど申し上げました、現在導入している機器の更新が必要な周波数帯を使用しようとしている、いわゆる更新が必要な公民会数をお伺いします。

また、今回の見直しに伴いまして、全町的に普及活用されている有効な広報媒体でありますシステムのほうに変化はないのか、町としてその影響をどう捉えているのかも伺いたします。

次は、道路行政であります。町道の整備要望に対する対応状況と道路行政推進に対する基本姿勢についてであります。まずは、基本姿勢のほうは後ほど伺いするとしていたしまして、整備の現況について伺いします。

先ほどから出ておりますように、少子高齢化、予想以上に急速に進展をいたしております。本町においては、既に65歳以上の高齢者率が全体の37.1%を占めるところにまできております。

このような状況の中で、もはや表現は適当ではないかもしれませんが、地域の住民のみにより、従来どおりの形で集落を維持していくことは、限界に近くなって来ていると、いわゆる限界集落は早晚表れてくるものと想像されます。

町の総合振興計画では、自助、共助による快適で活力ある豊かなまちづくりを基本構想として掲げられております。もちろん、自分たちだけで、できることは可能な限り取り組んでいく方向で、町民は今でもそれなりの努力は精いっぱい行っていると思っております。

そこでお尋ねいたします。町が管理する道路、町道については各地区等から整備に対するさまざまな要望等が出されているかというふうに思われます。全体で何件くらいあるものか非常に掴みにくいかとも思いますけれども、件数、内容それに整備にかかる総事業費まで試算がなされているとしたら伺いをいたします。また、これらの要望に対する直近の単年度における整備率と、今後の見込みについても伺いたします。

3点目は、川内川治水対策であります。1番目の18災激特事業でありますけれども、これはもう既に整備が済んでおります。ただその当時、整備が見送られた地区もあったかというふうに思いますので、その辺について伺いをいたします。

かねては非常にすばらしい景観を提供しております川内川も、集中豪雨等によりまして、様相を一変し、大洪水をもたらし、沿線住民の方々の貴重な財産と生命をおびやかす基となり、その都度治水対策がとられてきております。

18災については、甚大な被害を受け、河川激特事業により、関連事業が実施をされました。今後は平成18年規模の災害は出ないものと希望はいたしておりますが、これだけは相手が災害だけにこれで安心ということは言えないわけでありまして。

そこで、計画されていた上流から下流域までの必要な工事は既に終了いたしましたので、2点ほど伺いたします。

まず1点目、これは直接的には国交省の管轄でありますので、わかっている範囲でお知らせいただきたいと思っております。立志病院上流、いわゆる右岸のほうです、ここの整備計画はどうなっているのか伺いをいたします。

2点目は、内水排水対策であります。以前からそれぞれの地域の要望としても上がってきている事項であります。川内川の必要な箇所には洪水時に対応するための樋門が設置されております。川内川の水位が樋門以上に上昇する可能性が発生した場合、樋門を閉じることになりますが、そうなりますと内水は全く出どころを失うわけでありまして。築堤内部の住宅や農地等に甚大な被害をもたらすこととなります。

これまで樋門を閉鎖するような事態になった場合、排水用の稼働式ポンプを活用するとの答弁でありましたが、そこで排水用ポンプが本町管内に何基あるのか、その排水能力、また稼働する

必用が生じた場合の対応はどのような流れになるのか。誰がどこにどのような方法で要請をして、誰が対応されるのか、今回の台風15号では、3日以上も停電が続くと、5日のところもあったようです。異常事態が発生しましたが、電源の確保を含め、本日資料を配布されておりますけれども、一連のフローをお示しをいただきたいというふうに思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上久保澄雄議員のほうから、3項目にわたりましたの御質問でございますので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、公民会の無線設備の更新ということでございますが、国におきましては、御質問の中にもありましたとおり、電波資源の有効活用あるいは周波数の需要増に対応するため、周波数再編アクションプランも策定をいたしております。また、年次的に見直しをしながら、取り組みが進められるということでございます。

特に近年におきましては、携帯電話などが普及いたしまして、周波数の需要が急激に増加をしているために、アナログと比較して周波数をより細分化できるデジタル化が推進をされております。

御案内のとおり、さきのテレビのデジタル化につきましては、記憶に新しいところでございますが、このほかの消防署で利用しております無線、あるいは地方自治体の防災行政無線等につきましても、デジタル化が推進をされることになって、既にこのさつま町におきましても、消防署で利用している無線につきましては、デジタル化への整備が終わったところでございます。

防災行政無線につきましても、来年度から整備をするために、既に設計等も準備を済ませたところであります。最近のアクションプランの改正の内容の内、直接自治体に関係がある部分で申し上げますと、アナログ無線システムについて、一つはアナログ防災行政無線、これは60メガヘルツ帯と150メガヘルツ帯でございますが、このほかにもまた消防無線これ150メガヘルツ帯については、このデジタル方式への移行を推進するというところであります。

また、簡易無線であります150メガヘルツ帯については、デジタル方式への移行を推進ということで、さらに簡易無線の350メガヘルツと400メガヘルツ帯につきましても、デジタル方式の移行を推進するという内容になっております。

この簡易無線の部分が公民会の無線に所属をしているわけでありまして、具体的には現在公民会に導入されております放送施設のうち、350メガヘルツ帯と400メガヘルツ帯のアナログ簡易無線については、使用期限が平成34年11月30日までとされているところであります。加えて、150メガヘルツ帯については、周波数再編アクションプランとは別に、スプリアス規格、いわゆる電波の共同の許容値の改正によりまして、平成17年の改正前の旧規格に適合する無線機器のうち、平成19年11月30日以前に製造されたものについても、使用期限がやはり平成34年11月30日までとされているところでございます。

現在の公民会の無線化率については、110団体、82.1%となっておりますけれども、周波数再編アクションプランの策定等に伴いまして、機器の更新等が必要な公民会の数は、71団体、64.5%でございます。町としましても、その影響についてですが、先ほど申し上げましたように、消防無線とか防災行政無線のデジタル化に着手をいたしておりますので、公民会の無線設備につきましては、現在有線放送の無線化を推進しておりますけれども、今後は地域コミュニティー無線専用波がございます。それへの更新とかあるいはデジタル方式への移行を考えてい

かなければならないと考えております。

次に、道路行政の推進でございます。道路の特に町道の整備要望に対する対応状況でございますが、主要施策への施設への主要な施設への連絡道路とか集落間の交流促進道路、あるいは町の発展振興に大きく寄与するような事業につきましては、ごらんのとおり過疎の事業で整備をしたり、あるいは社会資本整備総合交付金そういった財源を活用しながら、有利な補助事業を取り入れて整備をしているところであります。

平成22年から平成27年度の5カ年間につきましては、80路線、54億5,080万円を計画いたしておりますけれども、実績としましては56路線、33億5,714万円を実施をいたしておるところです。整備率は62%ぐらいになるところであります。

また、路面整備の改良とか舗装等が必要な道路については、将来にわたります損傷、劣化等調査をいたしまして、年次的に効率的な維持管理に努めているという現状がございます。

このようなことで、平成25年度に防災安全交付金事業の委託費で、ある区域を区切りまして町道の路面正常調査というのを実施をいたしたところでございます。その結果22.9%の路線で補修が必要、要観察が19.4%、調査時点での補修必要なしが57.7%という結果が出ております。統計上での計算で行きますと、町道路線延長というのは、全体で777.213キロメートルございますので、約178キロメートルの路線が補修が必要という計算になるようになります。現在それに該当する路面の損傷等については、各種補助事業等を導入しまして、年次的に整備を進める計画でおります。

要望件数であります。直近5カ年の累計で64件ですか、この中で整備済みっていうのは21件で、整備率が33%、3分の1の状況であります。ほとんどが改良舗装の要望でございます。交差点の拡幅とかあるいは排水対策というのが主な内容でございます。現地調査を行いながら、整備の必要性あるいは緊急性とか用地補償の協力体制、そういうことを勘案をしながら対応をいたしております。

毎年小規模の道路の維持補修管理補修要望としましては、約600件から700件の要望を受けております。竹木の伐採、除去とかあるいは陥没を一部してるとか、側溝の補修とか、側溝類の土砂除去とかそういったものが主でございます。

5カ年間の直近の改良舗装のほとんどが過疎の事業でやっております80路線ですか、単独の要望分というのが64件で、計144件の状況がございます。

単年度というよりも、やはり道路の関係については、毎年際限なく終わりということがないわけで、単年度だけの状況ではなかなか整備の状況ってのはありませんので、やっぱり5年ぐらいのスパンの中で考えますと、やはり3,000件ぐらいを超える要望ですので、毎年、そのほかにも毎年農民政治連盟とかあるいは特定の団体とか、公民会のほうからも要望がきますので、そういったことを計画的に現地調査しながら踏まえていくというようなことでございます。

続きまして、川内川の治水対策の関係でございます。1点目の立志病院上流右岸の整備計画の推進状況についてであります。対岸の下流域につきましては、河川激特事業で、2メートルほど河道の掘削をされておりますので、家屋に対する外水被害は解消をされてるということございまして、18年の災害水位に対する河川整備は、いわゆるもう完了済みということになっておるようであります。

次に、具体的な内水排水対策でございます。町所有の分が毎分8トンの排水能力のある内水対策用の水中ポンプを12台購入をいたして、それなりの内水の被害を受けやすいところについては、出水期前に設置をいたしているところでございます。

現在、5月下旬に5カ所、6台を設置をいたした経緯がございます。運用につきましては危機

管理係において、災害対応の職員を配置して対応しているというところであります。

また、特に虎居地区の低地の分の虎居樋門というのがありますけれども、ここには特に国交省のほうに私のほうで要望いたしまして、何とか排水ポンプ車を設置をしてほしいとお願いをいたしまして、こういった毎分60トンの排水処理能力のあるポンプ車1台を新たに設置をしていただいた経緯がございます。これによって、そういう出水が予想される場合は、国交省のほうで事前にポンプ車を設置をしていただいて、排水をしていただいているという現状がございます。

あと、内水対策のフローについては、建設課長のほうで説明をいたします。

先ほど、道路の町道の全延長についての数字を申し上げましたけれども、数字が777.213キロメートルということをお願いしたけれども、777.213キロメートルということで、単位の取り違いがございましたので、約777キロメートルということでございますので訂正をさせていただきます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、内水フローの内水対策の流れ、フローについてちょっと複雑でございますので、お手元に資料を配付してありますので、それをごらんいただきながら、説明したいと思います。

平成26年度以降、さつま町内水対策用水中ポンプの運用計画ということで定めております。

まず、町が所有している排水ポンプの能力は、先ほど町長が申しました、毎分8トン12基でございます。あと川内川河川事務所が毎分、町長から要請がある大容量排水ポンプ車毎分60トンにつきましては、弓場ヶ迫の下のほうに倉庫をつくりまして、そこに待機、保管をしているところでございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして説明いたします。まず1番の配置計画でございます。まずAブロック、柏原の激特事業が済んだところですね、護岸ができて内水がたまる地区でございます。Aブロックが柏原・湯田、Bブロックが屋地・虎居、それからCブロックが山崎・二渡ということで、3地区に分けております。

まずAブロックでございますが、事前設置箇所が、柏原第一樋門これが柏原温泉のちょうど下流、下です。それとちょっと申しわけありません、1つ抜けておまして柏原橋下流左岸に、湯田の樋門が1基ありまして、ここに事前に2基、事前設置が2基です。配置としては5台を計画しております。事前設置は2基です。3基については、本部長がまた危ないから対策を講じるといったときに、設置するものでございます。Bブロックが屋地・虎居地区、水中ポンプの配置が3台、事前設置箇所が虎居1号樋管、虎居会館の前でございます。ここには2基同じ樋門に2基、2台据えます。それからCブロックが山崎・二渡地区、水中ポンプの配置を4台しておまして、事前設置箇所が久富木二号樋門と久富木6号樋管、久富木二号樋門は、松元自動車とありますが、そこが1基、それから山崎郵便局のところは1基、2基です。合計で、事前設置が6基となっております。

次の2番目、維持管理事前設置などがございますが、①の4月1日から5月31日まで非出水期でございます。建設課の土木管理係におきまして、水中ポンプの機械ものでありますから、通常点検、それから建設業者との緊急時の設置、撤収業務委託、これは毎年、非出水期、4月に業者のグループ分けをしまして、業務委託を結んでおります。

それに基づきまして、業者さんに対する設置訓練、それから事前設置、先ほどのA、B、Cブロックの5カ所の6基、発電機は今までの経験上、Cブロックの久富木二号樋門、松元自動車のところが1番低いところございまして、過去に平成23年度、稼働を何回かした経験がございますので、事前発電機は常時、常時ちゅうか出水期になりましたら、6月から10月まで1台常

備をしております。ここに設置をいたします。それと運用経費などの予算確保を行っております。

次が、総務課との連携でございますが、建設課だけの職員ではとても対応できませんので、災害対応職員をそれぞれAブロック、Bブロック、Cブロックに配置していただいております。

それからポンプ操作対応職員の配置です、各ブロックに正責任者、副責任者を決めて、それぞれ運用していただくということで定めております。

②が、出水期6月から10月、6月1日から10月末まで、建設課のほうで事前設置箇所のポンプの点検、いざというとき故障したということがないように、点検を行っております。

3番目が非出水期、11月1日から3月の末まで、撤収、点検、整備、通常点検行っております。

3番目が水中ポンプの稼働体制、出水期でございます。2番目で申し上げました建設課のほうで水中ポンプの維持管理点検、総務課と連携をし、ポンプ操作対応職員の配置・訓練、本部対応職員が建設課まちづくり係長となっておりますが、これにつきましては裏のほうでまた改めて説明を申し上げます。

人数的にAブロックが15名、Bブロックが16名、Cブロック9名、これは災害担当職員でございます。

続きまして、裏のほうです。4番目、緊急も含めて出水時の配備連絡系統、まず災害対策本部がありまして、災害対策警戒本部とかそれ以前の状態でも出水がありましたら対応しておりますが、基本的には、災害対策本部からの指令を受けて全て動くということでありまして。

建設課のほうで、建設課長のほうで土木災害全般を見ると。それから災害時は内水だけということではいきません。全ての土砂災害あるいは総体的なものを建設課長が見るということで、まちづくり係長、公園をもってありますまちづくりがサブとして内水対策に当たることとなります。土木係につきましては、土砂災害、河川災害、道路災害、風倒木これらに全て対応すると、土木管理につきましては、水閘門の操作人指示、あるいは電話対応、こういうものを行うと。国が11カ所、県が5カ所の操作水閘門を持っております。事前連絡、操作の待機、そういう指示を行っております。

右のほうです。内水関係の、建設課長が全般ですけど、まちづくり係長がどうしてもサブで必要ということで、あと総務課の危機管理等対応しながら行うということで、まず例えば異常気象発生時、今タイムラインというのが設置されまして、2014年の台風8号から運用しておりますが、タイムラインというのは、まず事前防災行動計画、災害に対する時間割みたいなものでございます。

それに基づきまして、異常気象があつて、例えば川内川の水位が上がって、4メートル超えたという場合は、水防団待機ということになっておりまして、国からタイムラインに基づきまして樋門、樋管の操作に対する指示がまいります。それがもとになりまして、それぞれ動くわけでございます。

具体的には、そういうタイムラインに基づきまして、川内川は集中管理がされておりまして、例えば宮之城水位観測所で4メートルを超えれば水防団待機、あるいは例えば虎居地区については4メートル24を超えれば内水が発生しますと、虎居分水路につきましては、3メートル70で越水しますと。そこら辺が非常によく管理されております。我々はその防災情報を常に異常気象時は確認しながら動いておるわけでございまして、当然災害対策本部、危機管理のほうも情報は共有しているわけでございます。そういうことで、通常の内水に対しては、このマニュアルに基づきまして動いているということでございます。

過去におきまして、先ほど申しました山崎の松元自動車のところを、実際ポンプを据えまして、

排水対策を行っており、現在までほかのところについては、まだスイッチのオンは入れておりません。

それと、発電機の関係ですが、発電機がなかなか全部で排水ポンプが12台あれば12台必要ということになりますが、こういう場合しか使いませんので、発電機についてはリースで今現在対応している状況でございます。

あと樋門、樋管の管理につきましては、建設課のほうで全て管理に対しまして防災情報の電話も持たせまして、指示をしているところでございます。

以上です。

○上久保澄雄議員

それでは、まず順を追って2回目の質問をさせていただきますが、公民会無線の関係です。先ほど説明がございましたように、これはもういずれにしても72団体が改正対象ということになるようです。今導入している113ですか、公民会、その中の正式にはあれですが72団体というのも大半が変えんじやいかんというような状況があるようですので、もとを言いますと、国が法律を改正したことに伴う措置であります。そのことはもういつも末端の住民に負担がくるわけですね。1回導入するときそれぞれ負担をしていると、さらに今度は法が改正されたでもうやっせんと、また買い直さんじやいかんとなると、また住民に負担を求めんじやいかんということになるわけです。

そこで、これはもう何回も触れられてるんですが、高齢化、高齢化です、もうどこも高齢化でおまけに人口も減っております。そういう中で、本器自体はかなり高いですよ。それを少ない数で負担をしていくということになると、大変な財政負担が必要になってくるということになりますので、これはぜひ町として、これは本町だけではないだろうと思っておりますので、国のほうにそれぞれ要請なりやっていたきたい、財政的な支援を何とかしてほしいということで、お願いしたいと思っておりますが、これらに対するお考えをお伺いしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

これだけ通信関係のいろんな整備っていうのが変わってまいりますと、住民負担というのが当然伴ってまいりますので、相当な期間が経ておれば更新というのがありますが、こういういろんな制度が変わってきて、新たな負担が生じるということですから、おっしゃるとおり何らかの財源措置というのは必要かなと思っております。高齢化は進んでおるし、また非常に経済的にも大きな面がありますので、この辺についてはまたおっしゃるとおり、いろんな関係機関を通じてそういう要請はしてまいりたいと思っておりますのでございます。

そういう状況がありますので、町としてもこれだけの110団体のうちの71団体の公民会が更新をせんにゃならんということでもありますので、これは何らかの措置をしてあげないと大変だなという思いがありますので、これについては十分今後そういった時期等については、新たな助成制度を創設をする必要があろうかと考えております。

○上久保澄雄議員

本件については、ぜひそういうことで、国のほうへの働きかけもぜひお願いをしたいというふうに思います。

次は、町道の関係です。先ほどいろいろと説明をいただきました。総延長からしますと770キロですか、膨大な延長になります。しかしながら、改良率は先ほどお話があったんですが、現在のような進め方では到底要望を満たすという状況にはないというふうに思います。

それだけに、年度によってはやっぱい重点年度といいますか、何年度にもう重点的にどんと予算的に措置をすると、それで100%ということはありませんが、そういったのを定期的にやっ

ていただければ、少しは解消していくんじゃないかというふうに思います。

あとまだいっぱいあるんですが、時間が押してますので、途中をはしょって質問させていただきます。

現況を見ますと、町道ではあるんですよ、しかしながら路盤は崩壊をしてるし、周辺の立ち木は生い茂っていると、通常の車ではとてもじゃないけど通行できないと、そうですね、耕運機かトラクターぐらいあれば何とかいけるでしょうけど、それでも町道なんですよ、台帳上は。ですから、そういったところもやはり町道ですので当然管理者責任を問われます。そこで仮に事故が発生したといった場合、誰が責任取るのと。道路の不備に起因した災害というのは、当然町のほうが管理責任を負うということになるかと思っておりますので、私がさっきから言う整備は、この辺のところも含んでの話であります。

これは交付税のほうともリンクしますが、もう交付税の段階は通り越しているんじゃないかというふうに思います。事故が1番怖い。そこで道路のこの位置づけ、今は町道としての位置づけで770キロですか、とおっしゃいましたが、そのほか農道とか林道とかいろいろあるのかと思っておりますけれども、もうそろそろ現況にふさわしい形で見直しをする必要も出てきてるんじゃないかと、これは町道うんにゃ農道やっどと、あるいは林道やと。地域にとっては非常に問題の発生する部分じゃないかと思うんですが、もし町道のままいくとしたらそれなりの整備はやはりしていかなと、いろんな問題が発生してくる可能性はあるというふうに危惧するところであります。

何ちゅっても道路は住民生活にとって非常に大事であります。申し上げるまでもないんですが、特に近年気になるのは高齢者が電動カーですかね、非常に普及をしております。したがって道路の形態も従来どおりの形態ではまずい部分も発生してきてるんじゃないかというのも1つ考えております。

そこで、将来に備えて、財調をどっか四十数億ですね、さっき取り崩しをしなければ、50億からあったようですが、蓄えも非常に結構です、災害等が発生したとか、そういう場合はやはり必要ですが、年度、年度における住民の生活の安定のためには、今を優先して予算の有効的な活用を図っていくのが予算執行上の本筋ではないかというふうに考えます。重点的な予算配分による、整備促進とあわせて、道路行政推進に対する町長の基本姿勢をお伺いをしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

道路、特に生活道路ですね、町道については、身近な密接なものでありますので、非常に、先ほど申し上げましたとおり、要望件数というものもかなり毎年上がってくるわけでありまして。そしてまた、なかなか整備が追いつかないというのも実態でございます。

延長が777キロですから、恐らく九州を出てもう山口、岡山あの辺まで行ってるような総延長になろうかと思うんですけども、それだけの管理をしていくということでもあります。

過去においては、整備を高めていくために、あるいは交付税措置をもっとたくさん見てもらうということで、農道的なものも町道に格上げをして、そういう中で整備をしていた、交付税がたくさんくるからちゅうことで、そういう経緯がございましたけれども、おっしゃるとおり今は実態として町道よりも、農道か、林道かちゅうぐらいのところもあるみたいですけども、その辺の見直しは今後の1つの課題でしょうけれども、とにかく町民の生活に住宅が密集をしてるとかそういうところで支障のあるところは改良したり、舗装し直したり、そういうことを重点的にやっていくものを計画を立てながら、毎年やってるわけでありましてけれども、なかなか追いつかない状況がございます。

おっしゃるとおり整備についても、集中整備期間でも設けてやったらという御意見がありますとおり、できたら私も、道路町長と言われるぐらいやりたいんですけども、そればっかいするわけにいかんですし、ことしの9月補正は見いただきましたとおり、通常予算よりも道路維持予算というのはかねての主管課が要求したのにプラス1億円のせてありますので、2億6,000万、上げてありますので、相当整備が進んでいくんじゃないかなと思っております。

おかげさまでこの基金のほうも、そういう繰り越しもありましたので、今回の補正は思い切ってこの要望のある箇所については、優先してできるようにということで、そのような措置をいたしております。

今後、あと期間的な問題もありますので、半年期間ないですと、単年度の予算でありますから、また来年度以降もそういう期間としてできるものは予算措置をして、要望に少しでもお答えする形をしていきたいと思っております。

○上久保澄雄議員

ぜひそういう方向で取り組みを要請をいたしたいと思えます。

1つだけお聞きしたかったのがあったんですが、先ほど言いました管理責任の部分です。当然にして事故が発生していないということはないんじゃないかなろうかと、町道の不備を起因とした事故と、こういったのもあるんじゃないかなろうかという気がするんですが、今までそういった報告も受けておりませんので、この際、そういったのがあればどのような事故でどういう対応をされたのか、そこまで件数まで含めてお伺いをし、それを聞きおくことで終わりたいというふうに思います。

あと先ほど出ました、当然一挙に100%整備をするというのは、誰が考えてもできないことですので、そこまでは言いませんが、毎年少しずつ積み上げながら整備をしていくということにして、どうせまたふえてくるわけですから、イタチごっこになるかもしれませんけれども、そういう方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。あちこちで、公共施設の長寿命化とかいうのが今ありますので、道路の長寿命化計画というのを今度は1つ取り組んでいただければいいんじゃないかというふうに思います。

9月の補正予算については、非常に予算がついているというのは確認をいたしておりますので、そういう方向でぜひ今後道路行政に力を入れていただきたいというふうに思います。

1つだけ、事故の件です。

○建設課長（三浦 広幸君）

道路の損傷に対する事故というか発生した件数が、ここ最近ではことしが残念ながら2件発生しております。それにつきましてはちょうど梅雨時期、ことしは長雨で非常に長かったもんですから、劣化した舗装が壊れまして、そこに夜ですね普通乗用車が走られて、陥没のところパンクをされたということで、後で陥没によるパンクがあったということで報告を受けておりまして、保険対応になったところでございます。

もう1件が、やっぱり雨の後でございましたけれども、どうしても劣化の状況が進みまして、舗装版が壊れまして、そこに二十歳の学生さんが単車で通りかかれてちょっと事故されたというのもありまして、それも道路保険の対応ということで、今たまたまことし2件そういうものを把握しております。

○上久保澄雄議員

まだまだお伺いしたいことはありますが、これはそんな次にとっておいて、最後の治水対策のほうに入りたいと思えます。

まず、立志病院の対岸の整備の関係であります。背後地は先ほど説明がありましたようにきれ

いになっております。ただ、一部、ちょうど川内川沿いについでを立てたような状況で、まだ整備がなされていないところがあります。ちょうど湯田の宮之城温泉の市街地の方向に向かって本流が流れているという構図になっております。

これについては、18年災の激特の事業は終わったということですので、別のまた事業の導入はできないかひとつ国交省ですね、協議をしていただければというふうに思います。

それから、旧国民宿舎跡地です、あそこに中州ができています。6月、7月の洪水時期の状況見ておりましたが、あそこに岩が、もう石というんじゃなくて岩ですね、あそこに堆積をいたしておりまして、対岸側と大体近くになりつつあるような状況が見られます。早い段階の除去が必要じゃなかろうかというふうに思いますので、これはもう国交省等の関係でお話をいただければと思います。

内排水対策であります。この堤防である程度の歯どめにはなるんですけども、内側に溜まった水はどこにも出しようがないんです。出るところないわけですから、そこにある人家、あるいは農家にとっては大事な農地ですね、そういったものは浸水する以外ないんです。

先ほどポンプを配置するというような話もございましたが、恐らく私は間に合わないかと思うんです。毎分8トンと、どれぐらいの量かはわかりませんが、大体の感じではたまった水をそれで吐き出せるのかどうか、恐らく私は不可能だというふうに思います。

それともう1つ、今回の15号の影響で、停電が非常にあちこちで大きな影響をもたらしております。先ほどは稼働させる動力としては、発電機を使うんだという話でございましたが、これはリースということであったようです。これはもう発電機ぐらいは、自前で持つっていかかというふうに思います。排水用ポンプだけにこの発電機というのは使うわけではありませんので、その他の動力としても使えるわけですから、当然発電機ぐらいは、ポンプがあるのに、言えば車はあるのに油がないというような極端なあれですが、ぜひセットで準備をされたほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。最後にこれだけお聞きして終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この立志病院の上流の、いわゆる右岸の整備計画の状況でありますけど、これについては激特工事の中で、2メートルほど河道内の掘削がなされて、家屋に対する外水被害は解消されたために、もう終わられたということでもありますけれども、今ありましたとおり、この旧国民宿舎の跡地のところに中州みたいに砂利等が堆積があるというようなことでありますので、これについてはおっしゃるとおり状況を見ましたときも、河川の流下能力を阻害をしてるように見受けられますので、これについては河川事務所のほうに調査をお願いしまして、何とか除去ができるような予防はしてまいりたいと思うところでございます。

あわせてまた、いろいろまだいろいろ出てくるかと思っておりますけれども、これについては引き続き今後の河川の整備計画というのがありますので、そういった中にも要望して、年次的な整備が行われるように引き続きお願いはしてまいりたいと思っております。

それから、内水対策の関係でございます。おっしゃるとおり、外水からの被害というのはこの激特の関係で、あるいはまた、ダムの新開発の関係で、18年水害並みについては、何とか防げるということができるとも思いますけれども、やはりあと残されたのは内水被害というのが一番心配されます。

そのようなことから、これまでも河川事務所に今回の議会の冒頭で申し上げましたとおり、期成会のほうでも特にさつま町については、排水ポンプ車を国のほうで追加配備をしていただきたいということやら、できたらこの排水機場というのを設置をしていただきたいという要望もいたしておるところであります。いろいろ排水機場については、非常に経費もかかりますし、それ

の設置についてはいろんな条件がありますので、今の段階ではなかなかそれをクリアするというのは難しいのかなと思ってはおりますが、引き続き要望はいたしてるところでございます。

それから、発電機の設置ですね、今確かに何カ所もある場合は、リース会社も当然あちこちから借用の要望がきますので、数に限りがあるというようなことになりまして、やはりおっしゃるとおり自前で設置をして、幾らかは設置をして緊急に対応ができるようなことが必要かなと思っております。次の時期にはそういう発電機の購入についても指示をいたしております。

特に今回の場合、こういった内水の場合もありますけども、いろんな水道の排水施設の関係も当然電気が切れますと非常用の発電機が必要だということが現にございましたので、そういうところも考えますと自前の発電機の設置というのは必要かなと思っております。

ただ、いろんな能力がありますので、そういったこともあわせながら検討して設置の方向に進めていきたいと思っております。

○上久保澄雄議員

ぜひそういった方向で、努力をお願いしたいと思います。

1つだけ町長漏れていた分があったんじゃないかと。先ほど私がつい立てのような状況でというのを申し上げました。あそこは切り下げはされてないんです。宮之城温泉から向かって上流のちょうど湯田の発電所の反対側です、ここでいうと川口憲男議員の宅地の下のほうなんですけど、あそこだけが山が残ってるんです。三、四メートルの幅でずっとつい立てが立ったような形になってるんです。結局あれについては地権者かれこれの問題で、この災害の事業で処理できなかった部分で残されてると、その部分です。これについては、もう回答は答えはおりませんので、ぜひそれもあわせて国の方へは要請をしていただくようお願い申し上げます。

それからあと3分です。きょういただいたこの資料です、ここには要員がちゃんと配置をされておるようです。地域担当職員Aブロック、Bブロック、Cブロックですね、これに対する訓練、こういったのもやはり必要じゃないかと。緊急時には恐らく配置はされていても、実質的には動けないといった例も出てきそうな気がいたしますので、機会を捉えてやはり実践での訓練というものもぜひ考慮をしていただきますように、希望して私の質問は終わらさせていただきます。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、上久保澄雄議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時03分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（日高 政勝君）

上久保議員のほうからの要望が出された案件でございますけれども、激甚災害対策特別緊急事業で、平成18年災害の水位からの水位低減のため、掘削が完了している下流及びつい立てを立てたような状態の上流を含めまして、河道内の掘削計画がなされましたけれども、上流側のこの部分につきましては、用地が買収できなかったというようなことで、用地買収ができた下流側だけの掘削計上を検討をされまして、下流側だけの掘削で水位の低減効果が得られるように、整備工事がなされたということでございますので、国土交通省としては、もう既に、水位低減の効果

が発現できる完了箇所としての取り扱いになっているということでございますので、これでもう、完成はしたというふうに受けとめはなされておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

次は、7番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告に従いまして、以下の3点について質問をいたします。

初めに、川内原子力発電所の不測の事態に備えて策定されている原子力災害避難計画についてであります。

福島原発事故を受けて全国の原発が停止した状態にありましたが、原子力規制委員会の規制基準をクリアしたとの判定を根拠に、8月11日、川内原発が再稼働したことは周知のとおりであります。規制委員会の委員長は審査基準をクリアしたからといって絶対に安全ということではないと規定の審査要綱に照らし合わせ、基準に合致したことを報告しただけであって、再稼働の判断については電気事業者が責任を持って判断されるべき事案である旨の発言をされています。それを受けて、電気事業者は国内の原発の先陣を切って再稼働を選択されたところでありまして。

それには、当然のことながら、原発再開に前のめりになっている国のエネルギー政策に沿った路線であることや、事業者の経営事情によると思うところではありますが、しかしながら、再稼働された以上、あってはならないリスクを当然、考えておかなければなりません。

以前、私は一般質問において、この避難計画をとり上げたことがありましたが、避難対象地域の町民に周知徹底して、実効性のあるものにしていくとの答弁であったと思います。実際、避難計画に沿って訓練をされた地域もあるようですが、まだまだ計画に対する意識が浸透していないのが実情であります。

発電事業者も、考えられる限りの対策を講じられていることは理解しますが、今後、どのような事象が起り得るかは想定できません。避難計画も策定することが目的ではなく、策定後においても避難施設や避難経路を検証して見直しを行うなど、実効性を高める必要があります。災害避難計画が策定されてから、間もなく2年が過ぎようとしています。現状に対応した見直しなどの検証がなされているか伺います。

次に、プレミアム商品券の経済効果についてであります。

高齢化や人口減少により、地域経済が縮小していく中で、個人消費を喚起し、購買意欲を高める施策として、購入金額に上乗せしたプレミアム商品券が発行されています。これは国の指導による経済対策とも連動していることから、全国各地の自治体でも同様の取り組みがなされており、中にはプレミアム宿泊券として発行している自治体もあると聞いております。

本町も、これまで、何回か取り組んできているところですが、一方で、経済的に余裕のある人を優遇する施策になっていないかとの意見があるのも事実であります。商品券とはいえ、個人に直接上乗せ給付する以上、その経済的な効果を検証することが必要ではないかと考えます。経済は複合的な要素が絡んでいることから、一概に評価することには無理があると思いますが、このプレミアム商品券事業が町内経済にもたらす効果をどのように分析されているか伺います。

次に、放置車両の問題についてであります。

国道504号線の永野地内において普通自動車が放置され、交通の妨げとなっております。現場は歩道もなく、路側帯に放置されていることから、歩行者は車道を通らざるを得ず、大変危険な状態にあります。しかも所有者の身元が判明されないようにするためか、ナンバープレートも取り外されています。

これまで、警察署や振興局など、関係機関に撤去していただくよう要請がなされていると思いますが、今だにそのままの状態であります。放置場所が国道であることから、町では対応できないのか、関係機関と協議して撤去できないのか伺います。住民としては所管される部署がどこであれ、身近にある行政機関である町に対応を求めています。

この場では、政策論議をするべきであり、このような問題を取り上げるのはそぐわないと考えますが、この放置車両問題については、これまでに何の対応もなされていないことから、あえて取り上げたところであります。なぜ、撤去できないのか、早急に撤去するように対応すべきではないかと考えます。町民に寄り添うべき行政機関としての見解を伺います。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員のほうから、3項目にわたりましての御質問でございます。お答えをさせていただきます。

まず、原発の避難計画についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、東日本大震災時の原発事故を受けまして、原子力の防災対策については、大きな見直しが行われたところでございます。施設から5キロ圏内をPAZとしまして、30キロ圏内をUPZとしまして、それぞれ防災計画の原子力災害対策編の策定の必要に迫られたところでありまして、本町も平成25年度に広域避難計画を含む防災計画を策定をいたしましたところ です。

また、川内原子力発電所は関係法令の見直しのあと、国内で最初に稼働する発電所でもあり、全国の注目を浴びている施設でもございます。九州電力におかれましては、こうした国内の注目を受ける中で、従来と比較して数段、厳しい基準をクリアされ再稼働を迎えられております。私も、UPZ圏内の町長として、かねてから折りに触れ、安全の上にも安全を、事故は絶対に起こさないことなどを要求してきたところでございますが、防災計画は万一の事故に備えてのものでもございます。防災計画につきましては、国や県の関係条例の改正や、取り扱いの変更などにあわせ、一般災害編も含めまして、毎年度、必要な部分の見直しを進めているところであります。原子力災害対策編の今年度の見直しにつきましては、県が整備しました避難システムの導入に伴う内容の修正などを進めているところであります。

原子力災害対策編につきましては、広域避難計画も定めているわけでありましたが、今後も道路整備にあわせましたルートの見直しとか、あるいは、人口の減少にあわせた割り当ての見直しとか、あるいは避難所としての利用をお願いしている鹿児島市、あるいは、霧島市との公共施設等の状況を見ながら必要な見直しと、年次的な見直しが必要かと思っておりますので、そういったことについては、確実に進めていきたいと思っております。

次に、プレミアム商品券の関係についてでございますが、町内経済のもたらす効果ということでの分析についてでございます。

プレミアム商品券については、ことしの8月の発行を含めまして、平成20年度から通算14回にわたりまして、とくどく商品券ということで発行をしまいいっております。特に、本年につきましては、国によります地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用いたしまして、従来のプレミアム率を10%から20%に引き上げまして、4月26日と8月9日の2回にわたり、事業を、実施をいたしましたところです。

事業の概要につきましては、4月が販売額5,000万円で、プレミアム分を1,000万円としまして、1人当たりの購入限度額を3万円で販売をいたしました。実績につきましては、完売に要した期間が5日間ということで、1,738名の方に購入をいただいております。換金額は、

5,986万8,000円ということで、換金率は99.78%ということでもあります。

なお、8月につきましては、販売額、プレミアム分とも、4月と同様でございますが、マスコミ等の影響もございまして、完売に要した期間というのが2日間ということで大変短くなっております。1,715名に御購入いただいたところです。換金額等につきましては、商品券の有効期限が11月末となっておりますので、現時点では換金率は3分の1程度の状況でございます。

事業効果につきましては、8月の商品券購入者の約2割に当たります334名、これらの方々に対して利用実態に関するアンケート調査を、実施をいたしております。内容につきましては、性別、年齢、家族構成、ほか購入額、利用先、利用目的等について回答をいたすものでございますが、購入者は女性が7割でございます。年齢的には、60歳以上が66%ということで、あとは、50代、40代の順となっております。家族構成としましては、二人暮らしが46%で、全体として二人暮らしの高齢世帯が多い状況が伺えるところでございます。

購入額にしましては、ほとんどが限度額の3万円でございますが、利用先については、食品スーパーが大半を占めまして、次いで、衣料品店、自動車関連、ホームセンター、飲食店、家電量販店、理容店とか美容店、そういう順となっているところであります。

なお、商品券の効果を推測する項目においては、普段の買い物を商品券で支払う方が全体の約9割に達しまして、商品券の入手がきっかけとなった商品とか、あるいはサービスの購入が残りの1割で、約120万円ありまして、加えて購入の際に追加支出される現金が約130万円ということで回答が出ております。こういったことで、商品券による誘因効果というのは、当然あると考えられまして、商品につきましては、高額な家電製品の購入が多く、サービスにおいては、車検への支払いに利用されて、購入者の皆さんからも商品券での買い物というのは、普段よりも購入がふえている。そしてまた、今、申し上げました車検などの大きな出費に充てるということで、助かっているという声を伺っているところであります。

それから、3番目の放置車両の関係でございます。

504号沿いの、路側帯のところに放置をされておまして、地元のほうからも撤去要望がなされたところでございます。依然として放置されたままであるというようなことでございますが、関係機関と協議をいたしまして、早急に撤去をすべきだということでお願いをしております。非常に、危険の関係も生じておりますので、これについては、町としましても道路管理者であります県の北薩地域振興局、あるいは、警察署に所有者の捜査とか、放置車両の撤去についてお願いをしてきたところであります。

7月の段階までに、警察署と県の振興局のほうで協議がなされまして、いわゆる廃棄物扱いとして、道路管理者である県のほうで処分することの確認がなされております。近日中、できたら、今月中には撤去処分ができるんじゃないかと、そういうことで、今、情報はいただいているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○岩元 涼一議員

今回の再稼働に関しましては、町長のほうでもあらゆる機会を捉えて、安全の上にも安心をと、そしてまた事故は絶対に起こさないでくれというような要望も要求してあるというようなことでございますが、おっしゃるようにこの防災計画は万一の事故に備えてのものでありますので、これを策定しないことには原発は再稼働しなかったということでもございます。これに関しましては、町長の心中も理解をいたすところでございますが、この避難計画についてであります。随時、見直しを行っていくというようなことでございますが、小学校とか公共的な施設につきましては自治体、県管理、あるいは市管理の施設であるということでもあります。その指定されてい

る施設については管理者がおられますので、その申し送り、管理者、例えば、小学校については、校長先生の異動とかそういうところがありますが、行政のほうで、それはもう把握しておりますので、この施設はさつま町のどここの避難場所になっているというようなことをわかっているわけですが。

例えば、地区公民館とかそういうところについては、設置者はわかっているわけですが、実際、そこを管理されている、例えば、その地区の公民館長さん、そういう方々が、例えば、任期を迎えられれば交代されると、当然、そういうことが想定されるわけですが、それがうまく、ここがなっていますよというような引き継ぎがずっとできていけばですけども、変わった時点で確認がとれなくなるとか、そういう事例も考えられるわけですが、そこら辺については、やっぱり、確認をしていくというような答弁もありますけれども、そこは実際やっていかなければならないと思うんですが。例えば、文書でも、1年に1回お願いするとか、そういう手段で確認することは必要ないか、お伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

民間におけます防災施設としての利用の関係でありますけれども、公民館あたりを利用しているところにつきましては、今までの事例でいきますと、大体、引き継ぎがなされていることのほうが多いようでございますけれども、今ありましたとおり、万が一のこともありますので、今後はそういう必要性があれば、文書で申し送りしていただきますように。また、一方では、こちらのほうで一覧表としてお示ししておりますので、そういったものを利活用していただきまして管理をしていただきたいと思いますと考えております。

○岩元 涼一議員

いつ、発生するかもわかりませんので、そういうことについては、確認をずっと続けていく必要があると考えますので、その点については担当のほうで確認をしておいていただきたいと思います。

現時点において、避難先として想定をされる場所、施設、そういうところで、例えば、変更が生じたとか、生じるであろうと予測されるような避難所というか、そういうものは現在のところはありませんか。

○総務課長（崎野 裕二君）

二、三年前にですけども、レッドゾーンとイエローゾーン、いわゆる土砂災害警戒区域等が設定をされましたときに、一部、使えない施設がありましたので、その点につきましては、見直しをしております。こういったことで、他の法令で、その施設あるいはその周辺が危険な地域というふうに判断される事例が、今後も発生しないとも限りませんので、そういったところにつきましては、絶えず関係法令を見合わせながら見直しをしていきたいと考えております。

○岩元 涼一議員

先ほどの中でも申しあげましたけれども、既に避難訓練をされた公民会が、1つあったように、新聞報道でもあったと思うんですが、そのほかに避難訓練を実施された公民会、あるいは、そういう避難訓練を計画されているとか、そういうところはないですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

ことしの訓練につきましては、御指摘のとおり、久富木地区の1集落がサロンを通じて、予定となっております避難施設を訪問されております。そのほか去年までにも、具体的には、私も覚えておりませんが、実施をされているところが数箇所あるようであります。

それぞれ集落で、具体的な避難計画ですとか、そういったものをつくっているという話は、虎居地区で水害関係の計画をつくられたというところがありますし、そのほかでも、具体的に原発

事故に際してということの、細かなところまで聞いておりませんが、確認されているというところは数件聞いているところでございます。どこがどの災害に対してという細かなところまで把握しておりませんが、幾つかの集落で、そういったところを聞いているところでございます。

○岩元 涼一議員

それぞれの避難場所、避難施設について公民会ごと、あるいは地域ごとに指定してあるわけですが、実際のところ、自分たちがどこのどの施設というのをはっきりとわかった計画であるのかどうか。その地域の公民会の会長さん、あるいはそういうところまではいっているかもしれませんが、実際、対象となる、避難される方々が、自分たちがどこのどの施設なのかというのを把握されているのかどうか。そこ辺についての周知についてはどうですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

先ほどの計画の見直しに触れましてですけれども、まだ、私たちも、25年度に計画を策定するときに、ちょうど、私が在籍していたときでありましたので、机上プランでつくらざるを得なかったということで、全ての施設を1件、1件、見て回ったということは、その時点ではありませんでした。

その後の申し送りで、きちんと、この職員がルートを見て、施設を見て、駐車場とか、いろいろ点検をするべきだということもありまして、その後、今日までに2年、3年経過しておりますけれども、1年に全部の施設というのは、なかなかできないんですが、毎年度、計画を立てて実施をしております、ことしも、実は2回ほど行ってきておりますが、そういったルートの確認ですとか施設の確認、あるいはそれぞれ、まちの施設だったりしますので、名称が変わったりとか、そういった、いろんな変更点も生じてきているように感じますので、そういったところも踏まえまして、絶えず、この見直しはしていく必要があるだろうというふうに感じておりますし、その点検もしていかなければならないと感じているところであります。なかなか、一遍に全部というわけにはいきませんが、年次的には実施をしていきたいと考えているところであります。

○岩元 涼一議員

避難計画を策定しなさいと押しつけられた自治体は、大変な苦勞があるということでございます。しかしながら、この避難計画を策定する以上は、避難される方は、自分がどこに避難するのか、最低限、そこだけは把握しないと、ルート云々もありますけれども、場所だけは周知徹底していかないことには、それこそ机上の空論であります。

それと、今回、鹿児島市などは桜島の噴火等の避難、そういう事例が発生したわけですが、同時並行的にこういうのが同時発生した場合ということで、鹿児島市は見直しをするということでもございますが、今回、台風がこのさつま地域も通過したわけですが、それと同時に発生すると、そういう想定も必要なのかなという気がしますが、これは宝くじに当たるよりも難しい事例かと思えますけれども。そういう場合を備えての、今後の検討とか、そういうのも考えておられるかお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

今回、台風15号、停電、あるいは風倒木の状況を踏まえまして、いろいろと反省するところも感じたところでありますけれども。避難計画に沿って、皆さんが避難をしていただく、避難を誘導するというときに、一番、私たちが気にしているのは、落ち着いて行動していただくということに尽きると思います。原発事故の場合は、今、事故があった、今、すぐ、避難しなさいというのではなくて、県の計画では濃度にも寄りますけれども、1週間をめどに避難を終了するというのが計画として定められておりますので、そういった意味では、今すぐということではありま

せんで、落ち着いて行動してくださいというのを、今から啓発していかなければならないと、つくづく感じているところですけども。それが1点と。

その宝くじよりもどうかという話ですが、いろんな災害と、複合災害との関連でありますけれども、どうしても避難をする際には、ルート、道路が大切でありますので、道路につきましては、メインのルートと、サブのルートを設定をしておりますけれども、2ルートでいいのか、3ルート、あるいは4ルート、定めなければならないのかなという気もしております。

計画書にはありませんけれども、第3案としては、高速道路等を使った場合のルートも実は検討をしておりますので、そういった意味では、もう少し道路の整備状況も踏まえまして、今後、検討、準備していく必要があるだろうというところは感じているところです。

○岩元 涼一議員

県のほうが、1週間程度というようなことでございますが、計画どおりの事故というのはあり得ないわけでございますので、その辺については、また精査をされて、実のあるものとしていただきたいということでございます。

あと、町内の30キロ圏外ということで、指定場所に永野小学校と交流館、それと鉄道記念館が避難所としての指定なんですけど、これ、災害発生時においては、永野地域の避難所としての指定からも外れておりますが、このことについては、先ほど、申しあげました自然災害、そういうものと、もし、重なった場合には、避難所として使えなくなるのではないかという気がするんですが、そこについての見直しはどのようにお考えですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

災害の種類に応じまして、施設が使えたり使えなかったりがあるのは事実でございます。耐震設計がなされていないので地震のときにはだめですとか、また土砂災害等の危険があるので、雨のときにはだめとかいう話でございます。原発事故だけに想定しますと、雨が降ったりするときには、恐らく、この飛散は免れるということで、いきなり避難を誘導しなければならないということはないだろうと思っておりますので、そういった意味では、今の施設で利用ができるというふうには考えているところであります。

ただ、複数の事故で、複数の避難所を設置するというということは、混乱のもとづくりにもなるかもしれませんので、いい避難先があれば、そういったところは有効活用はしたいと思っておりますが、今の段階では、小学校ですとか公民館ですとか、そういった公の施設である程度のキャパシティがあるところでないとい、対応に困りますので、そういったところを、予定をしているところでございます。

○岩元 涼一議員

川内原発が再稼働した以上、もうあってはならない事態が発生するということは、避難計画を備えておかななくてはならないわけでございますが、先ほど申しあげましたように、決して、机上の空論であってはならないということがございます。原発のほうでも、一定期間ごとに緻密な点検を行って、安全には大変気をつけておられるというようなことはございますが、しかし万全ではないというのは、先ほど申しあげましたように、規制委員会の委員長自らも認めておられますので、我々が、不測の事態に見舞われたときにできるのは逃げることだけですので、その唯一の手段である避難計画が、策定後においても一定期間ごとに見直しを行いまして、実効性のある計画とされるように要請をいたしておきたいと思っております。

次に、プレミアム商品券についてでございますが、先ほどの町長のお答えの中で、4月が1,738人、8月が1,715人、大体、似たような数字になっているということでございますが、この購入者は大体、同じような方々なのかどうか、そこら辺については、分析はできており

ませんか。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

先ほど言いましたとおり、アンケート調査を国のほうから、やっぱり、効果を出すために求められているんですが、その中で、回収数、334ということでございますので、その方々がいろいろ、購入先とか、そういうものを考えますと、ほぼ、やっぱり、似たような方々が来てらっしゃるんじゃないかと。これは感覚的なもので申しわけございません。前回の、買われたというものでしっかりと取っておりませんので御了承ください。ほぼ、一緒の方々ということになっております。

今回、いままでが5万円ということで、少しでも多くの方にわたるようということ、上限を成人1人3万円という形にしておりますので御了解をお願いいたします。

○岩元 涼一議員

8月については、マスコミ等が報道した関係で、2日間で完売したということでございますが、これについては、やはり、購入希望者がまだ、相当おられたのかどうか、そこら辺についてはいかがですか。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

本所、薩摩支所、鶴田支所の割合で言わせていただきますと、本所のほうが8月9日に3,428万円、薩摩支所が435万円、鶴田支所が459万円でした。本来は、そのあと、薩摩支所でも、鶴田支所でも販売をしないといけなかったんですが、どうしても相互のやりとりというのが、来られた方が不便を感じますので、2日目は本所で行いまして、678万円を売り上げておりまして、そこで、5,000万円という形になっておりますので、やっぱり、2日目、来られた方、3日目、来られた方はいらっしゃったと思います。

○岩元 涼一議員

購入希望者はまだ、プレミアムが10%から20%になっておりましたので、希望される方は相当数おられたのかなという気はするんですが、このプレミアム分が経済的に割と余裕のある方は割と購入しやすいが、例えば、年金生活の高齢者とか、経済的にちょっと余裕のない方についてはどうしても控えてしまう、購入できないというか、そういうような話もあるわけですが。

先ほど、課長の説明でもありましたように、5万円分を3万円分に上限を区切って、皆さんにいきわたるような施策ということで、今回の場合はされたということでございます。それは1つの手段かなと思うのですが、どうしても、そこら辺についての、金持ち優遇策みたいな形の受け取り方をされてしまっている面があるんですが、ここ辺についての考え方というのは、これはもう仕方がないという感じなのかどうか。そこら辺について、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

見方によって、確かに優遇になっているのかもわかりませんが、商工会長と話をする中でも、これまで、先ほど申し上げましたとおり、通算14回にわたってやっております。今回の場合は、地方創生の関係で、さらに1割乗せましたけれども、1つのマンネリ化というんでしょうか、そういう1つのあれも、一方では、なきにしもあらずということですよ。

ただ、今度の地方創生の先行型で、国が1つの例として示したものですから、全国どこでも取り扱いをして、2割にしたところが多かったようですけども。商工会長と、この前、話をする中では、例えば、今、ふるさと納税で納税をされたら、地域の特産品をお礼として差し上げるわけですけども、何か、そんな形でもっといろんなところに波及がいくような形の、そういう使い方の工夫はどんなものでしょうかねということ、御意見として伺っておりますので、このことも、こういうお尋ねがあったときには、こういう話も出てるから、もうちょっと、商工会あた

りとも詰めをしてほしいということも指示をいたしておりますので。

今後、ずっと、こういう形でやっていくのか。もっと広く、消費者の皆さん方を、喚起をして、この地元の商店街がもっと、もっと活気づく、そしてまた、消費者にとってもありがたいと思うような形の創意工夫ということも大事なかなと思っておりますので、研究の1つの課題として受け止めているところであります。

○岩元 涼一議員

今後も、このプレミアム商品券の発行事業を継続される考えかどうかお伺いしようと思ったんですが、町長のほうから、先に見直しを含めた検討も必要かというような答弁もございました。先ほど質問の中でも申し上げましたが、プレミアム宿泊券、そういう形で、町外の方に販売して、そして、町内に来てもらおう。そして、そこでまた、宿泊、それに関連する二次、三次の経済効果を期待する施策をとっておられる自治体もあるようでございます。なので、そういうところから。それと先ほど、町長のほうからも出ましたように、そのふるさと納税、その返礼、そういう形での考え方はできないのか、そういうところも今後は、検討すべき時期ではないかなと考えるところであります。

それと、大型スーパーのほうで、前の話では五十何%でしたっけ、大型スーパーが。そこもできれば地元の個店で、その使用割合を高めるような方策、そういうものについては、検討はされていると思いますが、何か方法として考えておられないかを伺います。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

独自のやり方としまして、ことしの部分で、商工会独自といたしまして、販売期間中に竹林スタンプの2倍セールというのも行われたようでございます。50店舗で400万円の還元売り上げとなっております。

また、大型店、町外資本の部分に流れた部分については、会員企業ですので、除外するということはできませんが、プラッセだいわ、ベリーマッチ、エディオン、ナフコ、Aコープ、クッキー等でございますけど、プラッセだいわで28.1%、ベリーマッチで1.6%、エディオンで0.8%、ナフコで4.7%、Aコープ14.4%、クッキー2.4%、計の52%でございます。そのほかは小売業ということで、48%でございます。

近隣市町を見ますと、薩摩川内市が、大ざっぱな数字になりますけど、小売業のほうに4割、伊佐市で小売業で3割、ニシムタとかありますので、大型のほうに流れたと思います。出水市で3割、長島町は小売りに8割ですが、大型店がAコープ程度と、少ないという事情もあって、そのような数字になってるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○岩元 涼一議員

せっかく、こういう地元の経済にというか。購入者は町民ですので、町民に制約を強いるようなことになったらまた、使い勝手の悪い商品券ということになりますけど、しかし一方から見ますと、町内で消費していただいて、その町内の個店とか、そういうところの販売が伸びていただければ、狙いどおりの効果が出るのかなという気がするんですが。

1つには、また今度は、上乘せ分がそのまま貯蓄に変わっているというような見方もあるようです。1万円出して1万2千円のプレミアムを買った場合に、自分の手出しは1万円ですが、1万2千円の商品を実際買うとなれば、1万2千円払わなければいけないけど、2千円分が、今度は、逆に自分のほうの貯蓄、そちらのほうに回ってしまって、それだけ思うような経済効果が出ていないのではないかなというような見方も1つあるようです。そこは、もう個人の考え方で、すので立ち入ったことはできませんが、何とか、プレミアム分が町外に流出しないように、町内

で消費できるような体制づくり、そういうのにも、またやっていただきたいと思うところがございます。

先ほどの答弁の中で、9月いっぱいをめどに撤去できるのかなというような見方ということがありますが、普通の状態を考えますと、いままでもう、半年ぐらいなと思うんですが、これがそのまま放置されていた理由、そこら辺については担当課で結構ですが、お知らせをいただきたいと思います。

○総務課長（崎野 裕二君）

交通安全の問題から、総務課のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

放置されてからも半年ぐらいという話でございます。関係機関に要請はしておりましたけれど、そういったことで時間だけが経過していたようであります。持ち主の把握ですとか、その理由とか、そういったところまでは、まだ、具体的にわかっていないというのを情報として仕入れているところがございます。

○岩元 涼一議員

放置してすぐに、自分でナンバープレートを外して持っていったというような住民の目撃情報もあるんです。そこら辺は、警察は当然、把握をされていると思うんですが、放置車両についても、追跡調査されて所有者のほうを特定されているのかどうか、そこまではちょっと私はわかりませんけれども。廃棄物扱い、町は直接、国道ですから管理はされてないから、そこら辺のあれはどうかと思うんですが、遺棄された時点でもう、ナンバープレートも外してある以上はもう、廃棄物として、そのときにできなかったのかどうか、そこら辺については、その振興局あるいは警察、警察のほうは道路交通法、路側帯のほうということで、道路交通法とは違うから取り締まりはできないというような話も聞くんですが、道路管理者としてはどのような、廃棄物扱いとして処分することの確認がなされたということでございますが、なぜ、半年近くもかかるのか、そこら辺については、聞いておられませんか。

○総務課長（崎野 裕二君）

基本的には、この持ち主が撤去する義務がありますので、その持ち主をまず捜して、持ち主にさせるということに重きを置いておられたふうに聞いております。6月ぐらい、両機関から情報をいただいたときには、おおむね、あの人ではなかろうかというような想定のところまではきたということで、ただ、確実にその人であるということまでは判らないと。その人であってもその人の行方が判らないということが、6月から7月の状態だったというふうに把握をしております。

その後、いろんなところで声も大きくなりまして、こちらのほうとしましても警察あるいは道路管理者であります県のほうに急いでくださいというようなことで、綱引きといいますか、譲り合いがあったのかもしれませんが、どちらでもいいから早くしてくださいというようなことでお願いして、今日に至っているところでございます。

○岩元 涼一議員

美しい譲り合いの精神があったようでございますが、今回は国道、県道、そういうところなんですけど、これが町道で、今後、発生するというのも十分、考えられないことではないということです。あれを見られた方に言わせると、こういうことができるのであれば、あとからどんどん出てくるんじゃないかというような、危惧されたということも、実際、聞いております。

その人がされるということではないんですが、そういうことからいくと、今まで何か、町道に関しては町がすることですが、そういう事例が発生した場合についての対応策というのを、今後、協議しておいたほうがいいのかという気がするんですが。

場合によっては、行政代執行、そういう方法というようなことは対象とならないのか、考えら

れないのか、そこについてはいかがですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

御指摘のとおりで、両サイドから、その考え方がありまして、簡単に行政代執行してしまうと、簡単に放置することが増えてしまうというのが、一方ではあります。できるだけ、その持ち主、義務者に管理をさせるというのが基本路線だと思いますので、そういったところでいえば、例えば、町道であったり、県道だったりしましても、その持ち主にさせるというのが基本路線だろうと思いますので、持ち主がわかれば、その人にやっぱりさせるべきだろうと思います。どうしてもなければ、行政代執行、こちらのほうでせざるを得ないのかなというふうに感じております。

○岩元 涼一議員

行政代執行にいたしましても、周知期間、その持ち主に対して、今回の件でも、車両に、連絡するよという紙が張ってあるようですけれども、ナンバープレートまで外していく人が、そういう対応を、私の車ですから動かしますというようなことをされるはずがございませんので、そういうところについては、課長のほうから今、ありましたように、逆に行政代執行させるために増えるんじゃないかなという事例も考えられないことではないんですが、そこまで皆さん、モラルは低くはなっていないのではないかなと思いますので。今回の場所もご覧になられていると思うんですが、本当に路側帯のところから少し外れたぐらいですので、歩行者は当然、車道に出ないと道路は通行できませんので、そういう点からいけば、やはり緊急を要するというような、拡大解釈といえれば拡大解釈なんですが、そういうところをした対応。例えば、場所移動だけでも、いいわけですので、ああいう危険なところに車を放置されて、それが6カ月もあること自体が管理者は何をしているのよという住民の見る目は当然、出てきます。

これは、先ほど、申し上げましたように、国道でしたけれども、町道でも発生する危険性は十分ありますので、そういうところに対応、関係機関と連携をとりながら、こういう事例が発生した場合の対応策を研究されるように要請いたしまして、少し時間が残りましたけれども、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、岩元涼一議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後1時52分

平成27年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

平成27年9月11日

平成27年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成27年9月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
4番	桑園 憲一 議員	5番	森山 大 議員
6番	東 哲雄 議員	7番	岩元 涼一 議員
8番	新改 幸一 議員	9番	木下 賢治 議員
10番	川口 憲男 議員	11番	米丸 文武 議員
12番	新改 秀作 議員	13番	岸良 光廣 議員
14番	上久保 澄雄 議員	15番	柏木 幸平 議員
16番	舟倉 武則 議員		

欠席議員(1名)

3番 宮之脇 尚美 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副町長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	財産管理課長	小永田 浩 君
税 務 課 長	丸田 忠 君	町民環境課長	三腰 善行 君
福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長	中村 慎一 君
健康増進課長	四位 良和 君	農政課長	上野 俊市 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽有 郁夫 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	消 防 長	若松 良尚 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 7 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 8 号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 9 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	57	さつま町個人情報保護条例の一部改正について
	58	さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について
	59	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	61	平成27年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 10款 地方交付税 13款 使用料及び手数料 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入 17款 寄附金 18款 繰入金 19款 繰越金 21款 町債 歳出 2款 総務費(関係分) 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 人件費全部 第2条 地方債の補正
	62	平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	63	平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
文教経済 (第2委員会室)	61	平成27年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 歳出 2款 総務費(関係分) 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費 11款 災害復旧費

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成27年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

3番、宮之脇尚美議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△日程第1「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第2「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

これから9月8日提案がありました議案第57号から議案第59号まで及び議案第61号から議案第63号までの議案6件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第1「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から日程第3「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」までの議案3件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件はお手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第4「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第61号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○木下 敬子議員

23ページの民生費の中に、少子化対策事業としての予算が2,200万円組まれてるんですが、説明によりますと、盈進小学校の放課後の学童保育に利用されるということだったんですが、昼間の時間というのが、これはあくんですか、そういうところの利用は考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

まだ具体的にはっきりとはしておりませんが、子育てに関する研修会等の開催などを利用できるように、有効利用をしたいというふうに、検討をしていきたいというふうに考えているところ

でございます。

○木下 敬子議員

再度、確認なんです、それでは、盈進小の学童保育のみに使うということではないわけですね。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

学童保育は基本、平日は夕方から、夕方といいましょうか、4時ぐらいから実施しておりますので、その前にスタッフの方もおいでなんです、午前中等が特にあくケースがもうほとんどになってくるかと思しますので、その時間帯を利用したいいろんな会議等、子育てに関する利用というのを検討したいというふうに考えているところでございます。

○新改 幸一議員

2点ほどお伺いしますが、最初、26ページ、畜産事業費の関係、畜産クラスター事業補助の関係なんです、この関係の事業内容を詳細にもうちょっとこう、説明をいただきたいというのが1点と、30ページ、ひっ翔べさつまプロジェクト事業費の中の航空機機体への大型ステッカー制作委託ということで説明を受けてあるわけでございますが、この関係の事業内容といいますか、実際どういう形を考えていらっしゃるのかを詳細に説明をいただきたいと思ひます。

○農政課長（上野 俊市君）

畜産クラスター事業の関係等についてでございます。

この畜産クラスター事業の関係等につきましては、地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るといふような目的から、畜産を営む者、それから地方公共団体、農協、畜産系の支援組織、それから畜産の関連事業者がこう一体となって、地域のその畜産振興を図るといふようなものでございまして、協議会を設置して行ふものでございます。

この協議会の関係等については、今回の補助の関係等については、薩摩川内市のクラスター協議会というのがございまして、ここに対して補助をするという形になります。取り組み主体につきましては、株式会社高崎畜産のほうになりますけれども、ここが畜種としましては、肉用牛の一貫体制をとるといふような内容でございます。

このクラスターの事業、協議会については、薩摩川内市のクラスター協議会ですけれども、今回、高崎畜産がつくられる畜舎の関係等については、さつま町内に属するということでさつま町で補助金を、予算を組んで、協議会のほうにそれを、補助金を支出するといふようなことになります。

事業の概要につきましては、平成27年度が繁殖牛舎56頭規模を1棟、1棟ですね、それから肥育牛舎、これを4棟、肥育牛は224頭になります。それから、畜舎の附帯施設としまして、飼料の、餌をやる機械、それから換気の装置などの、そういう附帯設備になります。事業費が8,800万円ほどでございまして、その2分の1の4,842万円の補助となります。それから、28年度につきましては、繁殖牛舎を3棟、これ、繁殖牛が168頭、それから肥育牛舎が10棟で560頭、27年度、28年度、合計で1,008頭規模の畜舎を整備するといふ内容のものでございます。

28年度の事業規模につきましては、2億3,000万円ほどでございまして、補助金としましては1億600万円程度になる予定でございまして。

申しおくれましたが、その薩摩川内市のクラスター協議会の構成員としましては、肉用牛農家、それから取り組み主体、高崎畜産等でございますが、それとJA北さつま、北薩農業共済組合、北薩振興局、薩摩川内市、これが構成員となって協議会を設置しているものでございます。

以上です。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

ひっ翔べさつまプロジェクト事業でございますが、この事業につきましては、スカイネット航空株式会社が実施するソラシドエア機体活用プロジェクトを、「空恋」を活用し、空港、航空機利用者を中心にPRプロモーションを展開するもので、さらに、さつま町のよかところやよかもんのPRプロジェクトを展開する事業になってまいります。

事業内容につきましては、ソラシドエア機体活用プロジェクト「空恋」、「空でまちと恋をする」という意味になります。本機体活用プロジェクトは、1機体、1自治体を基本に1年間、機体側面に地名等を表示するとともに、機内で自治体独自の方法でアピールすることが可能となっております。

ソラシドエアにつきましては、今10路線、日に68便であります。それで、10路線というのが、羽田空港と那覇が、飛ぶのがそれぞれ5路線ずつというような形であります。ですから、航空機体の大型ステッカーの作成、機体側面の張りつけということで、航空機の前面、ドアの乗降口の隣と後部のほうの窓の上と窓の下と3カ所に一応、さつま町のPRができるステッカーを張る予定でございます。

また、機内ヘッドレスカバーの設置ということで、背もたれのカバーになります。あと、さつま町特集の機内誌、観光パンフレット、特産品通信販売カタログ、移住ガイド等の設置を考えているところでございます。

また、客室乗務員によるドリンク、お菓子等サービスということで、お菓子等については、さつま町の特産品というような形で考えておまして、客室乗務員については、さつまちゃんのエプロンを着用してもらうというような形になります。あと、鹿児島空港で空の日フェスティバルイベントでのPRというような形になっております。

この機体へのステッカー作成、機体側面への張りつけにつきましては、委託料を200万円という予算で計上しているところでございます。

以上でございます。

○新改 幸一議員

ただいまこのひっ翔べさつまプロジェクトの事業内容の説明があったわけでございますが、この特産品のそれぞれの販売かれこれというのの一番のこの窓口はどこになるのでしょうか。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

まだ、構想段階でございましたので、今のところは、観光特産品協会を考えているところでございます。

○岩元 涼一議員

関連で、今、農政課のほうからこの畜産クラスターについての説明があったわけですが、事業主体というか、そこは薩摩川内市が中心となったその協議会というようなことで、JAなんかも入っているようですけども、いろんな苦情とか、行政指導、苦情が出た場合の行政指導とかそういうものについては、さつま町が指導できるのかどうか、そこについてはいかがですか。

○農政課長（上野 俊市君）

苦情等の関係等については、それぞれの事案等によって来るものもございまして、本町内に設置されるものでございまして、当然ながら、こちらが窓口となっていく部分も出てくるかと思えます。そういうのが出てきた場合については、窓口になって川内市のほうの協議会のほうにつないでいくというようなやり方になるかと考えております。

以上です。

○岸良 光廣議員

19ページなのですが、総務費の備品購入費のプリンターが240万円計上されております。これは、戸籍台帳等の関係ですので、本体、要するに、システムを組んであるところのやつは判るんですが、プリンターで240万円、ちょっと、私も、今ちょっと金額を見てびっくりして、これ何台買われるのか、もしくは、何か特殊なプリンターを買われるのか、その辺をちょっとお教えてください。

○町民環境課長（三腰 善行君）

番号法施行に伴います予算の中で備品購入費、プリンターの240万円の件でございますが、台数的には3台、本庁、両支所にそれぞれ置くものでございまして、個人番号カードの修正事項、住所等の変更があった場合に、その訂正を記入をするプリンターが一体となった、カードの記入をする機器でございまして、1台につき80万円ということで3台分、240万円を計上させていただきます。

○岸良 光廣議員

1台が80万円ですかね。これは、複数の業者から見積もりをとられたんですか。特に、確かに、今回の個人ナンバーの件についてはいろいろあると思うんですが、今、課長の説明されたとおり、これはシステム本体にそういうのが、プログラムがされてて、プリンター自体に恐らくそういうのはないと思うんですけど。課長が説明されたように、プリンターにそういう修正機能があるというの、今初めて聞いたんですが、これは、プリンターちゅうのは本体のシステムから指示が出たものを印刷するのがプリンターなんですよね。だから、通常のプリンターという、常識で考えて、私、今までこの80万円もするのは初めて聞いたんですが、これが本当に適正なのかどうか、もう一回ちょっとお伺いしていいですか。

○町民環境課長（三腰 善行君）

最終的にプリンターと申し上げましたけれども、スキャナーと、ICリーダーとプリンターが一体化された機種でございまして、変更事項が生じたものをカードの修正事項としてプリントをして、打ち込んで変換をすると、本人さんに返すためにICリーダーとスキャナーとプリンターが一体化された機種でございまして、機能としては。

○岸良 光廣議員

判りました。ほいで、最後にちょっとお教えてください。このプリンターはメーカーは限定されてるんですか。それとも、複数のメーカーから見積もりをとられたんですか。そこだけ教えてください。

○町民環境課長（三腰 善行君）

機种的には1メーカーのものを1社から見積もりとしてはとっておりますが、仕様として出す場合には、その機能を上回るものの、同等以上のものを購入するという形で仕様を出す形で入札にかける予定でございまして。

○川口 憲男議員

26ページの農道維持管理費の中で、施設改修工事費の1,000万円、それから業務委託費が出てます。これは、先ほど説明の中で、柘野農村広場整地排水事業ということの説明がありました。

一般質問でも申し上げましたように、柘野小学校を3月には統合されます。その中であって、今月の23日ですか、当然、彼岸花まつり等が開催されて、この広場が駐車場が優先になってくるんじゃないかと思うんですが、ここの整地をされていった中で、私も何回か行くんですけど、駐車場の状態では、相当、雨の日等はぬかるみが出て排水が必要だなということがあったんですが、このことについて、当然、彼岸花まつりを継続されていくと思うんですけど、その担当地区

との話し合いというか、いろんなことの要望事項の中にどういうことが含まれとって、こう、排水事業に至ったのか、ちょっとそここのところを説明をいただきたいと思います。

○農政課長（上野 俊市君）

柘野の農村広場の関係等についてでございます。このグラウンドにつきましては、昭和61年に拠点地域むらづくり整備事業で整備したグラウンドでございまして、今、議員のほうからありましたように、彼岸花まつり等の駐車場として利用されているところでございます。ちょうど、隅の、奥のほうではグラウンドゴルフもされている状況でございまして、主には、彼岸花まつりの駐車場ということで、全面的には使われております。

これまで、柘野区のほうとは協議をしながら話を進めてきたわけですが、その中では、今おっしゃいますように、彼岸花まつりの関係等については、将来的にもずっとしていきたいというような意向もでございます。地元としましては、グラウンドゴルフ場も残してほしいということで、今回、排水と、それから排水の関係を一部しまして、駐車場としての整備、それからグラウンドゴルフ場が使える形での整備というような形で、地元の要望を取り上げた形で整備を図っていきたくて考えておりまして、今回予算を計上したところでございます。

整備から約30年経過しておりまして、非常に水はけも悪いというような状況で、使い勝手が悪いというようなこともございまして、今回、整備を行うものでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

課長の説明、うなずけるところはたくさんあるんですが、いろんな広場の有効活用を、きのうも申し上げたんですけれども、やはりこの彼岸花まつり1回にかけての駐車場のための整備を図っていかれると、やっぱりそれ以外にも、大きな広場ですから、それとナイター施設もまだ残っているような状態じゃなかったかと思うんですけれども、やっぱり当初つくられた目的と時代が変わりまして相当違ってきてるんですけど、そこあたりも排水設備をされて、いろんな整備をされていかれるんですから、やっぱりそこあたりも柘野ともう少し詰めをしていただいて、柘野小がなくなった後でも、柘野小と一体としてグラウンドも使えるような整備計画、そんなことまで持っていられるべきじゃないかと思っております。

健康づくりのためにジョギングコース等も、排水ができれば、そういうところでもできますので、やっぱりそういうところまでいく、グラウンドゴルフだけではなくして、1年間を通して、まあ、毎日使うちゅうことじゃないですけど、フルにそこが活用できるような方向性でグラウンド整備を図られるような考え方、それから話し合いの持っていく方というのはなかったものなのか、再度お聞きします。

○農政課長（上野 俊市君）

柘野の関係等については、小学校が来年3月に閉校という形になりまして、小学校のグラウンドのあわせた活用ということで、こちらのほうも柘野の役員の方々とも話をしているところでございます。

今回、今回といいますか、これまで区のほうとの協議の中では、当面、そういう、駐車場としての利用、それからグラウンドゴルフ場としての利用ということで、地元からの要望はそういう形で出されております。この整備が済みますと、将来的にはもう柘野区のほうにこれを譲渡したいということで、話も進めているところでございます。そこあたりもございまして、今後も柘野区のほうとは、そこでまた十分協議をしながら、将来的な活用方法についても協議をしていきたいと考えております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにはないですか。

○木下 賢治議員

32ページの土木費、道路維持費の関係なんですけれども、昨日、町長のほうからもあったわけなんですけれども、道路事情を考慮した特段というような話もあったわけですが、工事内容、事業箇所等を知らせていただきたいと思います。

もう一点は、41ページの教育費、社会教育費の自治公民館の活動推進事業費なんですけれども、昨年度からお願いをして、やっと検討結果が出たわけですが、正直言って、98万円という数字に対してもうちょっとどうにかならなかったものかなという気がしてなりません。算定基礎等を含め、この算定基礎が来年度以降も考慮されるものかを含めて、説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（三浦 広幸君）

32ページの道路維持費の関係でございますが、今回、町長のほうからも申されましたとおり、たくさん、たくさんちゅうか、結構いただいたんですが、今回の道路維持の工事に関しましては、通常の補助事業です決まった路線じゃなくて、道路パトロールとかあるいは地区の方あるいは議員の先生方とか、いろんな今までたまっていた要望を、今回解消していこうということで予算いただいておりますので、まあ、たくさんありまして、今ここに把握してるだけでも約40カ所あります。

その中で、主なものとしまして、1,000万円を超えるものだけをちょっと御紹介しますけれども、倉内工業団地の倉内工業団地線ですね、舗装の劣化により近隣住民から振動苦情がありまして行くと、それから角郷本線、きのう申しましたけど、通行車両がパンクをして補償請求があったということで、部分的な舗装工事を行うと。あと、甫立原線ですね、毎年、道の日などで議員の先生方にも御協力いただいて伐採を行っております。そういうことで、のり面のメンテナンス、セメントを塗っていくと、除草経費、維持管理軽減のための事業です。

それから、池之野仮屋瀬線、ちょうどブドウの時期になりますと、観光、ブドウ狩りのお客さんが結構多いということで、もう大分前から要望がありますので、この道路につきましては、ブドウ農家の方が一生懸命、御自分たちで維持管理をされていらっしゃると思いますので、町としても、その軽減のためにメンテナンスをするものであります。

あと、上大願寺線路面劣化、それから大角岩下線、羽有循環線などが1,000万円以上の工事で、あと詳細については、先ほど申しましたとおり、たくさんありますので、また、それぞれお聞きいただければ御紹介したいと思います。

以上です。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

41ページの自治活動推進費の中の区の公民館運営補助金の見直しの関係でございますが、今回、区の、20区あります運営費のほうを見直したということで、内容としましては、均等割り15万8,000円ずつしていたものを18万円に引き上げております。それと、従来の世帯数割りで計算していたものに加えまして、世帯数の規模と高齢化率に応じた補正をかけたということで、この2点の見直しをしております。

具体的に言いますと、世帯数補正につきましては、400戸以上につきましては、従来のとおり、1という形で持ってっております。それと、200から400戸につきましては1.2、100から200戸につきましては1.6、100戸未満につきましては2という形で補正をかけております。

それと、高齢化率に関する補正率でございますが、町の平均が5月1日現在で36.9%とい

うことになっておりますので、これを基準にいたしまして、町の平均以下につきましては1.0、そのままということです。それと、37から41%につきましては1.2、42から45%につきましては1.6、46%以上を2というような形で補正をかけまして、当初予定しておりました補助金と対比しました結果、今回の補正を、差額分を補正をお願いしたいということですのでございます。

○木下 賢治議員

道路維持のほうについてなんですけれども……

○議長（舟倉 武則議員）

マイクを近づけて、マイクをもうちょっと持って。

○木下 賢治議員

作業班の体制も大分、以前とすると弱くなっているような感じがしますので、そういう対策をとられることは大変いいことじゃないかと思いますが、課長、できれば、所管が違いますので、資料で箇所等を示していただければ、ありがたいと思います。

それと、もう一点の自治活動の推進費のことなんですけれども、以前から周辺地域への対応策というか、そういうこともお願いした上での、今回こういう要望を続けてきたわけですが、町長、地方再生含めてですよ、やっぱり町民が自分たち、そういう地域力を出していくような、自治公民館活動の活性化というものが、本当にこの町の活性化につながると思いますので、今回こういう補正ですけれども、今後、そういう意味を持って来年度への検討の一つにさせていただきたいと思うんですけれども、やっぱりそういう地域力を上げるためにも、公民館を中心とした活動の重要性ということをもうちょっと認識していただいて、この部分への配慮を検討していただきたいと思いますし、所管の委員の皆さんに、そこを含めた対応策の検討を要望して、お願いして終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この区の公民館の運営費の関係でございしますが、私が就任をいたしましてから、本当にそういう、地域のこの皆さん方の頑張りによって、やっぱりこの町の活性化もされてるとというような認識に立っておりますので、館長さんを中心に、本当、頑張っていていただいて、感謝をいたしているところでございます。

いろいろ議論がありますように、高齢化がどんどん進んでおりますし、非常にこの各戸の、世帯の負担についても、重量感があると申しましょか、そんな感じがどんどん出ております。そしてまた、戸数も減っていくということでもありますから、館の運営についても大変な御苦勞をされているというようなことを十分理解をいたしておりますので、何とか、御意見にもありましたように、こう見直しをせにやいかんなちゅうことで、過去においても均等割りについては、今回また一律にこの引き上げをいたしましたし、また、今までこの公民館がなかったところ、あるところと、やっぱり維持管理というのは通常と違いますので、その辺も見直しをしてきたわけがあります。そしてまた、今回は、御意見にありますように、やはりこの戸数が減っている、なかなか負担の過重というのがあるというようなことでもございましたので、その辺も見直しを指示をいたしまして、今回出したわけではありますが、まあ、事務方を出してきたのよりもですね、これを私のほうで、いや、これはもうちょっと、これじゃあ、また、指摘を受けるぞということで、また、上乘せをしてこういう形にしておりますので、とにかく、補正をしながら世帯数割りあるいは高齢化率とかそういうものを考えながらこの補正を出してやっております。

ほいで、これが100万円近く、今度また補正をしますけども、これについてはずっとですね、ことしに限ったことではありませんので、これはもうずっと、これから続いていくわけでありま

すので、これが一つのベースになっていくということでありますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

ほいで、いろんなこの、時代が変遷をするごとにいろんなこう環境が変わってまいりますので、それに応じてやっぱりいろいろ見直しをしてきているわけでありまして、こういった通常の運営費のほかに、いわゆるこの地域元気再生事業という形で、この1公民館当たり50万円を基準としまして、そういった地域の特性のあるこの取り組みをしていただきたいというようなことで、50万円ずつは大体平均やっておりますし、そのほかにことしからまた、さらにこの町外からもこう引き込んだ形で交流をしながら、地域の活性化に取り組んでいる、代表的な、いろんなもので、近くあります、この大石神社の金吾様踊りにしろ、あるいはこの彼岸花まつりにしろ、そういった、町外からお客様がたくさんいらっしゃる、永野のウォーキングも確かにそうですが、そういう形の取り組みというのは、非常に町が交流人口200万人という標榜をいたしておりますとおり、やっぱり地域の皆さん方の努力もあって、こういう一つの実現の可能性が出てくるというふうに思っておりますので、それに対しては、また、新たにこの交流促進型のこの助成金というのを、もう90%補助ということで出しておりますので、新たなこういう取り組みに対しては、それなりにまた、町としても支援をしていくという体制をとっておりますので、その辺も御理解をいただきたいと思うところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○米丸 文武議員

1件だけお伺いいたします。

2款1項8目の地域振興費のふるさとさつま応援寄附金の事業事務費で、寄附者への謝礼の、まあ、言えば、説明では倍増というようなことでございましたが、338万2,000円、ページは15ページですね、これについてどのように、まあ、言えば、これを倍増するということがどういう形でされる考えなのか。いろんな自治体で、本当にこう寄附金のもうほとんど、5割以上というような謝礼もあったりするようなことで、果たして寄附金の目的が果たされるのかなというようなこと、一方では、また特産品とか、そういう地方の独特の農産物とか、特産品等の、まあ、宣伝するという意味から、どっちの効果が、両方ともそういう考え方なのかどうか、そこ辺にちょっと、重きをどっちに置くのかなというような考え方でこうおるわけでございますので、これをされましたことについて、もう少し詳しく御説明いただきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

基本的なことを申し上げますけども、ふるさと納税制度がこの国のほうで今年度からも大きくこう変わったわけでありまして、いわゆる節税の関係もそうでありまして、そういう見直しをすることによって、やっぱりこの納税額もかなりふえているというようなことでありましたので、今回、町の特産品をもっともっとアピールをする、そういう意味合いもありまして、JA北さつまとの提携あるいはこの商工会とか、特産品協会、さらには、今交流を進めております青森県の鶴田町、そしてまた、中種子町、そういったところとも提携をしながら、いろんな産物を納税者のほうにPRとまた、納税の促進を図っていただくということでやっております。ホームページも出してありまして、その結果、とにかく早くしたほうが、早くやっぱり納税をしてもらうということで、担当課のほうには督励をしまして、早くこれをのしっていておられますが、まだこれからこの追加の特産品も出てくるかと思っておりますけども、非常にこう急激にまた増えつつありますので、今回、そういった特産品も、やっぱり買って準備をしていくというようなことでございますので、詳しくはまた担当課長から説明させていただきます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

ふるさと納税につきましての質問でございますけれども、今ありましたように、特産品等につきまして、カタログ化を行っております。観光特産品協会と、それからJA北さつまとの連携をいたしまして、カタログ化を7月から開始をしたところでございます。

ホームページとインターネット上に掲載いたしまして、8月末現在で、昨年度が50万円程度の寄附額でございましたが、本年度が、入金済みが300万円、申し込みを入れますと425万円ということで、8倍近くになってきているということでございます。

返礼品につきましても、金額に応じましてAからDまで、それからプレミアムという形で準備をいたしまして、カタログのほうに掲載をしているところでございます。プレミアムでは、薩摩切子とか、そういったもの等も入れながら出しているところでございまして、現在、一番人気がございますのが、漬物でございますとか、旬のものでブドウとか、それから焼酎とか、牛肉、そういったもの等が順次出ているようでございまして、2カ月間で結構増えてきておりましたので、今回、返礼品の報償費といたしまして、今回の金額を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び日程第6「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から9月15日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

10月2日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。
本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時09分

平成27年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

平成27年10月2日

平成27年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成27年10月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
4番	桑園 憲一 議員	5番	森山 大 議員
6番	東 哲雄 議員	7番	岩元 涼一 議員
8番	新改 幸一 議員	9番	木下 賢治 議員
10番	川口 憲男 議員	11番	米丸 文武 議員
12番	新改 秀作 議員	13番	岸良 光廣 議員
14番	上久保 澄雄 議員	15番	柏木 幸平 議員
16番	舟倉 武則 議員		

欠席議員(1名)

3番 宮之脇 尚美 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副町長	紺屋 一幸 君
教育 長	東 修一 君	総務課長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	町民環境課長	三腰 善行 君
福祉課長	鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長	中村 慎一 君
健康増進課長	四位 良和 君	農政課長	上野 俊市 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽有 郁夫 君
建設課長	三浦 広幸 君	水道課長	岩元 義治 君
代表監査委員	新屋敷 浩 君	監査事務局長	福田 澄孝 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 7 号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 8 号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 9 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 6 4 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 5 号 平成 2 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 9 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 1 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 2 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 3 報告第 7 0 号 平成 2 6 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 1 4 陳情第 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 6 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 1 5 発委第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 6 年度政府予算に係る意見書（案）の提出について
- 第 1 6 報告第 7 号 平成 2 6 年度さつま町一般会計継続費の精算報告について
- 第 1 7 報告第 8 号 平成 2 6 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 8 報告第 9 号 平成 2 6 年度資金不足比率の報告について
- 第 1 9 所管事務調査報告の件
- 第 2 0 議員派遣の件
- 第 2 1 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成27年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

3番、宮之脇尚美議員から、本日の会議に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせします。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、日程第2「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第4「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第5「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」から日程第6「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件についてを議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」、「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分、「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例中の関係部分を改正するものであります。本条例は、平成27年10月5日から施行するものであります。情報提供と記録に関する部分の規定については、平成29年1月1日からの施行となります。

次に、「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組合法に規定する年金が厚生年金保険法によって規定さ

れ厚生年金に一元化されることから、本条例中の用語について改正するものであります。

次に、「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成27年10月から本町に住民票を有する住民に対してマイナンバーを知らせる通知カードが交付されること、また平成28年1月から、本人申請により個人番号カードが交付されることから、それぞれのカード再発行にかかる手数料について定めようとするものであります。

質疑の中で、再交付時の手数料についてはどのような基準で定めたものかただしましたところ、総務省自治行政局住民制度課から、カードの原価等を基準とした単価について連絡があり、通知カードは500円、個人番号カードは800円となるということであった。本町を含めた大半の自治体では、総務省の単価に準じて手数料を規定しているとのことであります。

次に、「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費、防犯事業費には、町が設置する防犯灯のLED化を含めた関係事業の経費50万円が委託料から事業費に組みかえて計上されています。町が防犯灯を設置する場合、これまでは10本、15本の単位で実施していましたが、今後は一、二本単位の設置が中心となることから、事業を執行しやすい修繕料への組みかえを行うものであります。

質疑の中で、町が設置した防犯灯についてLED化の進捗状況をただしましたところ、町では防犯灯のLED化の目標を20%から25%と定め、随時切りかえ作業を実施している。平成26年度末時点で町設置の防犯灯491基中106基をLED化しており、整備率は21.6%となっているとのことであります。

次に、2款1項、総務管理費、ふるさとさつま応援寄附金事務費には、ふるさとさつま応援寄附金の返戻品として、報償費338万2,000円を計上されています。ふるさとさつま応援寄附金については、本年度から返戻品のカタログ化に取り組んでいるが、ことし7月からホームページやインターネットに掲載して寄附を募ったところ、さらに多くの方々から寄附の申し込みがあった。また、来年3月までの納税額は850万円ほど見込まれることから、返戻品のための予算を計上するものであります。

質疑の中で、全国ではふるさと納税が1億円を超える自治体も存在しているが、本町では今後どのような展開を計画しているかただしましたところ、現在返戻品を44品目用意しているが、さらなる充実を目指して窓口である観光特産品協会及び北さつま農協とともに、新しいカタログを作成中である。また現在インターネットでは返戻品の閲覧しかできないものを、閲覧しながら即クレジットカードによる決済が可能となるように準備しているとのことであります。

次に、2款1項、総務管理費、地方創生先行型には地域生活支援体制づくり事業補助として100万円が計上されております。これは、元気な里づくり体制支援事業の一環として平成27年度から平成29年度までの3年間、町内の各公民館に対して上限5万円の補助金を交付しようとするもので、福祉部の発足や話し合い活動、地域サロンの内容充実等を目的としています。また、既に福祉部を設置された8つの公民館についても、高齢者の生活支援等話し合い活動を推進するもので、本補助金の対象に含まれるとのことであります。

次に、「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出では、保険給付費、保健事業費、諸支出金を計上し、歳入では、前年度繰越金、3億2,885万8,000円の全額を財源充当し、予算総額を40億5,971万1,000円にしよ

うとするものであります。

歳出の8款2項、保健事業費、医療費適正化対策費では、ジェネリック医薬品使用促進通知作成業務委託として194万4,000円が計上されています。これまでジェネリック普及啓発の通知は、国保連合会から全被保険者にジェネリック医薬品にした場合の費用効果を知らせるものでありましたが、今回の業務委託では生活習慣病の薬剤の処方を受けている方を対象者とし、各個人のレセプトデータを活用した自己負担額の軽減効果について通知することで、国保財政の負担軽減を図っていききたいとの説明であります。

次に、「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出では、総務費、地域支援事業費、諸支出金を計上し、歳入では、前年度繰越金1,164万2,000円を財源充当し、予算総額を32億7,102万9,000円にしようとするもので、主には前年度給付費にかかる町費負担分の精算による繰出金及び事業実施に伴う組み替え等であります。

今回の補正予算により、前年度繰越金の留保額は3,040万8,000円になるとの説明であります。

このほか、（仮称）こどもふれあい館の建設について特に町長の見解を求めたところでありませぬ。

議案第61号のさつま町一般会計補正予算（第4号）歳出の3款2項、児童福祉費、少子化対策事業費に、こどもふれあい館の建設費として工事請負費2,200万円が計上されております。

近年、盈進小学校の学童保育児童が増加傾向にあることや、来年4月から学校再編による児童数の増加に対応するため、学童保育施設こどもふれあい館を新たに建設するものであります。

こどもふれあい館は、平成26年11月、町に一般寄附された労働会館跡地にある家屋51.07平方メートルを26.74平方メートル増築して、木造平屋建て77.81平方メートルの施設を建設するとの説明を受けたが、工事の規模に対して今回の予算額は非常に高額となっている。また、その積算額の根拠についても、担当者から明快な答弁がなかったことから、来年4月の運用開始には間に合わないが、既存の建物の増改築ではなく新たに建築するなど今回の建設計画を見直す考えはないか町長の考えをただしましところ、総務厚生常任委員会の審査の過程で執行部の説明が不足していた点については深くおわびするが、予算額の積算に当たっては当初予算で計画していた設計委託の成果物を建築技師によって内容を精査し、金額は公共単価に基づき積算したものである。さらに、基礎部分の工法についても鹿児島県と十分に協議を行い決定したもので、適正な予算額である。また、来年4月には学校再編により児童数が増えることが見込まれ、保護者からの要望に応えるためにも今回の計画を進めていききたいとの答弁でありました。

この答弁を受けて、さらにこどもふれあい館の周辺環境対策について町長の見解を求めました。建設予定地は町道に面しており、児童の飛び出しが懸念されることから、低学年が多い学童保育児童に対する安全対策は考えているか、またこどもふれあい館は学童保育の児童が多数集まる施設であるが、近隣住民に対して施設の建設計画を説明しているか町長にただしましところ、安全対策については盈進小学校の周辺はゾーン30の区間を設定しており、飛び出し対策として施設の出入り口には門扉を設置する計画である。さらに児童の行動を放課後児童支援員3名の方々にも監視していただくなど、安全対策については十分な配慮を行う。また、近隣住民への周知については、予算の議決を受けた後に十分な説明をする予定である。今後、できる限り近隣の住民に迷惑をかけないよう努めていききたいとの答弁でありました。

これらの答弁を受けて、こどもふれあい館の建設に際しては、隣接する住民への説明を速やか

に実施するとともに、児童の交通安全対策については万全を期するよう要請いたしました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、2款1項、総務管理費の関係であります。19目、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業費の温泉関連商品開発補助150万円は、これまで紫尾温泉と湯田の宮之城温泉の成分を使った化粧水が開発され、販売も行われており、今回第2弾として温泉成分を活用した石けん及び保湿ジェルの商品開発補助として計上されています。

質疑の中で、化粧水の商品開発及び販売の町民への周知についてただしましたところ、化粧水の販売は、宮之城鉄道記念館及び町内の各温泉施設で行っている。商品開発については、観光特産品協会の総会の中などでお知らせしたが、町民への周知及び宣伝活動は十分とは言えないことから、今回の商品開発も含めて周知に努めたいとのことであります。

次は、6款1項、農業費の関係であります。3目、農業農村振興費の農林業まつり事業費は、宮之城運動公園で国民文化祭と同時開催されるさつまフェスタ実行委員会への補助金57万7,000円が計上されています。主な内容としては、米の消費拡大とPRを図るため、本町産の「あきほなみ」を使ったおにぎりの提供とお茶の試飲コーナーを設けるための経費及び抽選会の経費であるとの説明であります。

質疑の中で、ことしの農林業まつりは国民文化祭と同時開催であるが、これまでより規模は縮小されるのかただしましたところ、宮之城総合体育館東側の下の段の駐車場をさつまフェスタ会場として計画している。現在、出店希望者を募っているが、会場が宮之城地区となり新規出店の申し出もあるが、現時点では昨年と同様の約40団体の出店を予定しているとのことあります。

次に、6目、農業農村施設費の柘野農村広場管理費には、施設整備工事費1,200万円が計上されています。柘野農村広場は、昭和61年に拠点地域むらづくり整備事業で整備したグラウンドで、管理を柘野区公民館に指定管理者として指定し、主には彼岸花まつり時の駐車場や地域住民のグラウンドゴルフ場として利用されているが、整備から約30年が経過し、水はけなどグラウンド状態が悪いことから整備を行うものであるとの説明であります。

質疑の中で、農村広場の整備規模と整備内容についてただしましたところ、整備面積は約7,700平方メートルあり、現在は3分の1程度をグラウンドゴルフ場として使用し、半分を彼岸花まつり等の大きな行事のときの駐車場として使用している。整備内容として、駐車場については砕石等を入れて固める整備を行い、グラウンドゴルフ場については排水対策等を含めた整備を行う計画であるとのことあります。また、来年4月に柘野小学校は再編されて閉校になる

が、農村広場も含めて小学校校庭の活用を地元とも検討されたものかたまたまのところ、グラウンドゴルフについては小学校の校庭を活用できないか協議を行ったが、十分な広さがとれないことから農村広場の整備となったところである。小学校の跡地活用については、地域活性化のための活用を検討いただくようお願いしたとのことであります。

次に、12目、団体営土地改良事業費の震災対策農業水利施設整備事業費の業務委託料600万円は、湯田区内のため池2カ所についてハザードマップを作成するものであり、これらのため池は、貯水量、被災想定戸数等を総合的に考慮して、平成23年に鹿児島県の防災重点ため池に指定されているとの説明であります。

質疑の中で、ハザードマップの内容についてたまたまのところ、自然災害を想定して災害エリアをマップ化するもので、地域住民によるワークショップを行いながら、ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難するための参考資料を作成するものであるとのことであります。

次は、7款1項、商工費についてであります。3目、物産観光費のひっ翔べさつまプロジェクト事業費は、県の地域振興推進事業に取り組むもので、業務委託料344万6,000円は、スカイネットアジア航空株式会社が実施するソラシドエア機体活用プロジェクトを活用し、空港、航空機利用者を中心に本町の観光PRを展開するもので、1機体1自治体を基本に1年間機体側面にさつま町PR用の大型ステッカーを表示するとともに、機内においてはヘッドレストカバーや本町特集の機内誌、観光パンフレット、特産品通信販売カタログ及び移住ガイド等を配置し、積極的に本町のアピールに努めるものであるとのことです。

次は、8款2項、道路橋梁費についてであります。2目、道路維持費の工事請負費2億6,000万円は、道路パトロールや各地区からの整備要望等がある中で、緊急に実施すべき箇所を中心に維持工事を行うものです。

質疑の中で、道路台帳には町道として登載されているが、実際は自動車の通行ができないほどひどい状態の道路がある。道路の損傷による損害賠償もある中で、道路の現状を把握し、見直しを行う考えはないかたまたまのところ、現時点で町道の総延長は約777キロメートルある。橋梁やトンネル等の構造物がある道路を町道から外した場合、交付税との関係もあり単独予算で管理することになるため、一概に廃止することは難しい。

また、町道の認定基準の中に林道農道に接続する道路では、最終人家1戸までを認定する基準があるが、これまで最終人家であった家屋が空き家になり、解体または居住する見込みのない家屋への道路も見受けられることから、調査を行って町道から外す方向で検討したいとのことであります。

次は、8款4項、都市計画費についてであります。2目、公園費の施設整備工事費480万円は、3月議会で現地調査を行った轟ノ上水辺公園休憩所施設跡にあずまや設置が計上されていません。

質疑の中で、あずまやの構造についてたまたまのところ、前回の建物がシロアリによる被害を受けたことから、今回はアルミ合金等による建屋を計画している。イメージとしては洋風の建屋で、二家族程度が休憩できる約10平方メートルの大きさを計画しているとのことであります。

次は、10款1項、教育総務費についてであります。3目、教職員住宅管理費の施設改修工事200万円は、佐志小学校教頭住宅が昭和50年に建設され、地区40年が経過し、経年劣化に伴う戸の開閉のふぐあいや洗濯機の置き場所等の課題もあったことから、平成26年から空き家となっている同じ学校敷地内の教職員住宅を改修し、新たに教頭住宅とするものであるとの説明であります。

質疑の中で、これまで居住されている教頭住宅の今後の活用についてたまたまのところ、転

居後の空き家活用については、基本的には教職員住宅として活用していくことにしているが、空き家が続くようであれば教職員以外への一般への貸付等も検討する必要があるとのことであります。

次は、10款2項、小学校費及び3項、中学校費の1目、学校管理費には、それぞれ設計業務として97万5,000円と32万5,000円が計上されています。これは、来年度閉校となる小学校5校のパソコン室、図書室及び保健室に設置してある空調設備について有効活用を図る観点から、他の小中学校への移設並びに未設置学校における空調設備の整備事業にかかる積算設計を委託するものであるとの説明であります。

質疑の中で、空調機器移転の設計委託をする必要があるのかただしましたところ、移転及び新規設置を発注する場合に、電気の容量、配線及び附帯工事等を積算しなければならないことから、設計委託費を計上したとのことであります。

次は、10款5項、社会教育費についてであります。4目、公民館等管理運営費の一般需用費には、非常用電源設備蓄電池取りかえ、空調機及び雨漏りによる鶴田中央公民館ホール屋上防水改修の修繕費、85万5,000円が計上されています。

質疑の中で、今回の修繕では雨漏り箇所の特定ができていますのかただしましたところ、公民館の雨漏り箇所は特定できており、高圧洗浄を行い防水テープ、塗膜防水等を実施するとのことであります。この回答を受けて、宮之城総合体育館の雨漏り箇所についても早い段階で特定し、対策を講じるよう要請しました。

次は、10款6項、保健体育費についてであります。2目、保健体育施設費の一般需用費には、6月議会において現地調査を行った宮之城屋内温泉プールの給湯配管伸縮継手取りかえ等修繕費470万円が計上されています。

質疑の中で、今回の予算対応で修繕できない箇所がどの程度残るかただしましたところ、前回の現地調査において指摘を受けた配管等で、腐食して危険な箇所10カ所ほどを修繕する計画である。今後、修繕を要する箇所としては、暖気の吹き出しボックスが劣化していることから対応が必要になるとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。まず、「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」及び「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」の議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案3件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。総務厚生常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第57号 さつま町個人情報保護条例の一部改正について」、「議案第58号 さつま町職員の再任用に関する条例の一部改正について」及び「議案第59号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」の議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案3件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、「議案第62号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第63号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案3件は原案のとおり可決されました。

△日程第7「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第7「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、台風15号によりまして被災をいたしました五日町団地の用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、議案第64号について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

△日程第8「議案第65号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8「議案第65号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第65号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、道路橋梁河川災害復旧費に要する経費及び住宅管理費、農地農業用施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございますが、これにつきましても台風15号の災害復旧に係る経費でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,939万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億2,384万6,000円とするものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは「議案第65号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

町長に、前回のこの15号台風の災害復旧関連がここに補正で出されてるんですが、前回にも

何ですかね専決処分等でされて、今度1億3,900万ぐらいの補正をなされるわけですが、大体町内のこういう公的建物、それからいろいろすべきところ、それと今度農林業ですかね、林業などでも竹林等の補助も出されているんですが、これで全てというか調査された箇所の大半がこれで埋められると理解してよろしいでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

現在まで、この4回の補正をさせていただきましたけれども、大体把握できるところは今回の計上でなんですけれども、ただ山の関係、これについては半年ではとても済まんと思っておりますから、まだ来年度当初からも出てくると思っております。

○川口 憲男議員

施設の、何ですか公共物についてはこのように対応が進んでいくと。私も山のことをちょっと、新たな制度で広葉樹の展開が、これ県の事業の中でしておりますけれども、町の中で広葉樹が相当倒れとったり見苦しい状態になっていますから、こういう状態に組めないかということをお聞きしましたんですが、その人工林もですけれども、人工林にしましても私、ちょっときのうも話が出まして人工林の場合は相当、もう山ごと売ってしまえばある程度費用的にも出るんですけど、ほとんど手出しが必要になってくるという状況も聞いております。

そういった中で、やっぱり広葉樹なんかのところを、この地域は広葉樹のメッカですので、倒れたものについて、人工林も一緒ですけど中が裂けたら次の用材に使えないということも言われておりますので、やっぱりそういうところに対応を今後新しい予算の中でも組んでいただけるものなのか、そこら辺をお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

今、山のほうはある程度の調査はしておりますけれども、まだこの山奥、林道もこの相当、先ほど出ましたとおり山に入るためのその林道のところが倒木が来て入れんという状況がありますので、やはりこの山奥のところはこれから調査をもっともつとつする必要はあるかと思っております。

したがって、ある程度のことはいろんな調査を踏まえてつかんではおりますけれども、まだ細部にわたってということまでいかなんかと思っておりますので、その辺のところは今後まだ来年までは事業を入れて、処理をせんといかんなあち思っておりますので、広葉樹とかもその人工林とかありますけれども、ある程度広葉樹もやっぱり人工林に限らずある程度処理をしないと山全体が荒れるということにつながっていくわけですので、そういう処理が林業体のほうでもやっていただくということになれば対象にしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑ありませんか。

○新改 幸一議員

9ページの歳入の関係でお伺いしますが、20款のこの雑入で今回の災害見舞金ということで20万、善意の見舞金もらっているわけで計上して計画してありますが、これは個人の方からのこういう災害見舞金としていただいている計上なのか、団体なのか。そしてまた、町内の方、県外からあったのか、それぞれ20万に対する内訳の中身をちょっと教えていただきたい。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

雑入の災害見舞金でありますけれども、友好交流町であります中種子町のほうからいただいたものでございます。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑ありませんか。

○平八重光輝議員

13ページの特用林産物振興事業費421万2,000円について町長の見解を伺いたいんですが、先日の説明でタケノコの振興会に入っている方々の荒れた竹林について助成をしますという説明でありました。

台風はどこも平等にちゅう言葉よくないかもしれませんが、万遍なく被害を与えたわけでありませんが、この振興会に入っていらっしゃらなくて自分の竹林を自分なりに整備されて、パルプもですがタケノコを生産され、多い方で10万円ならんぐらいの、七、八万の販売をされたり、あるいは少ない方、高齢の方は掘るのが大変ですから年間に1万とか2万とかあるいは何千円というようなタケノコを販売されて、それを楽しみにされている方もたくさんいらっしゃるわけですが、そういう方々の被害についてはこれには入っていないということなんです、その辺の補助といいますか、助成のお考えについてお伺いいたします。

もう1つ、振興会に今から入られた方にも助成はいたしますよというお話でありましたけれども、入るためにはそれなりのお知らせをしないと知らない方がたくさんいらっしゃると思いますが、その辺をどのようにお考えか、こちらは担当課長で結構ですでお尋ねいたします。

○耕地林業課長（杉水流 博君）

今回の421万2,000円でございますが、あくまでもタケノコの生産林ということでございまして、事業の対象となるのは振興会ということで、この421万2,000円についてはそういうことでございます。

また、今言われましたそのお知らせについてですが、事業の内容とかそういう規模とかそういうものを含めて、今後お知らせ版でお知らせしていくよう計画していきたいと考えております。

○平八重光輝議員

町長にお尋ねしましたその基本的な考えちゅうのは、もう振興会に入ってる方しかしませんよということなのか、入ってなくても被害を受けた、特に高齢の方が大変なんですけども、こういう方にも考えましょうかというお考えなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

これまで竹の産地、タケノコの生産を、特に早掘りタケノコとしての推進をいたしておりますので、これについてはそれぞれの竹林同好会ですね、旧町ごとにそれぞれ結成をされております。

そこに入ってもらっているんな、施肥の関係とか、あるいは伐竹に当たってのチェーンソーの使い方の研修会とか肥培管理のあり方とか、そういう中で本当にこの産地としての整備をしていただいておりますので、基本的にやっぱり町としての考え方ちゅうのはそういった組織の中で活動をしている方を対象にしているというのが、基本的にはですね。

どうしてもそういう方々が個人的に、もう整備をされてる方も確かにあるんですけども、そういう方もできるだけこの組織の中に入っていて、お互いに共通の中で共販に出したり、いろいろこうさつまのタケノコとしてのブランドを、まだブランドになってませんけども、1つの品質を確保して市場に出していただく、そのことは非常に町としての振興の意味合いがございますので、そういう加入促進は図っていきたいということで、この前の総会の際もそういう皆様方にはお願いをいたしているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○岩元 涼一議員

19ページ、10款5項4目、これの環境改善センターの倉庫のシャッターということだった

んですが、それと同じく20ページの10款6項2目ドラゴンボートの艇庫これも同じくシャッターの、台風による被害ということだったという説明なんです、これについては使用しない時期といいますか、この倉庫のほうはしょっちゅう使用するかもしれませんが、この艇庫については使用しない間は、多分こういう被害に備えてシャッターのところに補強の支柱というかそういうものを設置するようになっているのではないかなと思うんですが、そういうのを対策はされていたのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

ドラゴンボートの艇庫の関係ですが、今回シャッターが8枚破損したということで、あわせて雨といのほうも破損したものですからお願いしてるところ何ですが、そこに今言われるような支柱の対策についてはちょっと確認はしてないんですが、やってなかったんじゃないかと思ってる場所です。

○岩元 涼一議員

その対策を、恐らくそういうつけるような柱はつけられるようになってると思うんですね。その確認がとれてないということですから、これはこの艇庫だけではなくてほかの施設もなんです、消防車庫なんか多分だと思います。シャッターの後ろのほうに補強、台風なんかのときにはシャッターが飛ばないように補強するのが、強化を入れるのがあるんですね。それしないとこれは、1回台風が来りゃ240万ぱんぱんぱんぱん飛んでいくという、極端な話ですけれどもそういうことになりかねないんですね。

ですから、その点についてはその台風の強弱もあるかもしれませんが、こういう公共施設については、台風が来るというのはもう事前に分かってるわけですから、それについては対策をとらないと、その担当課担当課でとっていかないと、同じことの繰り返しを台風ごとにしていくという、極端な話ですけれどもそういうことになりますので、そこ辺については担当課のほうにちゃんと指導を町長のほうからそういうことの指導を徹底しておくべきではないかなと思うんです。いかがですか。

○町長（日高 政勝君）

台風が来る、あるいは大雨もですけれども事前に、対策部長というのは課長でありますから、それでその会議の中で、これはもう毎度各対策部長で自分の所管の施設、そういうものは十分点検をして、事前にこの台風の場合は飛ばないとかそういう対策を講じてくれということの徹底しておりますので、これからもそういう気持ちでそういう危険箇所等、あるいは風で飛ぶようなところは事前にやっぱりチェックをしながらそういう善良な管理に努めてもらってると思うんですけれども、中には強い台風で丈夫なところがやっぱりやられたりということもあり得るかと思っておりますが、その辺は日ごろから徹底をいたしておるところであります。

○岩元 涼一議員

そういう防犯対策としてやってるということでございますので、そういうところはまた今後も徹底して管理をされるように。それともう1点、紫尾小学校の校舎の災害復旧工事でございますが、これについては設計が上がった段階でお伺いすりゃよかったかもしれませんが、全体的に片方の屋根が飛んだということで単純に考えますともうそんなに簡単に飛ぶのかなという気もするんですが、今度はこれに対して1,450万かけて補修をされるわけですけれども、そういうのを踏まえて、何と言いますかその工事の同じような復旧工事をされるのか、それともそういうのを教訓とされてもう少し飛ばないように強化したような、当然そこを考えるとされるんだと思うんですが、そこ辺についていかがですか。確認だけしておきます。

○教育総務課長（角 茂樹君）

今回の復旧に要する費用としましては、今おっしゃられたように被災した紫尾小学校校舎の中棟の屋根の張りかえ、1、2階の教室、床の形成並びに天井の張りかえ、照明器具の取りかえ等を計画してるところでございまして、この積算に当たりまして設計事務所、我々もですが現地確認を行い、学校側からの聴取、教育委員会との協議等を踏まえながら、そういったことが二度と起こらないというか、そういったのに耐え得るように一応設計をしたつもりでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○木下 賢治議員

11ページの慰霊碑周辺の倒木除去なんですけれども、96万ということなんです、算定基礎を教えてくださいということと、当然伐採すればチップ等となる副産物が出るかと思いますが、対価として見てあるものかを確認させていただきたいと思います。

もう1点は、先ほど平八重議員のほうからもございましたけれども、竹林に対するその災害対応の補助なんですけれども、基本的に町長が言われるようにそういう振興会の組織拡充のために振興会員を対象にするというのも重々わかるわけなんですけれども、先ほどございましたように、確かに私たちどもの周辺には高齢者、小規模の竹林家というのもいらっしゃいます。

これまでの私が体験した事業で、県の事業を町が裏負担をしてするような、制度資金を利用したようなそういう施設、園芸を含めてそういうものなんかの事業の際にも、そういう場合は特に農協が部会として組織の柱になってそういう事業をとっていくわけなんですけれども、対象は県の事業の場合県民、町の事業の場合は町民なんですけれども、そういう補助の対象としては全ての人が、部会員でなくても対象になった経緯があると思います。

そういう意味で、本当に町内のそういう竹林、タケノコ生産をされている人たちの中には、そういう高齢者とか小規模の人たちの存在ということも大きなものがありますし、そういう人たちがいらっしゃるからそういう生産組織プラスそういう人たちのおかげで町内の竹林整備というものも進んでいる点もあるかと思えます。町は町民のためのやっぱ税金を使うべきだと思いますので、手上げ方式でもいいからそういう広報活動をやって、手上げ方式でもいいからやっぱし対象にするべきじゃないかと私も同感なんですけれども、検討の余地はないものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

基本的には先ほど申しましたとおり、そういう組織に入ってる人を、今までもそういう形で振興しておりますので、ほいで最近昔みたいでなくて、高齢化が進んでもう脱退をするということで、個人の方も確かにやっばいいらっしゃるんですけども、せっかくこうして組織で活動をして町全体としてのやっぱタケノコの振興を図っていくというようなことでしている以上は、やっぱまずは優先的にそういうところはそういう組織を通じて、会員の皆さんがまたさらにタケノコ専用林をもうこれでやめたということにならんようにしていきたいというのが1つのねらいでございます。

そしてまた、先ほどなぜ基本的といったのはそういうところであって、どうしてもやっぱ個人的にも頑張っている方もいらっしゃる、そういうことはもう事実として受けとめておりますので、そういうところについては予算の範囲ということでもありますので、そういうタケノコ専用林のところをまた個人的にもやっばいやるよちゅうことがあれば、予算の範囲ではもう対象にできないという意味ではございませんので、基本的にはそういう組織のあるところを通じてやるということになっておりますので、個人でもどうしてもまたやっばいいきたいということがあれば予算の範囲では対象にはするという考えを持っておるところであります。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

鶴田慰霊塔の関係でございますが、場所的には鶴田中学校の国道を挟んで向かい側というか反対側に位置する、ちょうど旧宮之城と鶴田町の境にあるところでありまして、桜等が約30本ほど植えられておりまして、それがほとんど倒木したということで、大きさも直径が40センチから50センチということで非常に大きいものでありまして、それがほとんど根ごやし状態になっているところがございます、これにかかる伐採、運搬、設置等も含めた金額ということで、土木担当の技師のほうに見ていただきまして積算をしたところでございます。今回の台風でもいろいろたくさんの倒木等が町内一円になされておりますので、一括そういったのは保管して、今後処分していくような計画ではされているところでございます。

○木下 賢治議員

先ほど質問したのは、その搬出されたときの対価というか副産物が出るわけですよね、チップになるようなパルプになるような、そういうのなんかはプラスマイナスしてあるかものかということを訪ねたわけでございます。

町長が、そういう基本的な考え方にプラスアルファがあるということを知って安心していただけますけれども、現状として個人の人やタケノコの集荷を請け負ってやってくれる人がたくさんいらっしゃるわけですよね。特にさつもの、あれは何会社ですかね、あのタケノコ工場なんかもうシーズンになると車が何百メートルもこう並ぶような状況にあるというようなことで、やっぱしそういう生産組織だけじゃなくして、そういう人たちが本当に町民の中にはたくさんいらっしゃるということだけを確認した上での今後の検討の材料にさせていただきたいと要望しておきたいと思えます。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

先ほどの関係ですが、ちょっと先ほどもお話ししましたが、一応倒木の処理をしたものは一括して建設課のほうでまとめてする計画であるところでございます。

○米丸 文武議員

台風の大変な被害が出ておりまして、皆さんも本当にこう、ここにこういう予算でも上がってきておりますけれども、今山林の被害、これについては本当にもう全域的な被害が起きてるというふうに思うわけでございます、先般の全協の中でどれぐらいの調査をされましたか、何割ぐらいされてますかというふうなことでお聞きしたところでございますが、先ほどもございましたようになかなか入っていけないような状況もあって進んでいないと、今の段階での補正の予算であろうと思うわけでございますが、先ほどからいろんな議員の皆さんからも質問が出ておりますが、本当に自然環境を守って水土保全というようなことからすれば、山全体のやはり管理保全をしていくという面から、本当に町単独だけじゃなくして国、県とも一緒になってこれをやっていかなければいけないことだろうというふうに思います。そういうような取り組みを本当に力強く推進していただきたいというふうに要望したいわけでございますが、今、先般森林組合のほうにまいりまして、今回の台風被害での山林の保険ですね、森林保険にどれぐらい加入しておられたようですかということで聞きますと、大体3割ぐらいしか入っておられないというふうでございます。

森林保険の場合ですと、要するに時価でもって保険金で補てんをされる場所もあるわけでございますので、被害の森林の所有者方には大変助かるわけでございますけれども、やはりこれもこうして行政も一緒になって支援もしますけれども、行き届かない場所もあるわけでございますので、やはりそういうようなものの普及啓発ということも町の方もやっぱし推進していかれるべきではなからうかというふうに皆さん方に、こういうのを活用してほいでこういうときには保険でもって補てんをされるようなことを呼びかけていただくことも大切ではないかなというふうに

思うわけでございます。

今、もう一度お聞きしますけれども、先ほど出てきておりますのは町長のほうから広葉樹についてもまた検討したいということでございますが、本当に山全体が大変な被害であるということは認識されておると思いますので、今後しっかりと被害の状況というのは、時間がかかるかもわかりませんが、調査していただいて、どういうふうにしてこの森林資源を守っていくか、国土保全をしていくかということに対しての取り組みをしていただきたいというふうに要望したいと思うんですが、町長の考えをお伺いしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

今回の台風は、非常にかねての災害と違ったということはもう申し上げておりましたので、非常に倒木というのがいろんなところに影響が出たところであります。山自体が本当に、大木も根ごとやして倒れるというような状況がありますし、このまま放置すると山が荒れる、何とか手で打たんといかんなどということによってこうして予算のほうも出しているわけではあります。この町単でやるという意味もありますけども、やはりこの森林環境税とかそういうものを県の事業等を入れて一緒にやりましょうということにしてるわけではあります。

したがって、基本的にはこういった造林をしているところということになるわけですが、やはり広葉樹とかいろいろ山を守るためにはそういった場合もいけませんで、その辺はまた町単でもできるところはやっていきたいという考えに基づいてお答えしたところでございます。

それから、保険の加入については、以前みたいに山を手入れをしてお金がどんどん入るという時代であればそういう認識も高まって、保険に入りましょうということになるんでしょうけども、現実には御案内のとおりもう山にも入らないという状況がずっと続いておきますので、人によってはですね。ほいで、非常にまたその辺の認識というのが私は薄いのかなと思っております。

したがって、森林組合に加入をしてる人すらも最近はどうも脱退とかですね少ないわけではありますので、やはりその辺のところは基本的にやっぱり山の大事さというのは非常に、今も十分言われておられますとおり多面的な機能を有しているわけではありますので、そういったことをさらに機能を高めるためには山をしっかりと手入れをしていく、CO₂の関係につきましても、荒れておたってCO₂の吸収にはならんわけではありますので、やっぱり除間伐をしっかりと、それだけのCO₂を吸収にはならんわけではありますので、やっぱり除間伐をしっかりといただければCO₂を吸収をするような、温暖化防止するための機能を高めるということが一番大事なことでありますので、そういったことをやはり推進をする意味合いからも山をしっかりと守る、手入れをする、その辺の認識を基本的にやっばこれから、我が自治体もですが日本全体が見直しをしていく時代じゃないかと思っております。

外材も一時かなり多くてあれですが、だんだんと国産材が割合が高まっていくことになっておるようでありまして、新しくこのCLTとかあるいはバイオマスのような新たな需要も拡大の方向にありますので、もう1回この見直しをしてもらう、その啓発というのはこれから非常に大事かと思っております。

それとあわせて、やっぱり当然こういった場合に想定をして保険というのは大事でありますから、保険も掛けたほうがいいですよちゅう督促はいろんな機会にまた申し入れをしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

申しわけありません。先ほど岩元議員のほうからありましたドラゴンボートのシャッターの件なのですが、一応確認をしましたところ、構造上支柱で補強するというな機能は今の時点ではついていなかったというようなことで、しなかったというかできなかった状況でございます。

したがいまして、今後このような状況も踏まえまして、また何らかの対策を考えていきたいと思っております。申しわけありませんでした。

○議長（舟倉 武則議員）

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第65号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

ここで暫く休憩します。再開はおおむね午前11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に続き会議を開きます。

△日程第9「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第10「議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第11「議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第12「議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第13「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事

業会計決算の認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第9「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第13「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第66号から議案第70号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

平成26年度の国の経済情勢は、経済再生に向けて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起とする成長戦略の3本の矢によりまして、長引く円高、デフレ不況からの脱却を目指し、緊急経済対策に基づく大型補正予算の編成や、地方活性化のための創生枠が設けられるなど、景気の底割れ回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図ってきた結果、企業収益の増加や雇用、所得環境の改善が見られ、景気回復の動きが広がりつつあるところであります。

こうした中、地方財政計画におきましては、厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては経費全般において徹底した節減、合理化を進める中で、社会保障関係費の増加を反映した計上を行うとともに、緊急防災減災事業や地域の元気創造事業費が計上され、平成26年度補正予算におきましては地域住民生活等緊急支援交付金が計上されるなど、地域活性化に向けた財源措置が行われたところであります。

本町における平成26年度当初予算におきましては、総合振興計画の実施計画、あるいは各種個別計画並びに私のマニフェストに基づきまして民生費、農林水産業費、教育費などを初め、幅広い分野における予算措置を行ったほか、平成24年度からの継続事業であります庁舎建設事業費につきましては、旧庁舎の解体工事や駐車場等の外構工事などにかかる予算を計上いたしました。庁舎本体工事の減によりまして、予算全体では前年度を大きく下回る予算となったところであります。

決算規模につきましては、歳入では町税の伸びはあったものの、普通交付税の減、また庁舎本体工事の終了に伴います基金繰入金の減が大きく、また歳出では、国民健康保険特別会計への法定外繰出金や消費税率の引き上げに伴います臨時福祉給付費や、子育て世帯の臨時特例給付金等の増はあったものの、庁舎本体工事の終了に伴い、歳入歳出ともに前年度を下回ったところであります。

今後、普通交付税の段階的縮減が始まることに加えまして、人口減少等によりまして交付税の交付額のさらなる減少が危惧されることから、多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民サービスを確保するため、選択と集中を基本とした計画的かつ効率的な財政運営を行わなければならないと強く感じているところであります。

また、全国各地において集中豪雨や竜巻などの自然災害が多発し、住民の防災への意識が高まる中、本町においても地震災害や河川災害等の教訓をもとに、町民の安心・安全の確保のため、あらゆる災害等を想定した危機管理体制の構築にも取り組んでまいります。今後におきましても、引き続き議会及び町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

各会計の決算状況について申し上げますと、まず一般会計でございますが、歳入決算額におきましては156億3,019万8,000円となり、前年度に比べ1億7,985万2,000円、1.1%の減となっております。

また、財源内訳におきましては、町税や分担金及び負担金使用料及び手数料などの自主財源が48億7,939万5,000円で、全体に占める割合が31.2%となりまして、地方交付税や国県支出金などの依存財源が107億5,080万3,000円で、68.8%となったところでもあります。前年度と比較しますと、自主財源比率で5.9ポイント増加いたしましたものの全体に占める割合は低く、依然として国県などへの依存財源の割合が高い状況でございます。

一方、歳出決算額におきましては、142億8,818万1,000円となりまして、前年度と比較して1億1,859万9,000円、0.8%の減となったところでもあります。

減となった要因としましては、消防救急デジタル無線整備事業、国民健康保険事業への繰出金などの増があったものの、庁舎本体工事費、林道開設事業、小学校地震補強事業及び道路整備事業などの減が大きかったことによるものでございます。

性質別経費の増減につきましては、義務的な経費が給与改定等に伴います人件費や臨時福祉給付費金及び子育て世帯臨時特例給付費の扶助費の増などによりまして、1億3,811万円の増、投資的経費が消防救急デジタル無線整備などによる増はあったものの、庁舎本体工事の終了などによりまして8億2,341万1,000円の減、その他の経費が情報システム管理費やごみ処理施設管理費等の物件費の増に加え、国民健康保険特別会計への法定外繰出金などによりまして5億6,670万2,000円の増となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支におきましては13億4,201万7,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源としまして5,975万3,000円を控除した実質収支におきましては、12億8,226万4,000円の黒字となったところでもあります。

主な財政指標におきましては、経常収支比率が85.5%から87.2%へ1.7ポイント上昇しております。県内の平均は91.8%で2%増となっております。

これらの主な要因としましては、分母側におきましては普通交付税の減によるもの、分子側においては物件費、繰出金、補償費等の増などによって1.7%の上昇になったところがございます。

また実質公債費比率は、公債費負担適正化計画に沿った順調な推移によりまして、平成26年度においても着実に改善をし、3年間の平均値が地方債許可基準となっております18%を下回る9.3%と、前年度と比較しまして2.3ポイント改善をいたしまして、初めて2けた、10%を下回ったところでもあります。県内の43市町村のうち、低いほうから14位ということでございまして、改善が計画どおり進められてるといふふうに考えております。

さらに基金の増減につきましては、役場庁舎建設基金を4億4,680万7,000円全額を取り崩しましたほかに、積立におきましては、財政調整基金が決算積立を含め7億5,267万7,000円、主に特定目的基金におきましてはまちづくり振興基金に2億5,050万5,000円、公共施設整備基金に3億36万3,000円をそれぞれ積み立てたところでありまして、基金総額で9億7,752万1,000円の増となったところでもあります。

特別会計につきましては、まず国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入決算額38億4,411万8,000円、歳出決算額35億1,525万8,000円、差引3億2,886万円の黒字となっております。

国民健康保険基金1億2,202万円を取り崩したことによりまして、実質単年度収支は6,685万8,000円の黒字となっております。なお、平成26年度末の国民健康保険基金残

高はゼロであります。

歳入歳出決算額は、歳入決算額におきましては対前年度比較で9.4%の増となっております。これは毎年度増え続ける保険給付費に対応するため、一般会計からの法定外繰入金1億8,000万円を初め、保険給付増に伴います国庫支出金の増や退職被保険者への職権適用による療養給付費等の交付金等が大幅な増額となったためであります。

歳出決算額の保険給付費の総額は24億9,257万5,000円で、歳出全体の70.9%を占めておりまして、当年度末の被保険者数で除した1人当たりの保険給付費は、41万3,020円となっております。今後とも引き続き生活習慣病の早期発見早期治療につなげ、医療費の適正化に努めてまいりたいと思っております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入決算額3億2,969万4,000円、歳出決算額3億2,673万8,000円、差引295万6,000円の黒字となっております。歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億1,227万8,000円を占めておりまして、歳出全体の95.6%となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額は32億4,180万6,000円、歳出決算額31億6,946万8,000円、差引7,233万8,000円の黒字となっております。歳出決算額は25年度比較で1億2,440万2,000円、4.1%の増となっております。

また歳出決算額の保険給付費の総額は30億2,009万7,000円で、前年と比較して1億2,755万1,000円、4.4%の増となったところです。今後におきましても、介護予防を初め総合事業の取り組み並びに地域支援事業の充実を図りながら、高齢者の支援に努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入決算額及び歳出決算額ともに2,074万5,000円であります。歳出決算額は25年度比較で81万4,000円、3.8%の減となっております。

町の地域包括支援センターを町社会福祉協議会に運営委託したことによりまして、指定介護予防支援事業所についても町の社会福祉協議会に変更となりますために、介護サービス事業特別会計は平成26年度限りで廃止をするものでございます。

最後に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額5,130万円、歳出決算額4,441万8,000円、差引688万2,000円の黒字となっております。なお加入戸数は392戸で、前年度と比較しまして8戸の増となっております。今後におきましても、加入促進を図りながら区域内の水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

なお平成26年度におきます施策の具体的な内容、成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書並びに総合振興計画の実績調書のとおりでございますので、御了承を賜りたいと思っております。

次に、「議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

これは、平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金1,773万6,315円全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次に、「議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について」であります。

水道事業決算の状況につきましては、年間の総給水量が100万2,548立方メートルで、前年度に比べ2万9,812立方メートルの減、給水人口が年度末現在9,397人で、78人の減となっております。

経理の状況につきましては、収益的収支において、収入額が1億4,170万6,000円、支

出額が1億2,397万円で、差引1,773万6,000円の純利益となったところであります。

資本的収支におきましては、収入額1億2,698万8,000円に対しまして、支出額1億8,852万円で、不足する額6,153万2,000円につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんをしております。

主な施設整備としましては、水道事業の運営管理や緊急時の対策等を強化するための中央監視システム整備事業に取り組んだところであります。

次に、「議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

これは、平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金2,161万1,155円全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

最後に、「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

簡易水道事業決算につきましては、年間の総給水量が120万5,961立方メートルで、前年度に比べ4万7,335立方メートルの減、給水人口が1万1,989人で242人の減となっております。

経理の状況につきましては、収益的収支において収入額は2億7,728万2,000円、支出額が2億5,567万1,000円で、差引2,161万1,000円の純利益となったところであります。

資本的収支においては、収入額は7,505万9,000円、支出額は1億7,827万3,000円で、不足する額1億321万4,000円について、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんをいたしております。

主な施設整備につきましては、緊急時対策としまして鶴田中央簡易水道事業と薩摩簡易水道事業の連絡管の布設を行ったところであります。水道事業につきましては、給水人口の減少や節水器の普及などから給水量の減少に伴い、水道料金収入も減少傾向にありますことから、引き続き効率的な経営に努めますとともに、安全安心な水の供給に努めてまいります。

ただいま御説明いたしました議案のうち、議案第67号及び議案第69号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

また、議案第68号及び議案第70号の各決算につきましては、同法第30条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

以上、平成26年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして社会資本の整備及び住民福祉の向上並びに水道事業の健全経営に努めてまいったところでございます。

ここに改めて議員各位の御理解と御協力に対しまして深く感謝を申し上げますとともに、あわせてよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○柏木 幸平議員

ここで動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案5件につきましては、8人で構成する決算特別委員会を設

置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

15番、柏木幸平議員からただいま議題となっている議案5件については、8人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっています議案5件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、岩元涼一議員、新改幸一議員、桑園憲一議員、川口憲男議員、森山大議員、新改秀作議員、岸良光廣議員、柏木幸平議員、以上の8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△日程第14「陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費
国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年
度政府予算に係る意見書採択の陳情について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

当委員会に付託されました「陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書について」審査の過程と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町中津川5366番地1武さとみ氏から提出され、平成27年8月3日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっており、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。また本県においては複式学級も多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えず、複式学級の解消は極めて重要な課題である。

また、社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となつてきており、多くの課題が山積し深刻化してきているため、こうした解決に向けた計画的な定数

改善が必要である。

さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じている。

このような観点から、1、子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること、2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること、3、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改め、複式学級の解消に向けて適切な処置を講ずることの3項目について要請をする内容であります。

審査の中で、要請事項の1項目及び2項目については趣旨をよく理解できるが、3項目の中の国の学級編成基準を改め、複式学級の解消に向けて適切な措置を講じることについては、本町が複式学級の解消に向けて学校再編を進めていることとは趣旨を異にすることから、委員会としては採決の結果、要請事項の3項目を除く部分について了とし、一部採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、陳情第7号を採決します。

お諮りします。本件に対する文教経済常任委員長の報告は一部採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は委員長報告のとおり一部採択することと決定いたしました。

△日程第15「発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第15「発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

[森山 大議員登壇]

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

ただいま議題となりました「発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書（案）について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに一部採択されました「陳情第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」と同様に、2項目について要請するものであります。

お手元に配付してあります意見書案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

[森山 大議員降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第16「報告第7号 平成26年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」、日程第17「報告第8号 平成26年度健全化判断比率の報告について」、日程第18「報告第9号 平成26年度資金不足比率の報告について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第16「報告第7号 平成26年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」、日程第17「報告第8号 平成26年度健全化判断比率の報告について」及び日程第18「報告第9号 平成26年度資金不足比率の報告について」の報告3件を議題とします。

内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、報告第7号から報告第9号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず「報告第7号 平成26年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」であります。

これは、平成24年度に地方自治法第212条の規定に基づきまして、継続費を設定いたしました庁舎建設事業が終了いたしましたので、同法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

最後に、「報告第8号 平成26年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第9号 平成26年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、まず「報告第7号 平成26年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

続きまして、「報告第8号 平成26年度健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

続きまして、「報告第9号 平成26年度資金不足比率の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第7号、報告第8号及び報告第9号を終わります。

△日程第19「所管事務調査報告の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第19「所管事務調査報告の件」を議題とします。

議会運営委員会が調査中でありました事項について報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○議会運営委員長（川口 憲男議員）

議会運営委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成27年8月3日から4日にかけて、福岡県筑前町及び大分県臼杵市において、議会改革及び議会活性化に向けた取り組みについて調査を実施いたしました。

まず、福岡県筑前町であります。筑前町は福岡県のほぼ中央部に位置し、本町と同じ平成17年3月22日に2町による対等合併で誕生した、行政区域面積67.18キロ平方メートル

の人口約2万9,600人の町です。

現在の議員定数は16人で、委員会は3常任委員会と議会運営委員会のほかに議会広報特別委員会、議会活性化検討委員会、そして地方創生特別委員会が本年度設置されております。

なお、筑前町議会は町民の声を町政に届けるべく、町内における各種団体、組織との意見交換を積極的に開催していることや、議会改革等の実績が認められ、平成26年の議会改革度調査では全国65位、福岡県内3位の高位置となっています。

今回の調査では、議会の公正性、透明性を確保し、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指し、その前提条件となる議会の説明責任の推進、議員による議会報告会の開催、議会基本条例等を協議する委員会として設置された議会活性化検討委員会の木村博文委員長から、取り組みに関する説明を受けました。

この議会活性化検討委員会では、議会が変わればもっと住みよい住みたくなるまちになるはずを目標に掲げ設置をされ、7年目を迎えようとしています。まずは議会、議員自らが意識改革を図り、まちおこしを進めようとする意気込みを感じました。

また、平成24年4月1日施行の議会基本条例の中には、自由討議の拡大に関する条項が規定しており、議員間における闊達な自由討議を積極的に行い、議論を尽くして合意形成に努めることを重視しています。

これまでの自由討議における最大のテーマは、議員定数にかかわる事項でありましたが、在任特例を適用したことにより、町長と議員との任期に2年の開きがあり、2年に1回選挙が行われこれに要する経費が課題となっていることから、議会活性化検討委員会を初め自由討議の場においても選挙の時期に関する事項が今後の大きなテーマとなっていくとのことであります。

この自由討議の運営は議長進行によるもので、テーマを掲げ、テーマが議案に関する事項であれば最終的には本会議で決せられることになるので、議員間で十分討議を行い、その決定の前段部分までをこの自由討議で行っているとのことであります。このほかに、各常任委員会では調査研修等に関する年間（2年間）のスケジュールを定め、基本的にこの計画に沿った委員会運営を行っているとのことであります。

次に、大分県臼杵市であります。臼杵市は、大分県の南東部に位置し、平成17年1月1日に1町との新設合併により誕生した、行政区域面積291.08平方キロメートルの人口約4万700人の市です。

現在の議員定数は18人で、委員会は議会運営委員会のほかに第1種委員会と第2種委員会に分かれております。第1種委員会は本町の常任委員会に相当するもので、総務委員会を初め3つの委員会が設置されています。

そして、第2種委員会は本町の特別委員会に相当するもので、議長を除く議員で構成される予算委員会と、議長及び議選監査委員を除く議員で構成される決算委員会が設置されています。

なお、両委員会の平均的審議日数は、予算委員会では当初予算で2日、補正予算で1日、決算委員会は1日となっているとのことであります。

委員会審議の特徴として、第2種委員会の1つである予算委員会では、当初予算及び補正予算の全てが審議され、第1種委員会の常任委員会では条例の制定、改廃等の予算議案以外の審議が行われています。

そして、この第1種委員会では事務事業の検証を実施し、改善策や解決策等を検討した上で市長に対し提言等を行い、次年度予算への反映を促すという取り組みがなされていることから、予算決算委員会での審議日数が少ないものと推測されます。

また、議会情報の提供、公表という面からは、市民の約7割がケーブルテレビを接続している

ことから、これを活用した議会本会議の録画放送などの議会情報が積極的に提供されており、これらの理由から市議会単独の議会だよりは発行されておらず、市の広報紙の一部（２ページ）の中で一般質問の質問事項や議会の概要等についてのみ掲載されています。

臼杵市議会では、合併当初から議会改革に取り組んでおり、その中で地方議会が求められているテーマとして、１、執行機関の監視機能の強化、２、政策立案機能の強化の２項目を掲げ、これらの実現に向けた取り組みがなされています。

その中でも特徴的なものは、合併時から年４回、定例会の休会中に実施されている政策討論会です。市長のマニフェストで、四位一体（市民、市長、議会、市役所）の健全な共同体づくりが掲げられていたことから、議会がこのことに呼応した形で議会の発案として政策討論会が始まりました。

内容は３つの部会（ほぼ第１種委員会と同じメンバー）毎に、市長、副市長及び教育長とさまざまな政策課題について自由な討論を行い、市民第一の行政実現を目指そうとするものです。

さらに、この討論会の場に出されたテーマ等については、必要に応じて関係機関、団体等の意見交換会を開催し、市民との情報共有を行い、政策への反映を図ることを目的としています。

これらの取り組みの集大成のひとつが、臼杵市議会では初となる議会提案により平成２２年４月１日から施行となった、ほんまもの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例の制定であります。

ただ、条例制定に向けて調査研究を行っていた当初は、議会事務局体制も充実していたことから実現に至ったということもあったようですが、政策立案機能の強化という初期の目的が達成された実績のひとつであります政策討論会については、議員の一般質問と重複する項目があり、一般質問が出にくくなる面があるのではないかとという質問が本町の議員から出されましたが、これまでの経験等も含めある程度の区別ができている、同じテーマでも切り口の異なった面から掘り下げて質問するという点などもあり、一般質問の人数は極端に減ってはいないとのことでもあります。

最後に、今回の調査を通して感じたことは、筑前町議会では自由討議という名称ではありますが、本町議会の全員協議会における協議の内容と共通する部分が多く見られました。

今後は、自由討議の採用もしくは全員協議会の充実を行った場合における議題の選別や運営方法等のルールなどについて、調査研究をしながら定めていく必要があるものと感じました。なお、費用弁償の廃止や議案に対する議決の賛否状況を議会だよりに掲載することなどの取り組みは、今後本町においても検討すべき課題であると考えます。

次に、臼杵市議会では政策討論会が実施されていますが、これらのあり方については議会運営委員会の中から、政策課題については政策討論会の場ではなく本会議における一般質問という政策論争の場で町長を初め執行機関と議論を行い、傍聴やインターネット中継等を通じて町民にもその内容を知ってもらいたいという意見が、調査後の所見の中で出されています。

ただ、広く住民の声を吸い上げ、これを政策提言に反映するという観点からの各種団体や関係機関との意見交換は、臼杵市議会同様積極的に取り組んでいく必要があると感じました。

また、議案審議の方法は本町と大きく異なりますが、特に当初予算審議、決算審議の進め方については執行部との協議が必要な面もありますが、能率的、効果的な審議のあり方について議会運営委員会を中心として研究検討を行っていきたいと考えております。

このほかにも、これまでの議会改革の取り組みや意見交換の開催状況等に関する資料の提供等を受けましたので、本町における議会活性化、議会改革のための参考とし、調査事項については前例にとらわれず、新たな手法の導入等も検討しながら、継続的に取り組んでいきたいと考えま

す。

以上で、調査概要を申し上げ、報告といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

これで、所管事務調査報告を終わります。

△日程第20「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第20「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により別紙のとおり、次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第21「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第21「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会ならびに各特別委員会の各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって、会議を閉じ、平成27年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 平八重 光 輝

さつま町議会議員 木 下 敬 子

